

704-186-2ㄅ

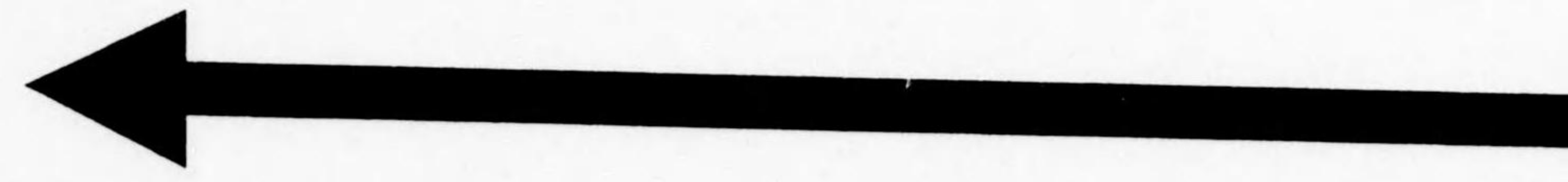


1200500751355

04
86
2ㄅ



始



IT5A-11

704

I-86

27



板垣鷹穂著

# 藝術觀想

青葉書房刊



この書に収めた諸稿は、昭和十八年に発表した稿の多くの部分と、昭和十七年から同十二年までに発表した稿の僅かな部分とである。いづれも、始めて單行本にまとめる稿である。卷末に收めてある年表に記した通りであるが、これ等の稿を執筆した期間は、支那事變のはじまつた年から大東亞戦争の二周年目に及ぶため、その間に私の關與した諸藝術の「觀想」を、或る程度までまとめて回顧する結果になつた。「觀想」の一部ではあるが、この書の背後に思ひ出すことは限りなく多い。

昭和十八年の秋

出陣學徒壯行會の日に 著者

950  
133

目次

一

- 戦争畫の現代的使命
- 南方建築政策の諸問題
- 文藝家とその教育機關
- 國民藝術と寫眞
- 國民精神涵養と現代建築
- 社會施設紹介と宣傳工作

二

- イタリアの風土と造形文化史
- Leonardo da Vinci の建築史的意義
- レオナルド・ダ・ヴィンチの光學研究

五 一四 二二 二八 三七 四一  
 四九 六八 九七

三

國民映畫の確立

第一回國民映畫授賞作品の決定に就いて

映畫法實施當時に於ける映畫推薦の機構と目的

推薦映畫と其の周圍

映畫法發令滿一年に際して

發令當時の映畫法解説

文化映畫と社會教育

兒童映畫考

映畫教育と教育映畫

四

映畫鑑賞指導講座抄

二

一〇七

一一三

一二九

一二七

一三五

一四〇

一五六

一七二

一七八

一八五

五

東洋美術と西洋美術

戰爭畫の精神

映畫作品の價值評價

六

民衆娛樂地域に關する諸問題

實況放送の表現形式

時局下の文展を觀る

建築界の革新

科學日本の新築

日本紹介と壁面寫眞

現代寫眞家の作畫態度

小型映畫界の動向

二三九

二四四

二五〇

二五七

二六七

二七三

二七六

二八二

二八七

三〇一

三〇五

遺構と現代

支那事變と寫眞

文化映畫界の時事所感

海軍記念日と啓發工作

大東亞戰爭初頭の啓發展覽會

七

オペラ座の群像

撮影所の性格描寫

現代住宅の型

子供の寫眞

爐邊の映畫話

映畫監督斷想

放送と映畫

三二二

三一七

三二四

三三六

三三九

三四五

三四七

三五七

三六三

三六八

三七二

三七九

八

南イタリアの旅日記

關西建築日記抄

名古屋建築瞥見記

建築傍觀日記抄

九

科學的思索

三八七

三九四

四〇〇

四〇六

四二一

藝術觀想





## 戦争畫の現代的使命

現代の戦争畫が如何なる歴史的必然性をもち、如何なる社會的意義を有してゐるか？——と云ふ問題は、唯だ戦争畫の藝術的價值を規定する觀點からばかりでなく、戦争畫に課せられてゐる啓蒙的効用を考察する立場からも、充分に熟慮すべきところであらう。本稿は、この問題に就いて基本的な要點を指摘し、事實に取材する具體的な考察をして、一應の私見を述べるものである。

戦争美術が特に國家的・社會的使命を帯びて著しく發達した最初の盛代は、古代ギリシヤであつた。現存する遺品で見ると、既に紀元前六世紀頃にその發露をみるのである。即ち、紀元前六世紀から同五世紀にわたつてギリシヤ各地に造営された神殿建築の遺構と廢址とをみるに、これ等の神殿を裝飾する彫刻の主題は、その半以上が戦争に關するものである。元來ギリシヤ民族は、決して、武力による侵略を好むものではなかつたが、ペルシヤの如く強力な侵入を外部から受ける場合には、極めて勇敢であり、守護神を尊崇し、戰勝に因んで優秀な美術を創造した。然し、アレクサンドロス大王とその後繼者の王朝時代には、ギリシヤが外部に向つて著しく擴大された時期であり、當時の戦争美術は更に新しい段階に入り、一層の伸展を示したのである。

アレクサンドロスが特に信頼してゐた彫刻家リシッポスは大王の肖像を幾種類も作つたが、そればかりでなく、群像の形式をもつて大王の英雄的性格を表現した作品もあつたと云ふ。中でもグラニコスの戦鬪を彫刻した作品は、三十餘個の彫像から構成されてゐたさうである。これ等の作品は、文献に残るだけで、その實效的效果を知るに足る資料は傳はつてゐない。然し、少くとも、アレクサンドロスを主題とする優れた繪畫の模造品は、現存してゐるのである。

日本で編纂した普通教育用西洋史の教科書には、アレクサンドロスが馬に乗つてダリオスの乗車をめがけ、ペルシャ勢の中に突入する有様を描いた古畫が載つてゐる。これは、現在ナポリの國民美術館に保存されてゐる精巧な大型モザイクで、ギリシャ時代の繪畫を模造したローマ時代の遺品である。非常に迫真力の強い作品である。モザイク模造品にこれだけの力があるところから推察すると、原作の繪畫は定めし優秀な作品だつたであらう。戦争畫の歴史に残る最古の傑作である。

後繼者達の建てた諸國の中で、特に尙武の精神の著しかつたのは、ベルガモンに都したアッタロス王朝であつた。この國は、建國當時からガリア族の侵略を防衛する必要がある、この外敵に對して攻略の戦果を収めてゐたので、その戦果に因む美術造營が活潑に行はれた。現在ベルリンの博物館に保存されてゐる大規模な浮彫の如きその優れた作例である。ギリシャ諸神と巨人族との戦鬪を描いたこの浮彫は、ベルガモンに造營された巨大な祭壇を裝飾してゐた作品で、主神ゼウスに捧げられたものである。そのほか、各地の美術館に模造品として残つてゐるものには、戦ひに敗れたガリア族を示す數種の彫刻がある。これ等の彫刻は、主神ゼウスと守護神アテナと

に捧げた戦勝感謝の記念彫刻の一部を傳へるものと推定されてゐる。これ等の遺品で判斷しても、極めて迫真力の強い寫實性をもつてゐるから、全體の規模は恐らく、戦争美術の歴史上特に注目を要する大作であつたらうと思はれる。

ギリシャ時代について美術の特に盛大を極めたルネサンス時代には、フィレンツェ政廳舎大廣間の壁面を装ふ筈であつた戦争畫が、戦争美術の歴史上に特殊な意義をもつてゐる。少壯氣鋭のミケランジェロと老熟期のレオナルド・ダ・ヴィンチとの二人が、フィレンツェの歴史に輝く戦勝に主題を求めた大作であるが、ミケランジェロの作品は素描以上に出ず、レオナルドの作品は未完成に終つた。いづれも原作者の構想は、後代に僅かの斷片として知られてゐるだけで、眞筆の素描すら殆ど全く失はれてしまつた。然し、借りに若しこの二作が完成してゐたとすれば、恐らく、戦争美術史上の最高の傑作となつたであらう。

このうち、ミケランジェロの構想は、水浴中の兵が急いで武裝を整へる姿を中心にとめたもので、大彫刻家としての面目を躍如たらしめる傑作となつた筈である。また、レオナルドの作品は、軍旗を奪ひ合ふ騎士達の一團を中心に雄渾な構想をもつ大作となつた筈である。殊にレオナルドは、實戰に就いて極めて豊かな體驗をもち軍馬の習性を熟知し解剖學の研究を積んでゐた上に、戦場をこめる砂塵と砲煙との効果に關する科學的考察を精密に行つてゐるから、戦争畫の本質を深く把握した優秀作を完成し得た筈である。彼の繪畫論に記された戦争畫の叙述そのものが、既に大きい歴史的意義をもつてゐるのである。

近代に於ける戦争美術の隆興期は、ナポレオンが美術政策を行つた時期である。當時特に發達したのは油彩の

戦争畫であるが、この期間の事情を簡條書に要約すると次のやうになる。

- 一、造形文化を利用して國民を啓發し、展覽會を教化機關として扱ふ企畫は、十八世紀啓蒙思想家の既に主張するところであつたが、十九世紀初頭は、繪畫展覽會の社會的存在價值が最も高い時期であつた。
- 二、支配者は、繪畫によつて自己を英雄化し民望を強めることが出来たし、國民は繪畫を觀て英雄待望の要求を満足させてゐた。また畫家は、支配者を英雄化することによつて自己の社會的名聲を擧げ、榮達を得ることが出来た。
- 三、當時の造形文化としては、繪畫のみが戦争の描寫に適する藝術であつた。しかも、當時の戦争そのものが繪畫で描出するに適してゐた。例へば、軍人の服裝のごとき、當時ほど繪畫的な美しさをもつたことは、その前後にない。

以上の如き事情にあつたから、ナポレオンの美術政策は、充分の必然性をもち大いに成功したのである。ナポレオンの將軍時代に、フランス軍に従つてイタリア各地に觀戰の機會を得た畫家ジャン・グロは、當代戦争畫家の代表的人物であつた。彼は、皇帝の信頼最も重く、彼の作品はサロンの觀衆を感激させた。畫家としての社會的位置も、グロは特に高かつたのである。

戦争美術の歴史を回顧し、そのうち特に社會的關係の緊密な現象三種を選んで僅かの瞥見をすれば、上記のごとくである。この僅かな代表的示例の中にも、示唆に富んだ問題は多く、詳細にこれを考察すれば、豊かな參考資料を得ることが出来るのである。

## 二

現代の造形文化の中で、戦争を描寫するに適した性能をもつものは、寫眞と映畫とである。殊に、報道寫眞と記録映畫とは、戦争そのものの寫實的描寫として、最も強力な迫眞性をもつものであり、これを觀る者の心理から考へれば、最も信頼すべき描寫なのである。素朴な考へ方からすれば、眞實そのものなのである。例へば、支那事變の初期に製作された記録映畫「南京」のごとき、また、大東亞戦争發端の報道寫眞「ハワイ爆撃」のごとき、その寫實的價值によつて、日本國民の心に深い感銘を與へてゐるのである。殊に、戦士自身の撮影になるハワイ爆撃の報道寫眞は、恐らく、寫眞術の歴史百年の全期を通じて、最も嚴肅な感動を與へた作品であるに相違ない。世界の何處の國民も、この一組の報道寫眞を觀たときの日本國民ほどに、深刻で嚴肅な感動を寫眞から受けた經驗はあるまい。然し、これに類する感動は、大東亞戦争の輝かしい戦果が報道されることに、報道寫眞から受けつづけて來たのである。

従つて、假りに若し現代社會に於ける繪畫展覽會の重要性が十九世紀時代と同程度に大きいとしても、前時代の戦争畫がもつてゐたほどの社會的效果を、繪畫展覽會に求めることは出来ない。報道寫眞の著しく進歩した現在では、戦争畫はその迫眞性に於いて、甚しく稀薄になつてゐるからである。しかもその上に、繪畫展覽會の社會性すら、現代では非常に局限されてゐるのである。加ふるに、現代の機械化された戦争は、寫眞の描出形式に適してゐると共に、繪畫の表現には適當でないのである。昭和十七年の一月初頭、東京市の百貨店飾窓は、大型

に引伸したハワイ爆撃の報道寫眞を掲げ、街頭の大衆に深い感銘を與へてゐたが、これに近い社會的效果を戰爭畫の展覽會に期待することは出来ない筈である。

しかし、現代の戰爭畫には、また自づから別個の社會的使命がある。それと共に、現代の戰爭畫は、現代の戰爭を描出するに適した新しい表現技法を創造し、現代の社會的使命に即應した新しい形式を案出しなければならぬ。この問題は普通に想像されてゐるよりも遙かに深い意味をもつ。簡単な「適應」では何等の力も持ち得ないし、國家から課せられた使命をはたすことも出来ない。充分に強固な創造力が必要なのである。これ元より畫家の責任にぞくすることであるが、それと同時に、繪畫の性能を善用すべき當事者の考慮を要する點である。

例へば、二百號ほどの大型額畫の形式によつて、各種の戰果を永く追憶するための記念的な戰爭畫を製作させるとする。かゝる目的を満足させる造形文化は、現在のところ油彩畫の他にないのである。然し、この要求から製作される戰爭畫が充分にその使命を完うし得るためには、優れた新しい表現技法と描寫形式とを創造しなければならぬ。従來の風景畫や人物畫を扱つてゐたのと同じ技法と形式とは、この目的に副ふことが出来ないものである。かゝる意味では、今までのところ、現代固有の戰爭畫として完成した作品がないと云へるのである。世界歴史を新しい展開に導いた大東亞戰爭の戰果は、日本國民の心に嚴肅な追憶を残してゐるから、これを記念する戰爭畫もまた、嚴肅な迫力をもつ繪畫でなければならぬ。大きく強く、きびしい美しさをもつ作品でなければならぬ。

けれども、これに類する問題は、例へば、少國民の心に大東亞戰爭の正しい觀念を育成する啓發用印刷物の場合に就いても、同様に考慮されるべきことである。現代の少國民は、正確に撮影された寫眞を通して各種の機械的造形物に親しんでゐる。軍艦、軍用機、戰車、等に就いても、明確な寫眞を好むのである。且つ、少國民に健全な科學知識を育成する立場から考へても、事情の許す限り、明確に撮された軍備・兵器の寫眞を、繪本の中に挿入する必要があるのである。外國では既に寫眞だけを使つて趣味よく面白い子供繪本を多數刊行してゐる。その中には、流線型機關車に乗せてもらふ子供を、簡単なストーリーに構成し、全部を寫眞で統一してゐるものなども出來てゐるのである。

日本で刊行されてゐる兒童用繪本の現状をみると、繪畫の趣味が悪く灰汁が強く、色彩は甚しく粗雑であり、圖柄もまた低劣である。しかも、製版、印刷、用紙、等が不十分である。そのため、子供の健全なファンタジーを培ふには何れも適してゐないし、良好な趣味や感覺を養はせるにも相應しくない。これ等の事情を考慮すると少國民用の戰爭畫には、慎重に研究すべき問題が多いやうに思はれる。まして、大東亞戰爭に就いて、正しい觀念を少國民の心に與へる建前からすれば、更に一層の研究が必要であらうと推察する。

## 三

軍事關係の啓發工作に繪畫を應用し、満足な成績を收めてゐる一つの優秀な示例は、一九三六年十一月二十六日發行のイラストリテ・ツァイトウング増刊「ドイツ國防力」特輯號である。云ふまでもなく、この定期刊行物は古い歴史をもち、寫眞と繪畫とを巧みに編輯する多年の經驗をもつのであるが、この特輯號は中でも傑出し

た出来栄を示し、その規模も特に大きかった。

一九三六年は、ナチス政權確立後四ヶ年にあたり、敗殘から立ち上るドイツが第一次四ヶ年計畫を完成した年である。このときの四ヶ年計畫は、國內を混亂させた業者救済に主な目標を置いて企畫した積極政策であると共に、各般の軍備を再編成した期間にあつてゐる。そして、これに續く第二次四ヶ年計畫には、目標を主として國防力の擴充に求め、今日の強力な軍備を整へる基礎を置いたのである。従つて、一九三六年と云ふ年號は、新興のドイツにとつて極めて記念的な意味をもつのである。

かゝる意味をもつ一九三六年に開催されたベルリンのオリムピック大會は、決して單なる國際スポーツ行事ではない。新興の成果を國民に理解させ國外に表示する「民族の祭典」だつたのである。従つて、今回の大戦中國内で發表した劇映畫「希望音楽會」が、最初の場面をオリムピック入場式の實寫に求め、劇的構成のモーターフを祭典序曲に置いてゐるのも、深い意味をもつのである。記念的なこの年に、ドイツ政府は各種の優秀な國策寫真帖を製作したが、上記の「國防力」特輯も刊行したのである。

イラストリルテ・ツァイトウングの「ドイツ國防力」は、陸・海・空各種の兵科に就いて、寫真と繪畫を豊富に使つてゐる。このうち繪畫は全部が精巧な原色刷になつてゐる。原畫は水彩で描いたものらしいが、色彩、圖柄、形式、等、いづれも各種の兵科を描出するに相應しいもので、寫真の間に組み込んでも非常に効果的なのである。全部が大型全頁のものと二頁見開きのものとで、製版・印刷の技術も完全であり、紙質の選定も原畫の持味と良く調和させてある。

繪畫としての形式は、極めて平易で親しみ良く、それでゐて、決して低俗でない。趣味が洗練されてゐると共に、觀る眼に強い迫眞力を感じさせる。玩味するに樂しく、しかも充分な科學性を具へてゐるのである。

ここにみるものは、現代の國策に適ふ繪畫の一つの行きかたにすぎない。然し、充分に模範的な作例の一つなのである。

## 南方建築政策の諸問題

一四

東京帝大工學部の建築科では、南方に新築すべき住居の基本形式につき、實驗上の研究を進めてゐる。現在のところでは、強烈な太陽光線の輻射熱を出来るだけ遮断するに適した屋根の形態に就いて實驗を行ひつゝある。實驗室の上部に多數の電球を装置し、二十餘種の屋根型をトタンで造り、陽光による加熱と換氣による遮断との關係を研究することから始めてゐるやうである。従つて、屋根型の問題だけに就いても、なほ建築用材、建築構造、等をはじめ、色彩其他の研究が伴ふ筈である。同様な方法をもつて、壁體、採光部、床下、其他の實驗が豫定されてゐる。それ等を綜合して、はじめて標準住居の耐熱實驗が完成されるのであるから、一定の結果をみるまでには數年の期間が必要である。

これと異なる方法による實驗研究は、東京工業大學の建築科でも行つてゐるが、問題はやはり、熱度と温度とに就いて、居住に適する基本形式を案出するにあるらしい。

更めて述べるまでもなく、西南太平洋地域の風土は、氣候の點だけでも幾多の特異性を地域的に含んでゐる。専門家の分類によれば熱帯多雨森林氣候、熱帯季節風氣候、熱帯高山氣候とに區別されると云ふ。然し、さしあ

たり日本内地で行はれてゐる實驗研究は、温度と湿度とに就いて、住居の形式を規定することに向けられてゐるやうに推察される。現在の流行語になつてゐる所謂「南洋ボケ」に因んで、普通考へられてゐる常識の如きは、主として「暑さ」に結び付けられてゐるほどである。

然し、問題の範圍を單に氣候だけに限るとしても、このほかになほ一つ重要な點が解決を求めるのである。即ち、日本人の長期定住を豫想する場合には、日本の風土の氣候にみる特殊性と日本人の生活感情にみる性格との密接な關係が、深い考慮を必要とするのである。遠い過去から日本人は、常に氣候の變化を意識しながら生活して來た。古來の日本文學が、四季の變化に因む自然觀と生活感情と催事とを中心目標として展開してゐるごときこの事情を明らかに示すものである。日本文學史と四季の變化との間に存する密接な關係は、極めて特殊なものであり、日本文學の本質的性格を此處に見出すことも可能なほどである。また、自然と交渉の最も密接な農業に於いても、日本の場合は、四季の變化の反映の仕方が著しく複雑であり、多忙である。その絶え間ない勞作の煩忙さに於いて、極めて獨特なものがある。更に日常の生活に於いても、日本人は絶え間なく四季の變化を意識し時の推移を自覺し、生活を整調し續けてゐるのである。

冬期に雨量の多い裏日本では、雪と戦ふ激しい生活が營まれる。夏期に湿度の著しい表日本では、悪質の暑氣に苦しめられる。雑草の繁殖に適した日本の風土では、雑草と戦ふ農民の勞作がある。家の主婦は、衣・食・住の營みに於いて、絶え間なく季節の變化を豫定しながら暮す。變化の烈しく、條件のきびしい日本の風土は、日本人を不斷の訓練にかりたてゝゐる。この訓練があるからこそ、日本人は「米産の北極」にまで稻を栽培する方

法を講じ、東亞大陸を開墾し、アメリカの農業を開拓したのである。

また、その半面に於いては、四季の複雑な變化の中に、自然現象を鋭く觀察し、自然美を豊かに感受し、日常の慰安を見出ししてゐるのである。最も簡素な食物の中に季節の味覺を楽しむのも日本人であり、手軽く短かい詩文に季節を求めて卑近な國民藝術「俳句」に親しむ心も、風土の性格が育てた個性である。

かゝる事情であるから、複雑で激しい四季の變化は、日本人の國民性の一側面を構成してゐるほどである。従つて日本人が、住み馴れた風土の環境をはなれて、「夏」だけの續く南方に移り、季節の變化に伴ふ生活の營みを忘れて、全く受動的な立場に置かれるとき、その心身に及ぼす影響は案外に大きいものがあらう。斷るまでもなく、建設の勞作の多忙を極めてゐる現在に於いては、かゝる問題は考慮の餘地を残さぬ有閑事にすぎないが、長年に亘る定住を豫想する場合には、何等かの方策を考慮すべき問題の一つであらう。少くとも、住居建築に伴ふ居住區域の施設としては、適宜な企劃が案出さるべきものである。

住居建築の形式に連關して注目されてゐる問題の一つは、生活水準を如何なる程度に設定すべきか？——と云ふ點である。生活水準は居住者の文化水準に關係し、延いては、共榮團の根本政策にも聯絡する問題であるから充分に慎重な考慮を待つて決定さるべき事項である。然し、風土と生活との關係は、精神に深く結び付いてゐるだけに、特殊な考慮を要するのである。

かく考へて來ると、住居建築と氣候との關係に問題を限定しても解決すべき課題は著しく多いやうに推察される。

建築技術家の立場から、南方建築工作に就いて独自の見解を發表したものの、中では、臺灣總督府營繕課技師の論旨が特に注目を要する。昭和十七年九月に建築學會機關紙「建築雜誌」が大東亞建築特輯を行つたとき發表した稿である。「南方共榮團建設への構想」と題する大倉三郎氏の論說である。大東亞戰爭以前の時代に於いて、長期に亘り日本が建設事業を大規模に進めた南方地域としては、臺灣が唯一の場合である。従つて、この地域に營まれた經驗は特に參考を要するわけであるが、上記の論說は、それ自身として良く系統だつて居り、各般の問題に就いて統一の見解が述べられてゐるのである。

基礎問題としては、南方圏の風土的特殊性と日本人の體質的順應性とに就き、氣象學と生理學との専門家が發表した報告を参照して南方居住者に關する日本独自の對應策を述べてゐる。殊に、移住者の素質低下問題に就いては、歐米學者の調査を批判し、風土病に對する日本醫學の進歩、人口増加率に關する臺灣の統計調査、日本人の熱地氣候順化性、等を指摘し、高等精神作用の低下に因む具體的方策を提案してゐる。

また、積極的な建築政策としては、南方圏を通じて一貫した方針をたて、都會はもとより山岳都市の施設を含めて大規模な都市計畫を創案すると共に、研究と實施とに關する各般の機關を設置することが希望されてゐる。

以上の諸問題は相互に密接な連關を有するものであるから、論旨全體の中から一部分を抽出し紹介することは當を得ない筈である。然し、建築に關する論旨の要點を拾ひ、列記的に書き換へてみるとすれば、凡そ下の如く

である。

- 一、南方の特殊性として、必要な人的資源は指導者であり、事業と技術の関係者である。農民、労働者は原住民で充分であるから、卓越した指導階級を日本人に求める。従つて安じて活動生活を営み得るための諸施設を絶対に完備させなければならない。
- 二、熱帯地の生活は、生理的素質に關係なく、肉體精神の疲労・消耗を來し易いから、規則正しい生活と充分な栄養と適當な心身訓練と休養・慰安と、それ等の條件を充す諸施設を必要とする。この問題に連關して、山地の開発・利用を企劃する必要がある。清涼な環境を利用して、保健・訓練、及び、文化關係の諸施設を企劃するのである。
- 三、住居建築は、熱帯の氣候・風土・生活の特殊性を科學的に検討する基礎の上に設計すべきは勿論であるが同時に日本人の生活基準を定める必要がある。歐米人は經濟的搾取者としての生活様式をもつたが、日本人は共榮の建設者たるに相應しい生活程度を必要とする。
- 四、南方圏の建築は權威ある高度の文化性を持たねばならない。「單に純正なる文化性のみでなく、威力ある文化性でなければならない」。「新時代の日本を知らしめ、また、寄らしめる、威力ある建築的文化」が必要である。「様式としては、近代調の明朗・合理・簡素なる形態に、熱帯建築的なるものを合致せしめたものが、先づ想像されるところである」。
- 五、都市計畫としては、熱帯の風土に適する保健・保安・防衛・其他の對策は云ふまでもない。それ以上に、

上記の趣旨に基き、「様式、規模、材料等に關する高級な基準を設けることを要する。これは美觀などのためのみならず、指導國家たる日本の權威を南方一般に宣揚し、日本を中心とする東亞的文化を顯彰するところに重大な意義をもつ」。

- 六、南方圏一帯に建築に關する統制機關を設け、建築計畫の認可制を敷き、建築施工の法人組織を置く。入札の如き契約方式を廢して、合理的・能率的な事務方式をたて、これによつて一切の施工を擔當させる。優秀な技術者を運用して直營の形式をとる。
  - 七、「科學第一主義」に基いて、建築に關する各般の専門研究機關を設置すると共に、内地と現地と連絡・交流を計り、技術家の育成を盛にする。
- 以上に私は、南方圏に經驗ある一専門技術家の意見を、その要點に就いて抽出した。これ等の要點は、然し、「問題の目標」を指摘するものであるから、その各々に就いては、現地の實情に即した具體的な検討が行はるべきであり、各自が別個の解決案に導びかるべきであらう。

## 三

舊殖民地時代に、オランダ政府が原住民を教育するため編纂したジャワの歴史があり、一種の參考資料として日本譯が刊行されたことは、私が此處に云ふまでもない。これに類する參考資料を建築に就いて求めるならば、舊殖民地時代に歐米各國が造營した南方各地の建築物を擧げるべきであらう。私は、これ等の建造物が當初の目



的通り使用されてゐた當時の實際狀況を知らないが、寫眞に収録されたものを瞥見したゞけでも著しい興味を感じるのである。もとより、建築作品として優れてゐるわけではないが、参考資料としては下の如き注意事項が數へられる。

- 一、建造物の目的・種類と建築様式との間に存する一般關係
- 二、これ等の建造物を造營した各國の本國に於ける建築との關係
- 三、建造地域の特殊性と建築様式との間に存する關係
- 四、特殊な政策的意圖を含む建築施設に窺はれる様式上の性格

以上のやうな觀點から各種の建造物をみると、様式は著しく多種多様である。然し、これを極く粗い分類に整理するとすれば、下の如く區別することが出来るやうである。

- 一、本國の十九世紀に流行した歴史主義に基き、傳統様式をそのまま、移植したもの
- 二、本國の現代に勃興した新様式を適用したもの
- 三、本國の傳統様式に南方圏固有の様式を加味したもの
- 四、本國の新興様式に南方圏固有の様式を折衷したもの
- 五、南方圏固有の様式を模倣したもの

以上五種のうち第一種は、主として記念的威容を誇示しようとする場合に多く、第二種は主として享樂的・慰安的施設に多いやうである。また、第三種と第四種とは居住本位の建築に多いやうに推察される。これに對して

第五種は特殊な例外に限るやうである。

然し、これ等の諸施設を國別にみるときは、また特殊な意向が窺はれる。例へばアメリカの如きは記念的意圖を加味するフィリップスの大建築には、自國で愛用してゐる古典主義的様式を適用し、裝飾柱を豊かに列ねて、外觀の威容を誇示してゐる。米本土の公共建造物に多く見る傳統的・歴史主義的様式である。ところがアメリカは、全く事情を異にする他の地域即ち支那に造營する社會施設にはこの方法を用ひてゐない。ロックフェラー財團、其他の建造した學校、病院、教會、等に於いては、純粹の支那様式を豪華に適用してゐるのである。此處に建築を通じて、支那とフィリップスにとつたアメリカの根本政策が窺はれる。兩地域に於ける建築様式の根本的相異はそのまま、政策の根本的相異を表示してゐるのである。

かゝる次第であるから、舊殖民地時代の各國が各領有地に建造した建物は、一種の參考資料として、極めて興味深いものがある。更めて斷るまでもなく、大東亞共榮圈を建設する將來は、全く異なる根本前提に立ち、全く異なる指導精神に基くのであるから、積極的な參考資料とすべきものではない。然し、研究材料としては、詳細な調査を一應必要とするのである。

現在のところ、この種の調査資料を詳細に収録した編纂物は、なほ企劃されてゐないやうである。然し、假りに若し、地域の狀況、風土の性格、等をはじめ、建築材料、部分圖、附帶施設をも含め、本國建築界との詳細な關係、南方各地の個有建築、等々を比較・對照し得るやうに系統だつた堅實な刊行物が出版されるとすれば、極めて興味深いであらうと思はれる。

### 文藝家とその教育機關

文藝家を養成する獨立の教育機關がないのは、當然なやうでもあるが不都合なことでもある。美術家や音楽家には専門學校令に基く公私の獨立した學校があるが、演劇と文藝とは、官立はもとより、まとまつた教育施設と云はれるほどのものが一つも出来てゐないのである。

演劇關係の問題に就いては既に多くの論争が繰り返された。この種の學校が日本にないのは、美術や音楽のやうに外國の藝術様式を輸入する必要が當局によつて認められたとき官立の學校を建設して置かなかつたままの狀態が今日まで續いてゐるためだと解することも出来るであらうが、また、國立劇場の設立と切り離して演劇専門の官立學校を考へることの不可能な點も此處に加へて置かなければなるまい。美術家や音楽家のやうに卒業後の職場を自由に求め得るものと異り、演劇關係者の仕事は專屬の劇場に採用されでもない限り、卒業後の就職口を求めることが困難だからである。

文藝家を養成する専門の學校がないのは、恐らく、他の藝術に比して専門技術の訓練が不用のやうで實は込み入つてゐるからであらう。少くとも、美術家、音楽家、演劇關係者、等がその藝術を完成するに要する専門技術と文藝家の必要とする専門技術とは、その性質を甚しく異にしてゐるからであらう。單に「文章を書く」と云ふだけのことなら、文章による仕事をしてゐる誰でもが持ち合せなければならぬ筈のものであるし、殊に、文藝

作品そのものを研究資料とする文藝研究家の仕事とは或る程度の共通性をもつものと考へられるのが普通である。

一例として洋畫家の場合をみると、本來の天分を別として普通教育を終了してから、講習所などに通つてデッサンの勉強をし、入學試験に合格してから五年の修學過程を積むのだが、繪描きらしい繪描きになるには、それから少くとも十年位の修業が要る。而かも多勢の卒業生のうち作家として出来る者はほんの少數にすぎない。それにも拘らず畫家の仕事は、生涯を通じて裸體なら裸體だけを描きつづけてゆくに必要な藝道の習得があれば足りるのである。

假りに若し、この程度の専門教育を小説家の場合に於てはめてみるとする。眞當の意味で文章らしい文章が書けるやうになり、描寫の技巧と併せて注意力や感覺の訓練を積むためには、元來から云ふと長い年期が要る筈であるが、畫家と違つて小説家は、果實や裸體や樹木を視つめてゐるうちに作品が出来るのではない。生活の奥に徹した「人生」の體驗と主題をこなすに足るだけの教養とが是非とも必要なのである。従つて若し當局が、美術家や音楽家などと同じ比率の訓練をほどこすに十分な文藝専門の教育施設を思ひ付いたとしても、その面倒な條件を満足させるだけの習學組織を立案したり運用したりすることは、恐らく非常に困難に相違ない。

以上のことは、此處に更めて述べるまでもなく解り切つた「常識」なのであるが、現代日本の文壇に窺はれる様々の缺陷をこの常識と連關させて考へることは、一と通り必要なやうに思はれる。

かつて「身邊文學」の批判が流行つたころには、此處に日本文學獨特の境地を見出したたり、反對にまた、外來

自然主義の傳統的遺産を指摘したりする様々の議論が現はれたものである。取材と構想と形式との上で種々の新しい試みが出てゐる現在の創作界からみれば、身邊文學の問題を回顧したり「主題の固定」に就いて反省したりすることは時代錯誤の感あるを免れぬが、未だに根強く存続してゐるこの缺陷の裏に教養の不足を認めるものとするれば、もう一度考へ直して見る必要もあらう。廣い視野の中に社會の諸相を注意する考察力を訓練してゐない限り、身邊の記録と心境の描寫とは最も手近な安全地帯として何時までも殘存するからである。

けれども、日常身邊の狭い境地から離れて「現代」を特徴づける著しい社會現象や近代文學上の歴史的人物に材料を求め、中篇なり長篇なりに形式上の伸展を許された幾つかの作品のうちには、大掛りな主題を一つづつこなしして一種のシリーズになつてゐるものもあるほどで、堅實な努力に好感のもてる云ふ程度の試作なら相當の數量が見出されるやうである。が、その半面にはまた、新しい世界を扱つた小説と云ふよりもむしろ小説の形を借りた「見聞集」のやうなものもあるし、現代的な社會施設や生活雰圍氣を取扱ひながらその環境描寫が甚しく稀薄なものもある。これ等の「作品」になり切らない弱點や不消化な症狀は、多くの場合、複雑な材料の要點を捉へるに必要な理解力なり観察力なりの訓練が未熟なために生じる。材料の用意は十分だが描寫技巧が不足してゐると云ふ場合はむしろ少ないと云つて良からう。

複雑な材料をこなしてゆくに要する理解と観察との力が乏しいのは、知識的な教養を身に附けてゐないからだと考へられるのが普通である。けれども更に根本の原因は、さう云ふ力を常にそなへて置くだけの基本的な訓練を缺いてゐるところにある。例へば、組織の大きい工場とか病院とか百貨店とか會社とか、さう云ふ材料を選んでは或る構想をまとめようとする場合、作者の氣持が如何に良心的であり、材料の供給が如何に豊富であるとしても、唯だその時その場に限つて一つだけの社會施設を選び出しそれをこなさうとするのでは、決してこれを的確に觀察したり理解したりすることは出来ない。長い間に少しづつ集積して行つた各方面の知識と、そのうち自づから養はれて來た注意力の訓練とがあつてはじめて、選ばれた一つの材料の特殊性を理解し作品の構想を組み立て得るのである。

さう云ふ意味から考へると、此處に假想された文藝家養成の専門教育では、小説の習作を試みさせたり、模範的な作品を使つて演習をさせたりするデッサンの稽古と指導教授とのほかに、優れた歴史家の著述を通して一つの「時代」なり一人の「人物」なりの個性化的な把握法を修得させることも必要であるし、また「現代」を特徴づけてゐる文化的機構や科學的施設を詳細に見學させる十分な實物教育も設けなければならぬ筈である。

「術學」と云ふ言葉がある。本來の意味は更めて云ふまでもなく學を術ふことである。不必要な知識を並べ無用の理論を弄ぶ評論家や、借り物の見聞を以つて脆弱な骨組みを掩ふ小説家など、淺薄な「教養」を誇る輩を蔑むときに使ふ言葉である。然しこの言葉は、また時として、正しい知的教養そのものが作家に不必要であるかの如き錯覺をも起させてゐるやうである。

斷るまでもなく、日本の藝術教育施設は幾多の根本的な缺陷を含んでゐる。洋樂教育では唯だ作品をこなす「藝」の技巧ばかりを重んじ、作者の意圖と作品の性質とを併せて會得させることがないために、職人的な「演奏家」を養成する結果となりやすい。建築學科の教育では建築の「精神」を教へる指導者が少なく、斷片的な知

識の集成のみが興へられるために、工學方面の常識と藝術に關する漠然とした興味とは持つてゐるが、造型的創造の實力を養成されたものは極めて稀である。畫家の多くが繪畫の本質を忘れて手藝の工人に墮してゐるのも頭腦の訓育を缺くからである。さう考へて來ると、文藝家養成のアカデミックな機關がないことは左程の問題でないとも云へる。

然し、文藝關係の本格的な専門教育を実施するに困難ならしめてゐる當のものが、同時にまた、他の藝術の場合より増して優れた作家の出現を阻止してゐる——と云ふ事實は、何度反省してみても良いことである。

文藝家の多くは大學令による各國文學の專攻學科に籍を置いた人達である。各國の語學と各國の文學との何れかを專攻させるために設けてある學科が、同時に、各國の文學史家と一般文學の理論家と文藝評論家との養成機關であることから既に變則なのである。まして、この中から作家を造り上げることは更に變則な筈である。かかる點から考へれば、現代の作家が程度の差こそあれ何れも一種のアマチュアらしいところを示してゐるのは當然かも知れない。無數に存在する同人雜誌の筆者ばかりでなく、ジャーナリズムの寵兒として活動してゐる作家の中にも「文藝アマチュア」と云ふ言葉で呼ぶに適した人の多いことは此處から來るのかも知れない。極く少數の人だけが自分を「専門家」として云はば「獨學」で教育し上げたのである。

尤もアマチュアと云ふ言葉を「職業的」と云ふ言葉に對立させて使ふとすれば、文によつて糧を得てゐる大部分の文藝家はこの語義にあたらなうであらう。けれども、學歴ばかりでなく仕事の仕方や態度から云ふと、アマチュアらしい者が決して少くない。アマチュアが巾をかかせてゐる藝術の分野は寫真ぐらゐるものだと言へても考

へてゐるであらうが、嚴密に云ふと、寫真につぐものは實のところ文藝なのである。

國民藝術には色々の種類があり、様々の目的を持つてゐる。例へば、情報局が企畫してゐる「國民映畫參加作品」の如きは、製作會社に委託製作させる劇映畫である。これによつて國民文化の向上を計ると共に、國民精神を涵養させ、啓發方策に役立てるのである。誰でも知るやうに「ハワイ・マレー沖海戰」は、近頃の最も典型的な示例の一つであるが、同様に、國民演劇も國民歌謡も、純然たる國民藝術である。

寫眞は國民藝術として何う云ふ形態をとつてゐるであらうか？ 報道寫眞家を動員して啓發展覽會を開催し、大型印畫紙を百貨店の飾窓に展示するのも、國民藝術の一形態である。各種の専門寫眞家や素人寫眞家が、作品集を寫眞帳に編輯し單行本として出版するのも、國民藝術の一種であり得る。全國にゐる素人寫眞家達が、地域的に團體を構成し、職場別に會を組織して、國民文化の向上を計らうとするのも、國民藝術運動の一發現である。ドイツが實施してゐるやうに、建設計畫の綜合展示に壁面寫眞を使ひ、技術の粹をつくして様々の寫眞帳を刊行するのも、國民藝術の模範的な示例である。

まことに、國民藝術として寫眞の受持つ役割は、廣く複雑である。専門技術家は元より、素人寫眞家が社會的

に協力する境地も、著しく廣汎であるべき筈である。

かゝる意味から私は、國民藝術の創造に素人寫眞家が受持つ役割につき、若干の要點を指摘して置きたいと考へる。かつては「アマチュア」と云ふ言葉で總括されてゐた寫眞關係者の社會的意義につき、私の考へへの一端を述べて置かうと思ふのである。

## 二、

昔から日本人は、藝術に對して特殊な性格と習慣とをもつてゐる。これを一應回顧し、批判的に反省して置くことは、素人寫眞界の將來に關する諸問題を考察する場合にも、是非とも必要なことである。日本の藝術は、鋭敏な感覺で洗練されてゐると共に、器用に小ぢんまり完成して、大きく延びない一面をもつてゐる。また、日本人は藝術を味ふ場合に、單に鑑賞するだけで満足せず、自らも試みようとする性質をもつてゐる。この事實は日本の藝術史に様々の形をとつて現はれ、日本藝術の性格の一面を構成してゐるのである。

例へば、能樂に就いてこれをみるとする。現代の能樂は、典型的な傳統藝術の一種である。各流派はその技能を嚴格に傳承し、きびしい訓練を積んだ名人をもつてゐる。ところがそれと同時に、能樂に趣味を寄せる鑑賞者の中には、自から衣裳を着けて舞臺に立つ人が少くない。その最下級なものは、拙劣な謡曲を口にして他人に迷惑を及ぼす卑俗な輩であるが、良好な場合になると、これによつて自分の生活環境を豊かにし、落付いた品性を養つてゐる人もある。傳統藝術のきびしい傳承と素人の趣味とが、兩立し併存してゐるのである。この事實は歴

史をみても解る。足利時代に勃興した能樂は、徳川時代には儀式的な格式を具へてゐた。將軍家の觀能は厳格な儀禮を以つて行はれた。それでゐて、武鑑にみる能樂師の社會的位置は甚しく低い。而かも興味あることに、大名はじめ能舞臺に立つたことが傳へられてゐる。溝口健二が演出した「元祿忠臣蔵」を觀た人は記憶してゐるであらう。濟手御殿の能會の折、吉良が舞ふ筈の知盛を徳川綱豊が舞ふあたり、あの映畫の優れた場面であるが、かゝる劇的構成が常識となつてゐるほどである。

更に一般的な現象は俳句に就いて考へられる。現代では、各種の官廳や會社が、俳句の會をもつてゐる。芭蕉を深く研究しながら自らは句作しないと云ふ人は、國文學の専門史家ぐらいなものである。俳句に興味をもつ普通の人は、古人の名句を味ふと共に、自分も駄句を捻つて楽しむのである。そればかりではない。役所生活を續けながら俳句で觀想を習練し、豊かな心境を養ひ、優れた文人の域に達してゐるやうな人もある。

一例を挙げるとすれば、富安風生のやうな人がある。長年の文官生活を送り選信次官まで務めた人物であるがその隨筆集の中で「淡水魚」の如き、現代日本の優れた文藝作品である。社會的な勢力をもつ現代の職業的な俳人には、この「淡水魚」のやうに滋味の豊かな隨筆を書く人はない。ジャーナリズムの上で代表的な隨筆家として通用してゐる人の中に、これほど豊かな感覺を内蔵する者はない。有名な創作家の中にも、これほど含蓄をもつ隨筆の書ける作家は餘りない。尤も富安風生も、俳句論を書くときには、所謂「社中」に安住する俳人と等しく、俳句至上主義の宣傳家になつて居る。「草木愛」の如きその一例である。かう云ふところに俳人の陥り易い缺點を残す人ではある。然し、俳句そのものに直接關係のない文章を書くときは、反つて、俳句の訓練が活きて來

る。そこに自づから築き上げた描寫の技巧と觀想の境地が開け、傑出した隨筆家が形成されるのである。富安風生よりも更に優れてゐるのは寺田寅彦であつた。世界的に傑出した自然科学者として独自の研究境地をもつた寺田寅彦は、現代日本の文藝史に残る大人物であるが、その豊かな感覺と技巧との一部は、俳借の訓練から養はれてゐるのである。

然し、富安風生や寺田寅彦を創造した俳句の世界は、偏僻な土地に職場をもつ人達に簡素な慰安の糧を與へてゐると同時に、往々にして偏狹なセクト意識と低俗な趣味感情をもつ俳人を養成する弊に陥る。これに類する現象は、茶湯・生花の世界にも認められる。西川一草亭のやうな傑出した人物も現はれ得ると共に、一草亭がその「落花帯記」の中で罵倒してゐるやうな、俗悪な有閑茶人は非常に多い。末梢的な形式に拘泥し本來の精神を没却してゐるのである。

かう云ふ事實を拾ひはじめると切りがないが、良く反省してみると、現代の素人寫真家にとつては、これほど示唆に富む教訓はないのである。

## 三

更めて斷るまでもなく、寫眞の技術訓練は、他の寫實的な造形藝術に比べると、比較にならぬほど容易であり簡單である。油彩畫法では、素描の基本的訓練に數年を費しても、やうやく初歩の過程を修得し終るにすぎない。然し寫眞では、技巧の水準に達するまでに左程の勞苦を必要としない。機械的操作と化學的處理との受持つ範圍

が著しく大きいからである。従つて、寫實的な表現慾を満足させやうとする素人にとつて、寫眞ほど親しみやすい藝術はないのである。殊に日本人のやうに、藝術を鑑賞しながら自分でも試みることを好む國民には、寫眞は餘計に親しまれるのである。加ふるに日本人は、何でも器用に手早くまとめる性質をもち、氣のきいた感覺を簡素に運用する才を具へてゐるが、素人寫眞の發達は著しいのである。ところが、半面に於いては、徒らに技巧だけ達者になり、藝術的な心境を深く掘り下げることもなく、手輕な趣味の中に安住してしまふ場合が多い。例へば、日本畫を少し習ひ覺へた人が、會合の席で畫帳に描く小器用な墨繪のやうに、「弄ぶ」だけで満足しがちである。素人寫眞の私的團體を組織して、箱庭の國の主様の如く支配してゐる「大家」など、その典型的な場合である。

加ふるに、寫眞は國際的な流行を容易に喚起する。諸外國の出版物に大量生産された各種の寫眞作品は、かつては常に輸入されつづけられてゐた。また、國內の寫眞家が案出した新しい形式や技巧も、刊行物に印刷されて全國に紹介されてゐる。それ等の種々様々な作品は小器用に寫眞機の性能を利用する素人寫眞家によつて、直ちに模倣され流行するのである。素人寫眞家の殆ど全部は、藝術に就いて批判的な定見を持たないから、無批判な流行現象が発生しやすいのである。

映畫のモニタージュが流行しはじめると、建築を曲げて撮すのが「常識」になる。急速に通過する車體に「運動描寫」が試みられると、これが直ぐ展覽會に氾濫する。カフエーのネオン・ライトを大都市の道樂寫眞家が「作品」にまとめると、地方の小都會に住む素人もまた、自分の生活環境から「大都市の斷片」を探し出さうと

する。章魚を乾した海濱風景が現はれると、同じやうな寫眞が飽きずに繰り返されるのである。

尤も、かう云ふ傳派性は素人寫眞家だけに限らない。對外宣傳寫眞が企劃されて、日本齒科醫專の臨床講義室が一度現はれると、同じ手術室の寫眞があらゆる對外宣傳雜誌に組み込まれる。恰も日本には、これ以外の優れた施設が無いかの如くである。基礎調査を務めることもなく、知識的教養を積むこともなく、唯だ模倣を繰り返して「一つ覚え」に安住するからであるが、かう云ふ現象は寫眞の世界だけに限られてゐるやうである。

かつて或る一派の寫眞家達は、淺薄で幼稚な一種の「藝術論」を弄び、自分達の狭い仲間しか通用しない怪異な「作品」を楽しんで、自慰的な満足を味つてゐたことがある。ところが近頃には、歪められた日本精神を標榜して、甚だ「寫眞的」ならざる觀念主義の報道寫眞(?)を發表する人達を折り／＼見かけたのである。確乎とした識見を缺くためである。

#### 四

然し日本の素人寫眞家の中には、傑出した寫眞集「會地村」の作者もゐる。長野縣下伊奈郡の一小村に住んで版畫に郷土色を描出してゐた熊谷元一は、簡單な國產寫眞機一個を使つて、綿密に山村の生活描寫を計畫し、數年の努力を費して優秀な寫眞帖を完成したのである。山村の生活を、四季の變化と社會の組織とに分け、未熟な技巧のまま不十分な機械を使ひ、版畫家の感覺と堅實な意志によつて、あの大作を創造したのである。この寫眞帖は、寫眞の歴史はじまつて以來、世界の何處にも見出すことの出来ないほど、獨特の意義と價值を持つもの

である。

かつて識者達の絶讃に迎へられた寫眞帖「會地村」が、如何なる過程を経て完成されたかに就いて、私は幾度か記してゐるから此處に繰り返すことは避けて置く。また、この寫眞帖が浴した光榮に就いても、いまは述べるべき場合でない。唯だ私としては、これに類する有意義な仕事は、日本各地に限りなく存在する素人寫眞家にも「可能」なことだけを指摘するに止めて置く。實現しようとする意志と努力と、的確な感覚と指導と、それだけが具つてさへるれば、日本各地の郷土生活を全國民に理解させることが出来るのである。

昭和十三年の末に刊行された「會地村」を現在の立場から反省する場合、特に注目すべき問題の一つは、文化映畫と素人寫眞帖とが分擔する社會的意義である。現在の優れた文化映畫に描出されてゐるものは、現在の日本國民を深く啓發する力を具へてゐる。國民はこれ等の文化映畫を通して、日本の郷土に營まれてゐる生活の諸相を理解し、建設の方策を啓發されるのである。然し、文化映畫は上映の條件が甚しく限られてゐる。かう云ふ映畫を観たいと思つてゐる人も、めぐり會はす機會は少ないであらう。啓發される筈の地方人の眼には、觸れることなく過ぎてしまふであらう。また、地方を巡回してゐる間に、耐久性の少ない現在のフィルムは損じ、觀にくくなつて感銘を與へることも出来なくなるであらう。これに對し、假りに若しこれ等の主題を、一冊づつの寫眞帖に刊行して置くとすれば、時間と場所とに制限される不都合なく、日本國民を廣く啓發することが出来る。個人で買ふことも自由であり、學校その他の教育施設に備へて、いつでも展くことが可能となる。

ところで、かう云ふ性質の普通寫眞は、職業的な報道寫眞家が出張して撮影するよりも、その各々の地域に住みなれ環境に親しみつけた地方の素人寫眞家が、綿密に描出すべき性質をもつてゐる。その地方にゐる素人寫眞家ならば、人情も良く理解してゐるから、撮る方も樂であるし、撮られる方も日常の姿を示すであらう。季節の移り變りも自由に扱へるし、風物の配合によつて郷土色を浮き出させる手心も知つてゐる。従つて、自づから描出が豊かになり、美しくゆとりのある作品にまとまるのである。

例へば農民文藝にしても、都會地で生活してゐる作家には、滋味の豊かな作品を完成することは出来難い。その土地に親しみ馴れてゐる文人の筆を待たなければならぬ。長塚節の作品「土」が明治文學史上の大作となつたのは、和歌で鍛へた感覚と文章と共に郷土の深い親しみがあつたからである。

## 五

現代日本の寫眞界で指導的立場にある人が常に説く要點の一つは、寫眞用資材の超重點主義的利用方策である。この點は、寫眞以外の素人藝術と著しく相異なる根本條件である。これに聯關して指摘されてゐる要點は、寫眞が國民に働きかける強力な積極性である。この點もまた、寫眞以外の素人藝術と著しく異なる特質である。ここに、素人寫眞家の扱ふべき主題と取材と精神と態度とを決定しようとする根據があるに相異なるが、充分に警戒を要する點は多いのである。

中でも特に警戒を要するのは、從來の寫眞界の通弊であつた皮相的流行が、この場合にも現はれ得ることである。深い指導精神を缺く場合に生じやすい傾向として、主題や取材を徒らに「規格化」することである。標語の亂



用に似たやうな弊害が生ずることである。この種の弊害は、素人寫眞の指導者が、正しい意味で國民精神の指導者たる資格を持たない場合にも生ずる。然しまた、各個の寫眞團體や素人寫眞家が、自己の制作慾を徒らに合理化し辯解しようとする場合にも生ずる。この種の皮相的に規格化された寫眞作品は、決して國民の心を啓發する力を持たない。むしろ、反對の結果を生ずるのである。

### 國民精神涵養と現代建築

記念建築の造營を民族思想の涵養に連關させながら、特に優秀な建設事業を實施した最古の示例は、いふまでもなく古典ギリシヤである。ギリシヤ建築史六百年の全經過のうち回顧されるその著しい場合を指摘するとすれば、次に記す三種が特に典型的である。即ち、其一は、オリュンピアのゼウス神域に各種の祭典施設を造營し全ギリシヤの參與する體育競技を設定し、これによつて、民族精神の涵養を意圖した企畫がこれである。また其二は、アテナイの公共地域アクロポリスに、守護神アテナの神殿を中心とする造營計畫を實施したペリクレスの建築政策がこれである。更に其三は、アレクサンドロスの後繼者アッタロス王朝が、外敵ガリアを攻略した記念として、ゼウスに捧げる巨大な祭壇を國都ベルガモンに造營した事績である。これ等三種の典型的示例は、いづれも記念建築施設としての性質を異にする。しかし共に民族精神を涵養し高揚させた造營事業として、建築の歴史上に燦然と輝く壯大・優秀な傑作である。この建築精神を繼承しながら、これを現代に適用し、現代の政治、社會、文化等の諸條件に即應させ實施しつつある國は、ドイツとイタリアである。中でローマ市のごときは、二千數百年の建設史を過去に誇る「永遠の都」の性格に基づき、古典時代の遺蹟を整備し法王廳に對する建築政策を

實行し將來の文化行政を豫想する廣大な新建設を企畫しつゝあるが、これは特殊な場合である。従つて、一般問題として、現在のところ企畫し實施しつゝある事業を考察する目的からいへば、むしろドイツの建築政策に、注目すべき諸問題を看取し得るのである。

## 二

現代ドイツの建築政策は、優れた過去の傳統的精神を新興の建築事業に發展させてゆかうとするものである。政治組織の革新と共に一舉に様式の革新を目論むのではなく、範を過去に求めながら回顧趣味に陥るのでもなく、過去から現在に必然的な進展を求めるのである。

純粹な民族性の自律的發展を根本の世界觀とする現代ドイツは、過去の優れた傳統を二様にもつてゐる。即ちその一は、歐洲文化の古典時代としてギリシヤ・ローマが創造した建築精神である。またその二は、ゲルマニア民族が中世以來の郷土に築いた國粹的な造形精神である。この二元性は、造形的性格として相互に矛盾することくみえるが、ドイツはこの二種の傳統精神を巧妙に使い分けて、新興の國策的意圖に即應させ、的確に實施してゐるのである。その事情を要約すれば下の如くである。

- 一、全ドイツの代表者が集まる式典用施設は、古典時代の様式を現代化しながら適用し、古典ギリシヤ盛代における全民族意識發揚の精神に倣ふ。
- 二、ドイツ各地の郷土に設置される地方的諸機關に對しては、郷土的精神に基づく國粹様式を適用する。

三、國土計畫上の施設、特に自動車用國道の橋梁には、古代の建設精神と、現代の科學技術と、地方の風土的條件と、そのいづれもが考慮された形態を適用する。

## 三

古典時代の建築精神を最も大規模に發展させようとしてゐる現代ドイツの建設企畫は、ニールンベルヒの郊外に實施されつゝある黨大會式典施設である。極めて廣大なこの建設計畫の基礎には、國家社會主義的な民族共同の精神が豫想されてゐる。即ち、國家秩序が亂れて以來、行動的な民族精神が缺けてゐたので、この精神を涵養するに必要な機關として式典施設が造營される。自由主義時代の國民は整形されざる唯の大衆にすぎなかつたし堅實な内面的團結力にも缺けてゐた。共同的に體驗すべき理想の意識をもつてゐなかつた。かゝる精神を養ふに必要な建造物を所有してゐなかつた。しかるに現在では、國民は、秩序と訓練とによつて緊密に團結し、犠牲的的信念をもつて戦ひ抜く協力精神を是非とも必要とする。そして、この精神を涵養する機關として、全國民の式典施設を必要とするのである。以上がこの廣大な式典建築の基本精神である。

しかし、統制政策は地方政策と相俟つて、現代ドイツの政治形態を完成するのである。従つて、地方本位の建設施設もまた必要になつて來る。この基本精神を前提する建築政策は國粹的・郷土的様式を基調に求める筈であるから、必然的に、郷土の自然的環境と調和しながら、中世以來ゲルマニアの傳統を現代に進展させた建築形態を要求する。

この地方政策が要求する建築施設は、大別すると下の三種類になる。

- 一、ヒットラー・ユーゲント用の諸施設である。指導者の訓練機關オルデンスブルヒ、及び各地のユーゲント宿舎と訓練所とがこれである。
  - 二、地方行政の諸機關である。各地方に建てられる役所、及び各種の社會施設である。
  - 三、國道の沿線に設置される各種の建築である。たとへば、自動車用燃料補給所の如きものである。
- これ等の建築施設は、郷土の自然的環境と良く調和するやう特に考慮されてゐる。

### 社會施設紹介と宣傳工作

大東亞共榮圏の各地域に對し、日本を理解させる啓發宣傳の方策を建てる場合、その包括する諸問題に就いて全面的に考察するとすれば、恐らく一篇の著書が出来上るであらう。それほど問題は、廣く且つ深いのである。既に東亞各地域の諸民族に就いて、その智能程度、思考の形式、民族的傳統、風俗習慣、等の基本的理解を必要とする事は云ふまでもない。その上に、從來これ等の地域を支配してゐた歐米諸國の各種政策をはじめとして、將來の日本が如何なる方針でのぞむかと云ふやうな、詳細な調査と企劃とが充分に確立してからでないとして、啓發工策の具體案は決定しない筈である。それ等の根本的な調査と方針とに基いて、日本の如何なる側面を選び、如何なる形式を採つて宣傳するか——と云ふことが、各民族別、或は各地域別に決定し、これを實施する詳細な具體案を企劃することが出来るのである。これは、斷るまでもなく當然な常識な筈であるが、東亞各地の實狀は、普通に想像されてゐるより遙かに複雑であり、それだけに、今後の堅實な研究に待つところが多いのである。

然し、上記の如き企劃工作の中で最も一般性をもつものは、直接に、「眼」に訴へる形式を採用した方策であらう。而も、あらゆる人間が信頼してゐる「實寫」即ちカメラ技法による寫眞と映畫とを素材として、これを適當

に扱つた形式であらう。

例へば、その當否は別として現に利用されてゐるもので云へば、鐵道省國際觀光局が主體となつて刊行してゐる「現代日本の諸相」シリーズの大型グラフ誌など、その一つの形式である。このシリーズのうち最初に刊行されたのは産業であるが、これについて、教育、交通、婦女、運動、等が續刊される筈である。これは各種の主要國語版になつてゐるが、編輯形式は全部同一であり、説明語だけが變つてゐるのである。中に使つてある寫眞は日本寫眞協會のストックで、編輯も此處で行つてゐるやうである。

また他の一例は、國際文化振興會が昨年内に完成した日本の重工業に關する實寫映畫三種であり、これもアナウンス又はスーパインポーズにより、各國語に區別し製作したものである。

以上二種の示例は、何れも、現代日本に取材し、共に、産業關係の主題を扱つてゐるのであるから、兩者を比較考察しながら批判することも参考材料として意味をもつものと云へるであらう。

此處には、經費其他の事情があるから、理想通りには實現し難かつたであらうが、本來から云ふと同じ産業を扱ふにしても、材料、圖柄、編輯形式等が、各國語によつて區別されなければならない筈である。私はかつて、ソ聯が國內宣傳用に製作した各種のポスター類をまとめて見たことがある。主題により、或は、働きかける對象（男女、青年、兒童、等）の性別と年齢別により何れも形式を異にし、圖柄から色彩まで區別して扱つてゐるのに興味を感じた。また、近頃では、仕事の關係上、ドイツの國民精神涵養に資する各種の寫眞と映畫との利用

法を總括的に觀たが、非常に的確な方法を攝つてゐるのに、多大の敬意を味つたのである。

このうち、ドイツの國民啓發工作につき、産業に關する寫眞帖の扱ひかたの優れてゐる點を、一つの參考資料に供するとすれば、下の如くである。

- 一、個別的な主題に就いて、重點を明らかにし指導精神を浮き出させる。決して、一冊の寫眞帖の中に、色々なものを雜然と盛り込むやうなことをしない。
  - 二、各種の主題につき、これに良く適應した技術と形式とを選定する。
  - 三、單に一定の内容を盛り込むことで満足するのではなく、寫眞作品として充分な審美性を有するもの、同時に新興の機運の溢れた新鮮明快な感覺を持つもの、等で組み立てる。
  - 四、理解を充分ならしめる補助手段として、圖解、説明語、等の扱ひかたを注意する。
  - 五、これ等は、寫眞帖以外の技術と形式とを利用する他の企劃と綜合されて深く國民に働きかけるやうに出來てゐる。
  - 六、寫眞帖に就いて、その特質を正しく理解してゐると同時に、寫眞帖の機能の限界をも批判的に認め、決して「萬能」めいた扱ひかたをしない。
- 以上につき、具體的な作例を擧げると非常な數に上るが、中で一部の範例を示すとすれば、下のやうなものがある。

一、立體寫眞帖のシリーズの一篇として、模範工場に指定されたもの全部につき、約、三百五十個の立體寫眞

と、工場經營者の言葉とをまとめ、指定規準を記してある。

二、人織工場につき、その原理を解り易く解説してのち、工場の各部を普通寫眞に撮影し、生産品の正確な寫眞を加へ、使用法を寫眞で説明してある。

三、ナチス統制以來の産業勃興狀況につき、各種の産業に因む大型優秀な寫眞の上に、白線を以つて統計線を描き、一目して勃興狀況を知り、希望を感じさせるやうにまとめてある。

この種の寫眞帖を、そのままの形で現代の日本に適用し、或は、大東亞共榮圏各地域の啓發工作に使ふことは出来ない。然し、少くとも此處に、一群の優秀な參考材料を認めるのである。

上記の如く、現在の日本から「産業」を選んで、これを共榮圏に理解させることは、主題の選定そのものとして極めて至當である。然し、産業以外、特に一般性をもち、且つ、東亞諸民族に希望を感じさせる的確な主題は日本國內にある各種の優秀な社會施設であらう。

その最も卑近な一例は、東京市内にある國民學校のうち、特に設備の優秀なものに就いて、これを的確な觀點から紹介することである。この種の主題は、従來も對外宣傳用に多く用ひられたが、何れも學校の選定が専門的に的確でなく、扱ふ觀點も充分ではなかつた。このうち、優秀な設備を實質的に具へた學校を選ぶことは、東亞各地から日本に見學に來るものを豫想する場合、特に慎重を期すべきである。

この問題を明細に記すためには、東京市立の國民學校を舊市域と新市域とに區別し、更に地方村落の國民學校

と異なる根本的な基礎條件を述べ、市内にある多數の國民學校に就いてその施設の價値を批判しなければならぬ筈であるが、紙面の關係上此處には略して置く。唯だ、優れた施設として數へられる少數の校名を擧げるとすれば、高輪臺、忍ヶ丘、金曾木の三校を適當と認める。これ等三校は、私の知る限り、これまで對外紹介用に利用されたことがなく、従來常用されて來たのは、何れも、その施設價値に於いて、これ等の三校より低いものばかりである。かゝる點は、今後の問題として是非とも再検討し、材料選定の規準を嚴密にし、調査機構を擴充しなければならぬところである。

斷るまでもなく、兒童の教育施設は、如何なる民族も深い關心を寄せてゐる當面のものであると共に、何れの民族に對しても人情に訴へる大きな力をもつてゐる。而も、共榮將來の基本條件として重い意義を含むものであると共に、寫眞、映畫、等カメラによつて、視覺に直接はたらかける特徴をもつてゐる。従つて、兒童の教育施設が優秀であることを示す企劃は、日本文化を正しく理解させ、東亞諸民族に新しい希望を感じさせるものである。而も日本は、その首都東京に、この優秀な施設を豊かに持つてゐるのである。

かゝる意味から、優秀な國民學校施設を通して日本を理解させる企劃は、最も卑近で解り易く、適當なものの一つであると考へる。然し、この場合注意すべきは、上にも記したやうに、材料の選定に的確さを缺いたり、撮影形式が充分でなかつたりすることなく、内容、形式ともに慎重で堅實で的確なものでなければならぬ。

この主題を扱ふ表現の方法は色々あるが、重なるものは、寫眞帖、グラフ誌、文化映畫、展覽會の四種である。この四種は、いづれも、各々の形式に適し、また、民族の性格に適した方法で説明・圖解等を組み込むもので、

これに就いても充分な企劃と審議とを必要とするのである。

## イタリアの風土と造形文化史

イタリアの風土と造形文化史との關係を全面的に扱ふためには、云ふまでもなく、人文地理學や地政學から各種の建設政策や一般精神史にわたり、基本的な諸問題を複雑に前提すべき筈である。元より本稿は、かゝる廣汎にして奥深い諸事項を、總括的に記述するものではない。唯だ少數の性格的示例を選び出して、此處に存する興味豊かな關係の一端を指摘するにすぎない。

更めて斷るまでもなくイタリアは、地中海に突出する半島を主體とし、北はアルピの連峯に接し南にはシチリア島とサルデニア島とを有し、海岸線長く、山岳地帯多く、中歐とアフリカとの中間に位してゐる。地球物理學や氣象學の立場からも興味ある性質を有すると共に、歐洲文化展開の全史にも複雑な位置をもつ國土である。山岳地帯の大部分が居住に適して古代以來の建設を回顧すると共に、その半面には、最近まで開發されることのないかつた瘴疫不毛の平原地域を内に藏してゐるのである。

一つの國に就いて、風土の特異性と文化史との關係を考察する場合、著しく興味ある對比的類型は、イタリアとイギリスとである。イタリアとイギリスは、世界文化史上の位置と風土の條件とを全く異にしてゐるが、兩國

の各々に發達した造形文化と風土との間に密接な關係を示してゐる點に於いて、共に著しいものがある。然し、イタリアの國土は、歴史的憧憬の地として「國際性」をもつてゐると同時に、國土計畫に關する對内事情に就いて、極めて獨特なものがあり、それがまた、この國の造形文化史に特殊な性格を與へてゐるのである。

これ等の諸件に就いては、具體的な示例によつて後に述べるが、本稿の素描的な意圖の範圍内では、下記の諸問題を略述するつもりである。

一、現代イタリアは、これまで放棄されてゐた風土上の惡條件を克服して、國土計畫關係の建設工策を實施したが、その中には、各種の建築政策が必然的に含まれてゐる。従つて、現代イタリアの建築史は、國內開發事業を豫想するものであるが、其處にはイタリアの風土と造形文化とが極めて特殊な形式に於いて連關してゐるのである。

二、古典時代以來、イタリアの風土の特徴は、イタリアに發達した建築に特殊な性格を與へてゐる。この事情は斷るまでもなくいづれの地域に就いても云へることで獨りイタリアに限らないが、イタリアに於いては、兩者の關係が極めて密接であり多様である。

三、各時代の風景畫から現代の風景寫眞に至るまで、其處に描出される自然の性格が明らかに現はれることは更めて述べるまでもない。然し、イタリアに於いては、單にこの國の藝術作品に窺はれる特殊性であるに止まらず、諸外國の造形文化史に對し、極めて複雑な關係をもつのである。

四、歐洲に發達した庭園の歴史上に、イタリアの持つてゐる意義は著しく大きいのであるが、此處には唯に、

イタリアの自然と庭園との關係が窺はれるばかりではない。全く性質の異なるイギリス風の庭園様式に對しても、イタリアの自然は或る程度の影響關係をもつのである。

以上に列記した四つの事項は、相互關係を有する場合もあり、共通な思想的背景を持つ範圍もある。然しこの稿では、便宜上から適當に切り離して、粗い素描に扱つて置くつもりである。

## 二

イタリアは、ファシオ政權確立後、各般の國土計畫をはじめ、種々の社會施設、學藝施設、等の廣汎な建設計畫に伴ひ、様々の用圖を有する新鮮・明朗な建築を造營してゐる。このうち、風土に直接關係ある國土計畫用建築としては、交通に因むものと農産に因むものがある。例へば、交通施設としては、ヴェネチアの如く、陸地と古都とを結ぶ自動車道路の新設に伴ひ、ヴェネチアに巨大な自動車格納所（アウトリメッサ）を造營したごときこれである。云ふまでもなくヴェネチアは、地積に餘裕がないので大量の自動車を整理するのに特別な施設を要するが、この格納所は、規模も優れ様式も明快である。歐洲に造營されたこの種の交通建築として、特に傑出した示例である。然し、イタリアの風土と建築とを國土計畫の觀點から考察する場合、特に興味深く意義あるものは、國內農産の開發を主目標とする施設である。

この國土計畫は、複雑な意圖を含む総合的な企畫である。即ち食糧の自給自足を擴充する耕地開發計畫であると共に、過剰人口に對する國內移民政策であり、不健康地域の瘴疫撲滅工策であると同時に農民精神を發揚する



施設である。かゝる企畫は、イタリアの風土の特異性が必然的に要求するところであるが、これによつて、新興の機運に基く積極政策が實現することになるのである。従つて、この種の國土計畫は、國內の各地に於いて全面的に行はれるわけであるが、その代表的な地域は二つある。イタリア半島中部のポンティネ地域と、サルデニア島のムッソリニアとがこれである。

ポンティネは、ローマとナポリとの中間に位する海岸寄りの沼澤地帯である。この不健康な沼澤地帯は、マリヤに委ねられて居住に適しない土地であつたが、一九三〇年以來、その開發計畫が實施され、四つの小都を中心として農場化が行はれるに至つた。その建設經過をみると、リットリアが一九三二年、サバウディアが翌三三年、ポンティネが翌三四年で、更にアプリリアが一九三六年に建設されてゐる。これ等の地區は、農場、植林、運河、水力、等の諸施設と、それに聯關する工場施設が實施され多くの國內移民政策が擴充されはじめたのであるが、これに伴つて、ローマとナポリを結ぶ各種の運輸・交通施設も實現するに至つた。然し、この稿で特に指摘するのは、中心小都市の建築施設である。

これ等の小都のうち、形態も整ひ造形文化史的に最も興味の深いのはサバウディアである。西南に位する湖に向つて開拓された地域にあるが、平面设计圖、空中寫眞、各個の部分寫眞、建築圖面等によつて、この小都の全貌を推察すると、主要な施設は下の如くである。中心廣場ピアツツァ・デラ・リヴォルチオネに向つてトルレ・デル・コムネが聳へカーザ・デル・ファスチオが建ち、旅館と映畫館と共に都心を構成してゐる。市廳舎の高塔を中心として、造形的に構成されたイタリア都市中心區域の傳統を小規模に再現しながら、全體として現代的な性格

を示し、主要建造物の様式も現代風である。また、この區域から主要道路を隔てたところに宗教上の中心區域がある。寺院と洗禮堂と僧院とから構成されて、廣場を持ち庭園を備へてゐる。全體として、構成の形式は中世紀の主要都市を回顧させるが、個々の建築は純然たる現代様式である。

更に、入江に臨んだ外廓地域には、病院と母子寮とが建ち、カフェ・レストランもある。都心に近い區域には郵便局、屋内市場、學校、各種監理所、衛舎、等がある。耕地に接した工場地域に近く競技場と定期市場とが位し、國道を挟んで屠殺場と墓地とが點在する。湖畔には祭典廣場とスポーツ・クラブがある。全體の構成は、圖面から判斷する限り甚だ合理的にまとまつてゐるが、個別的な建築作品として特に注目し價するものは、寺院建築の設計である。

サバウディア、リットリア、アプリリア、等の寺院は、いづれも、ローマネスク風の傳統形式を現代化した様式をもつものである。また、他の地域に新築された寺院も、首都ローマに至るまで、概してローマネスク風の基調をもつやうである。この様式は、イタリア寺院建築の性格を最も簡明に表示すると共に、現代的な造形感覺を與へるに最も好都合だからであらうと推察する。それ等の多くの現代式寺院の中で、設計意匠の最も成功してゐる一例は、サバウディアの寺院である。一般問題として、現代の技術と感覺と社會目的に相應しい寺院の様式・形態を案出することは、興味深いと共に困難なのである。イタリア以外の諸國に新造された多種多様な寺院の中にも、成功してゐる示例は極めて少いのであるが、サバウディアの寺院は、最も良くまとまつてゐるものの一つである。宗教的な雰圍氣を簡素に表示してゐると共に、現代的な造形感覺を明快に浮き出させてゐるのである。

而も、平面設計と立面外觀との關係は、甚だ的確に調和してゐるのである。この寺院に附屬する洗禮堂や僧院は造形的にも味ひに乏しく、宗教的な雰圍氣を缺いてゐるが、本堂と鐘樓とは良くまとまつてゐる。殊に本堂の外観は、造形的な構成意匠に優れてゐるし、イタリアの太陽の陰影効果をも手際良く扱つてゐるのである。

古典時代以前から文化建設の歴史を回顧するイタリア半島が、ローマ・ナポリ間の鐵道沿線に近い海岸寄りの地域に不健康な沼澤地帯を残してゐたことは、日本では想像し難い事實である。ここにイタリアの風土の特殊性がある。然し日本でも、鳥取市に近い海邊には、砂丘の暴力に委ねられた地域があつた。海岸から吹く風に生ずる砂丘が、農園を埋め民家を追ふて暴力をほしほしにまゝにしてゐた。現代科學は、この砂丘の暴威を抑制し、砂丘の特徴を逆に利用しながら、新しい農産擴充を行つてゐる。イタリアでは、上記の如き複雑な政策から、この沼澤地帯を開發して産業を興し、人口を分布し、都市を建設して、造形文化の歴史上に新しい「時代」を創造してゐるのである。

現代の寺院建築は、中世時代の如く集中的な巨大な造營事業でなく、分散的な社會的公共建築事業に變つてゐる。この事情は歐洲各國に窺はれるところで、其處に現代寺院建築の特質が存するのである。ところで、この種の分散的社會施設としての寺院に如何なる形態と様式とを與へるか云ふ問題は、なほ充分に解決されてゐないのであるが、既に述べたやうに、サバウディアの寺院は、極めて的確な解決をこれに與へた。かかる意味では、寺院建築の世界史上に、一つの新しい時代を劃す範例となつてゐるのである。そして此處には、今後の世界に豫想される一切の新設的な建築工策にとつて、極めて暗示的な示唆が含まれてゐるのである。

## 三

風土の特殊な制約が建築の形態と様式とを決定する上に密接な關係を有することは、更めて此處に述べるまでもない。日本の神社建築や住居建築に就いては、繰り返し常に説かれてゐる。エジプトとギリシャの宗教建築を比較する場合も、考察の要點の一つになつてゐる。インドの風土を思想の形式に聯關させ、インド建築の特殊性に結び付ける考察も優れた學者の試みてゐるところである。同様なことは、また、イタリアに發達した寺院建築の性格を、ドイツ、フランス、等の中歐・北歐に展開した寺院様式と比較考察する場合にも、明瞭に看取されるところである。

斷るまでもなく、建築の形態と様式とを制約してゐる基本條件は極めて複雑であるから、これを風土の關係からのみ解釋することは出来ない筈である。然し、少くとも此處に、重要な契機の一つが存することは明らかである。この事情は、例へば太陽光線の強度だけに就いても、容易に看取されるところである。

イタリアに發達した中央穹窿式寺院のクーボラは、イタリアの太陽を豫想して、はじめて個有の美しさを示すものである。ローマのサン・ピエトロ・イン・ヴァテिकाノが誇る大穹窿の魅力は、イタリアの太陽の光線効果を前提する。このクーボラの外被の曲面が受ける陽光の効果を除けば、あの傑出した美しさは著しく減じるに相異なる。同様なことは、フィレンツェのサンタ・マリア・デル・フィオーレに就いても云へることで、この事實は、イタリアを訪れた者が等しく感じてゐる筈である。然るに、サン・ピエトロ・イン・ヴァテिकाノが完成して以後、

中歐・北歐の建築家は無批判にこの様式を模倣した。パリのエグリーズ・デ・ザンヴァリド、エグリーズ・ドゥ・サント・ジュヌヴィエーブ、ロンドンのセント・ポール等の諸建築の持つ穹窿が、假りに若し、優秀な造形性をとり得たとしても、生氣を失つた形骸の如くみえることに變りはなかつたであらう。

これと同じことは、北歐と中歐に發達したゴート様式の寺院をイタリアに移築した場合にも想像されるのである。全歐に流行したゴート様式の寺院がイタリアに充分發育しなかつた事情は、もとより太陽光線の關係だけではない。民族性、構造技術、造形的傳統、其他の複雑な條件が加はるのである。然し、假りに若し、ケルン、シャルトゥル、ルーアン、等の本寺をイタリアに造營し得たとしても、あの個有の魅力は全く失はれたに相異なる。この想像は、南フランスの寺院様式に近い形態が、イタリアの地に比較的破綻なく輸入され得た事實からも推測されるのである。

これと聯關する問題は、窓の受持つ特殊な役割に付いても云へる。中世初期のイタリア宗教建築には、僅少な採光面に白色大理石の薄板を用ひ、廣い壁面をモザイクに掩ひつくしたものがあつた。窓の部分はネガティブで壁の部分がポジティブである。白色大理石の薄板を透過した外光は、窓の面を簡素に盡く落付かせ、壁面を裝ふモザイクに絢爛な美しさを與へる。この事情が中世の末からルネサンス時代にかけて、イタリアに壁畫を發達させてゐるのである。

これに對して北歐と中歐では、中世寺院の構造技術が發達すると共に、窓の面積も著しく擴大してゐる。ゴート様式の最盛期に於いては壁の面積は殆ど存在せず、建築の外被は窓と柱とだけで構成されるに至つてゐる。こ

こに、ステンドグラスの特に發達した基本條件の一つがあることは云ふまでもない。この地域の太陽光線は、ステンドグラスに宗教的な雰圍氣を與へる適當な強度をもつが、イタリアに輸入されたステンドグラスは空虚な絢爛さを示すにすぎない。ミラノの本寺はこの事實を素直に表示してゐるのである。

これに類する問題は、館邸建築の外装に愛用されたルステイカ形式に就いても考へることが出来る。石材の表面に現はれる光と影の効果と、窓と壁との間に生ずるプロポーションの効果とが、此處に前提されることは云ふまでもない。然し、太陽光線と建築様式との密接な關係は、單に歴史的建築に窺はれるばかりでなく、現代のファッシスム様式にも一種の根本前提となつてゐる。即ち、陽光に浴する外壁面の効果を特に留意して、新鮮・明快な様式を創案する傾向がこれである。風土の特質に基く壁面本位の傳統は、歴代のイタリア建築に明快な立體的効果を與へてゐるが、この傳統は、現代建築にも承繼される必然性をもつのである。そして、古風な建築の群集する中に新興建築が配合される場合にも、其處に自づから一種の調和が見出される。豊かな陽の光と明るい空とが、兩者に共通する基調となつてゐるからである。

## 四

繪畫史上の一部門として風景畫が勃興しはじめたのは十七世紀からである。然し、風景描寫の歴史を回顧する場合には、ルネサンス時代の畫界にも、注目を要する若干の事象を見出すのである。例へば、アルブレヒト・デュラーが残した多數の水彩風景のごとき、その最も著しいものであるが、イタリアに於いても、特筆すべき幾種

かの資料を見出す。

十五世紀の畫家達は、幾何學遠近法と空氣遠近法を好んで使用したから、必然的に、背景として風景描寫を行ふ機會が多く、其處に自づから、當時の寫實的精神に基く地方色の描出が現はれたのである。ゴッツォリの壁畫にトスカナ地方の性格を聯想し、ベルジノの祭壇畫にウンブリア地方の特徴を感じることは、イタリア各地を旅行した者が常に經驗するところである。

十六世紀になつてからは、ヴェネチア畫家の作品に豊かな風景描寫をみる。ジョルジオネが「テンペスタ」と通稱されてゐる美しい作品に、純然たる風景畫の發現を示してゐることは、更めて云ふまでもない。この作品は風景畫として完成された一個のタブローと見做すとき、特殊な歴史的意義を認められる示例である。雲と樹草との色調に風景畫の雰圍氣を美しく描出してゐる點に於いては、後に發達する *Paysage intime* の最初の代表作とみることも出来るほどである。また、「田園の合奏」なども、風景畫的な要素を主とする人物畫である。更に、テイチアノの諸作が風景畫的背景を豊かに持つことは、此處に斷るまでもない。

然し、イタリアの繪畫を風景描寫の觀點から考察する場合、特殊な意義をもつてゐるのはレオナルド・ダ・ヴィンチである。レオナルドに就いては、ここに更めて繰り返すまでもない。この巨匠は、風景畫論を記し、地球物理學から國土計畫に至る風土の研究を試みてゐる。藝術、科學、工學技術、等の各般にわたる諸問題を複雑に聯關させながら総合的に考察してゐるのである。従つて、レオナルドの殘した風景畫めいた素描の一群は、云はば彼獨特の「自然觀」の覺書の如きものであるが、其處に自づから、風景描寫の基本精神が窺はれるのである。

十七世紀は風景畫の勃興期である。オランダに發達した *Paysage intime* の系統と、フランス畫家を主とする *Paysage heroïque* の系統と、二種の形式の風景畫が、當時の畫界の主要部門の一部を構成するに至つた時代である。このうち、*Paysage heroïque* (Heroische Landschaft) は、代表作家をフランス畫家のうち有するに拘らず、製作の中心地はローマであり、畫趣を呈供する材料はイタリアの自然であつた。當時ローマに定住してゐる主要なフランス畫家は、ニコラ・プッサンとクロード・ジュレ(ロラン)とガスパル・デュゲとの三人である。このうち、クロード・ジュレは海邊風景を理想化した畫家であるから別問題とするが、ニコラ・プッサンとガスパル・デュゲとの二人は、ローマ近郊の風光を基調として作品の構想をまとめてゐるので、その事情を略記して置く。

ニコラ・プッサンは數度の失敗に屈せずローマ定住の志を貫徹し、困窮に堪へて理想風景畫の境地を創設し、ピンチオの丘に靜寂な居住を營み制作に精進して、豊かな生涯をローマに終つた作家である。その間、懇請に答へて暫時パリにもどり、ルイ十三世の首席宮廷畫家を務めたことがあつたが、まもなくローマに歸つてゐる。理想風景畫家としてのプッサンは、傳說的人物を配する風景畫を描いてゐるが、風景のモデルには主としてローマ近郊の自然を求めた。叙事詩的な性格を有するプッサンの構想には、イタリアの自然の示す特徴が相應しかつたからであるが、優れたフランス畫家にみる寫實的精神を基調としたことは、殊に注目されてゐる。フランスに發達した風景畫は、セザンヌ以後に構成的性質を帯びて來るが、この系統の風景畫の始祖はプッサンであつた。この事情はセザンヌ自身の言葉にも窺はれるところである。この點を、イタリアの自然の特徴と聯關させるとき、留意すべき諸件は下の如くである。

1. Paysage héroïque (heroische Landschaft) の思想は、古典主義時代を中心とする一種の自然観であるが、この自然観を風景畫の作品に表示した最初の代表作家はブッサンであつた。

二、イタリアの自然は、輪廓の鋭い山岳・丘陵地帯を豊にもち、樹木、溪流、等と組み合わせ、一種の構成的性質をもつてゐる。従つて、叙事詩的風景畫の背景に相應しいと共に、立體派的風景畫の構想に暗示を與へる性質をもつてゐる。かゝる事情から、ブッサンとセザンヌとの形式的連關が推測される。

三、イタリアの自然は、ブッサンの寫實的精神によつて、理想風景畫の基本形式に轉化した。また、ブッサンの繪畫を通して、イギリス風の庭園形式にまで影響を與へてゐる。(この問題に就いては後に述べる機會がある)。

以上のやうに、ブッサンの風景畫は、イタリアの風光と歐洲の自然觀とに對し、複雑な關係を持つてゐるのである。

ガスバル・デュゲは、ブッサンの如く優れた畫家ではない。然し、ローマ近郊の山地に親しみ、素直な寫生的性質をもつ風景畫を描いてゐるところに、特殊な歴史的意義をもつのである。十八世紀の時代には、古典時代の廢址が特殊な興味を喚起したため、ユーベル・ローベルの額畫やジョワンニ・パティスタ・ピラネジの版畫に廢址の描寫が榮えた。ピラネジの版畫の如き、ドイツの建築家に影響するところが大きかつた。その後、古典主義時代から浪漫主義時代にかけて、十九世紀のドイツ畫家は好んでイタリア的な風景を描寫してゐる。ブッサンとデュゲとは、直接な影響關係の有無に拘らず、これ等の十九世紀畫家に對し、一種の史的聯關を持つのである。

現代では風景寫眞家によつて、この傳統が新たに復活してゐる。一九三八年にドイツで刊行された大型の風景寫眞帖 *Heroisches Italien* (P. Schultz) は、かゝる意味から注目する作品集である。この寫眞帖には、イタリアに取材する常規的な名所・古蹟めいた寫眞は全くない。イタリアの何處にでもあるやうな「自然の一角」を切り取つて、其の中に一種の *Paysage héroïque* を描出した試みである。この寫眞帖の作者は、かつてブッサンやデュゲが行つたと同じ形式の下にイタリアの自然を扱ひながら、叙事詩的な趣きをもつ風景寫眞を完成させたのである。現代の寫眞藝術は、かゝる「自然の一角」をクローズ・アッパにとつて、地方色や風土の性格を鋭く描出することに成功してゐる。北海沿岸の地域に就いて、荒寥たる砂丘や海風に虐げられた樹木を撮し、優れた寫眞帖を完成させた示例は少くない。然し、イタリアに就いて、傳統的な構想を復活させながら、風土の性格描寫に成功したのは、上記の寫眞帖が初めてであるやうに思はれる。この作品集は、現代のカメラ技法によつて、イタリアの風土の特質を描出する新しい藝術の可能性を、立證した試みなのである。

## 五

歐洲の庭園史は、イタリアとフランスとイギリスとに發達した形式を基本として展開してゐる。この三種の基本形式は複雑な影響關係を回顧するが、いづれも、その發達した風土と密接に聯關してゐることは、更めて斷るまでもない。

イタリアの庭園を風土の特殊性と照應しながら考察する場合、最も典型的な示例は、ローマ近郊の丘陵地帯に

見出されるが、その特に代表的な地域はティボリである。ティボリは古典時代から近代まで、自然と歴史と藝術との密接な組合せによつて、特殊な興味を惹いてゐる名所であるが、庭園史の観点から典型的な資料として扱はれてゐるのは、ヴィルラ・デステであり、近くに存在するヴィルラ・アドリアナと共に、別業造營の代表的範例である。

ヴィルラ・アドリアナは、云ふまでもなく、ハドリアヌス皇帝の造營になる。古典時代の皇帝のうち特に建築に心を寄せたハドリアヌスは、その治世をローマ建築の盛大期としたが、このヴィルラは、古典時代に造營された宮殿の中で、規模の特に廣大なものである。このヴィルラを研究した専門家は、その建築的性格が十七世紀イタリヤのパロック様式と著しい共通性をもつ點と、その造園形式がフランスのル・ノートルの構想到に類似してゐる點とを、指摘してゐるやうである。然し、ル・ノートルの代表作であるヴェルサイユの庭園とは、根本的に相異なる點をもつてゐる。即ち、ヴェルサイユは、パリ近郊の平坦な地域に位してゐるので、その庭園もまた地勢の制約をうけ、純粹に平面上の圖案形式として構成されてゐるが、ヴィルラ・アドリアナはティボリの丘陵地帯に設けられ、敷地の高低を豫想してゐるのである。

この點は、イタリヤとフランスとに發達した庭園の性格を、基本的に區別する制約である。パリの近郊に造營された多くの庭園は、周囲の原野との間に劃然たる境界を劃し、限られた敷地の中に、純粹な平面圖案として構成されるものである。従つて、その基調は、庭園内部に視野を限定した透視的な趣きと、圖案的な配列とに求められる。そして必然的に著しく整つた形式化が好まれるのである。これに對してティボリの丘陵地帯に設計され

る庭園は、内部に高低の趣きをもつばかりでなく、庭園外部の自然的環境をも攝取することが出来るのである。

エステのヴィルラは、ルネサンス末葉からパロック期にかけての別業を代表するものであるが、風土の特殊性に因む要點を列記すれば下の如くである。即ち、ローマ市に近く、地勢の變化に富み、丘陵地帯の清涼味を豊かに持ちながら、高度は著しくないので、夏季の暑熱を避けるにも適し、長期の滞在にも好都合であらうと思はれる。またこの地域は水量が豊かで、自然の觀景としても瀑布の趣きに富み、庭内と屋内に多くの噴水を設けることが出来るから、清涼の氣分を味ふにも便であり、空想的な趣好を凝らすにも好都合である。町に接して敷地をもつが、地勢を利用して自づから境界内を孤立させ、眺望をほしいまにすることが出来る。高所に邸を設け、圖案的に構成された庭園をひかへる設計が可能である。樹木の繁茂に適してゐるので、チプレッソの林を包含してゐるが、この苑が誇るチプレッソは、イタリヤ全土に現存するこの種の樹木のうち、最も良く成長してゐると云はれるほどで、樹蔭の趣き、庭内の構成、共に豊かである。これ等の風土的條件を具備する別業は、ローマの氣候と近郊の地理的事情を前提するものであるから、イタリヤ風の造園形式がフランスに輸入されても、その形式と用途とは必然的に異つて來る筈である。

イタリヤ風の庭園に對し、イギリス風の造園形式は、正反對の性格をもつ如く考へることが、通念となつてゐるやうである。然し、庭園の歴史を回顧すると、兩者の關係は或る程度まで密接である。かゝる意味からイギリスの庭園史を瞥見し、イタリヤとの關係を簡單に指摘して置く。

一、イギリスでは、古くから莊園に住居を營み、自然の環境と融合した邸宅建築を造營する習慣があつた。イ

ギリスの風土の特殊性が、ここに前提されてゐることは云ふまでもない。

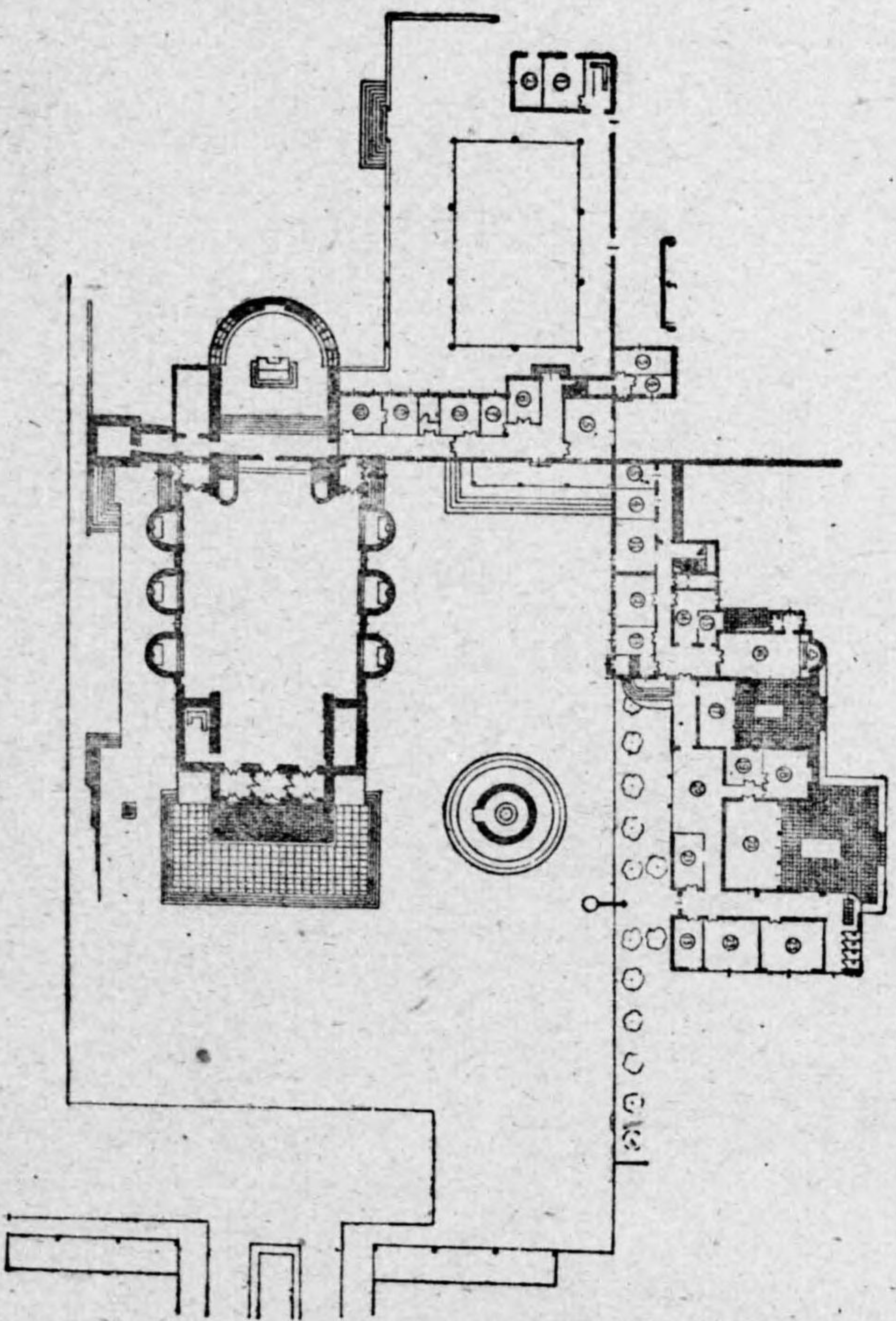
二、ル・ノートルの時代には、フランス風の庭園形式がイギリスにも輸入されてゐたが、十八世紀の中頃には、自然的環境と融合した独自の形式が發達した。フランス風の幾何學圖案めいた平面設計から離れて自然の姿を縮寫した別種な様式が榮えるに至つた。

三、この時代はまた、イギリスの自然鑑賞を表示する風景畫の誕生期にあつてゐる。十七世紀のオランダに勃興した風景畫と性質を同じくする *Paysage intime* が育生されたのである。(この風景畫の傳統が十九世紀の前期にジョン・コンステブルを養ひ、一八二四年のバリ・サロンに於いて、フランス畫家達を啓發しフォンテンブロー派風景畫運動を喚起したのである。十九世紀中期のイギリスの住宅建築に於いて、ウィリアム・モリス一派の運動が發生し、歐洲住宅史に一新時代をなすに至つた事情を、此處に照應する必要がある)。

四、イギリス個有の庭園形式が成立したのち構想の範を與へた主なものは、イタリア旅行の印象と、ブッサン其他の風景畫にみるイタリアの景色とであつた。外國庭園の影響としては、支那趣味の流行も著しかつたが正系の構想はイタリアの自然を範とした。元來から云ふと、イギリスとイタリアとは風土の性質が非常に異なるのであるが、ブッサンの風景畫が「構成」してゐる自然の姿は、イギリスの庭園に模倣しやすかつたのであらう。遠景の山岳、近景の樹木、起伏する草地、等が、程良く整つた形式に構成されてゐるからである。なほ、イタリア旅行の印象が影響を與へてゐることは當時の造形文化にみる歐洲全般の流行趣味として、極

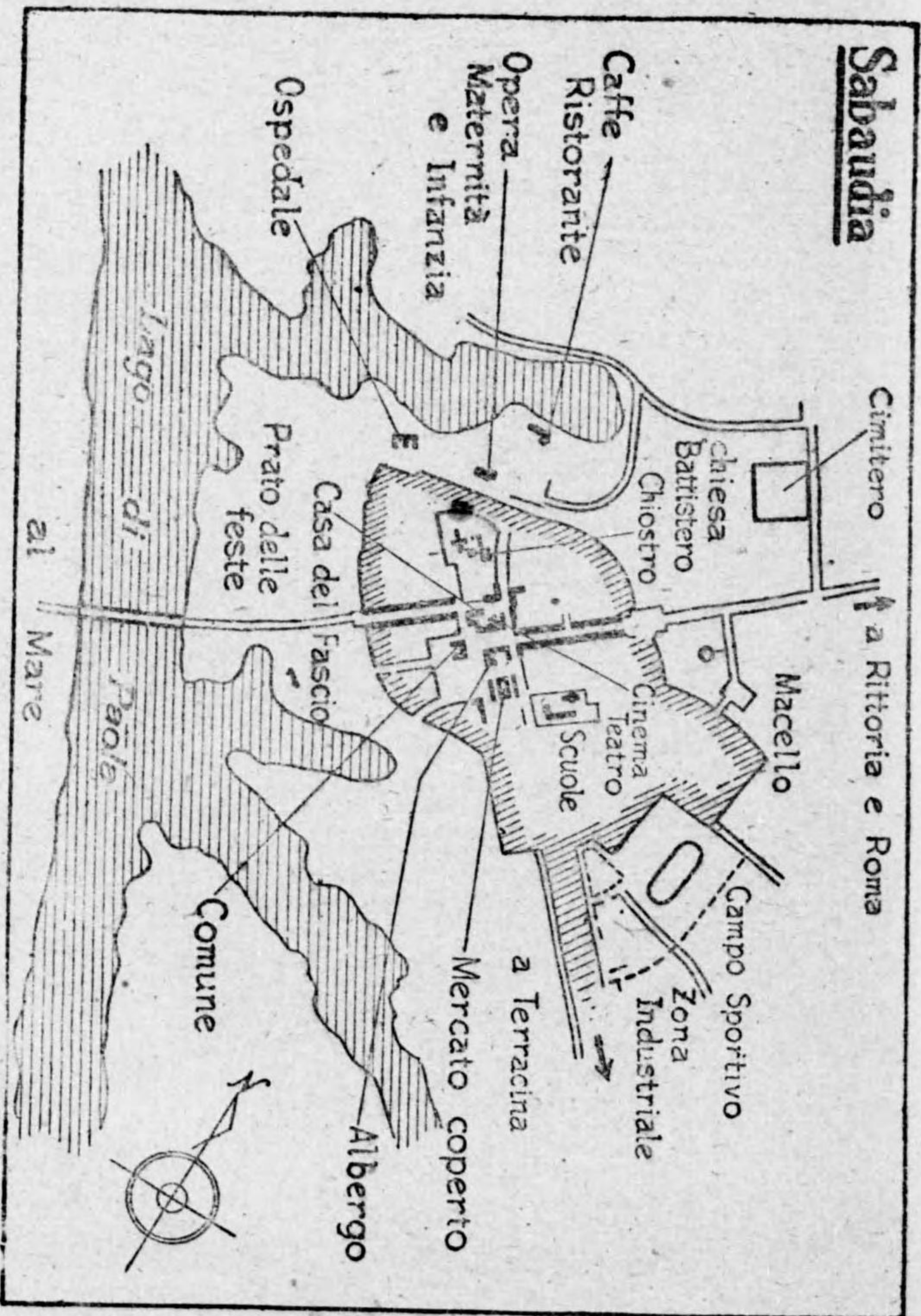
めて當然のことである。

以上に略記したやうに、庭園の歴史にイタリアの自然が關係してゐる範圍は著しく廣いのである。



サバウディアの寺院地域配置圖

KK





## Leonardo da Vinci の建築史的意義

### 前記

レオナルド・ダ・ヴィンチは建築上のまとまった「作品」を残してゐない。これは、當時の事情として、むしろ一種の例外とも思はれる事實である。試みにレオナルド前後の時代を代表するイタリアの建築界を瞥見してみよう。神の如き大建築家フィリポ・ブルネレスキは、フィレンツェ洗禮堂第二門扉を装ふ浮彫の競技に傑出した成績を示しながら採用されなかつたのち、彫刻を斷念し建築に専心して構造上の難問を解決し、宗教建築、館邸、社會施設等に幾多の傑作を設計し、彼の個性に貫かれた各種の様式を創造した。ドナト・ブラマンテは畫家に身を起し、建築家に變りながら、建築史學上の問題の人物となり、北部イタリアの建築的傳統を受け容れつつ、後代に影響するところが大きかつたやうに推察されてゐる。レオン・バティスタ・アルベルティは、多面的な才能のうち若干の優秀な建築作品を残し、建築理論家として最大の人物の一人となつてゐる。ミケランジェロ・ブオナロティは彫刻家をもつて自任し、建築設計圖にまで彫刻的な性格を表示しながら、優秀な大作を創造し、彼以後の建築界に明かな影響を與へた。ラファエロ・サンティは、館邸の平面设计に素人らしさを示しながら、學僧に援けられて總本山造營事業の主任技師を務めてゐた。然るにレオナルドは、力學の優れた研究家であり各種の土木

事業に關係してゐながら、實現を豫定した建築作品の統一した設計すら一つも残してゐない。當時の美術關係者の中で最も豊かに建築家の資格を有してゐたレオナルドが、造營事業には最も僅かしか關係してゐないのである。それにも拘らず、建築の歴史上にレオナルドの持つ意義は極めて大きく、而かも深いのである。以下に私は、私の建築史的觀點からレオナルドを考察したいと考へるが、史料に基いてこの關係を要約してみるとすれば、左の如くなるであらう。

- 一、レオナルドの思索形式と建築との關係
- 二、レオナルドの創造的精神活動の全領域内に於ける建築の位置
- 三、レオナルドの建築的構想と前後の時代との關係
- 四、Trattato delle Cupole に推定される Zentralbau の構想
- 五、當時の造營事業に於ける參劃
- 六、ミラノ城主の生活環境内に於ける各種の設計
- 七、軍事關係、及び國土計畫關係の諸設計
- 八、記念建築の理想案
- 九、建築科學上の研究
- 一〇、壁畫と建築との特殊關係を具體化した作品
- 一一、建築施工用具の設計

以上は、私が便宜上から試みた分類であるが、実際には、これ等相互の間に連關があると共に、建築以外の諸部門とも極めて複雑に關係してゐるのである。このうち、レオナルドを正しく理解するに最も必要なのは(一)と(二)とである。レオナルドの創造的精神に於ける複雑を極めた構造關係は著しく獨特なもので、其處にまた彼の偉大さも認められるし、現代から反省して見る場合の深い示唆も含まれてゐるのである。従つて、現在の觀點からレオナルドの思索と業績とを分類し、科學、藝術、技術、思想等の各専門部門別にレオナルドを區分し考察するときは、彼の本質的性格が失はれるばかりでなく、皮相的な解釋と歪められた謬見とに導かれるのを常とする。そして、これ等の分割された觀察を單純に綜合してレオナルドを組み立てる結果、所謂「萬能的才人」或は「百科辭典的人物」の如く、皮相的に歪められたレオナルドの影像が出來上るのである。かかる誤謬を犯さないためには、レオナルドの關係した如何なる文化部門を扱ふ場合にも、常に彼の全體的構造を豫想し、他の文化部門を背景に置いて考察を進めなければならない。この點は、美術家としての彼を扱ふ場合にも、或はまた、物理學者としての彼を扱ふ場合にも、同様である。まして、建築のごとく本來の性質が綜合的であり、而かも、レオナルドの業績中に實施された作品をみない場合には、更にその必要を當然とする。然し、この限られた稿でこの種の問題を扱つてゐる餘裕はないから、各項で僅かに略記して置くにすぎない。

本稿は、唯だ私の心に浮ぶまま、レオナルドの持つ建築史的意義に就いて、私の考へを略記したものにすぎない。本稿内に参考資料として引用した各種のイタリア建築に就いても、私の薄れかつた印象を主として記してある。レオナルド・ダ・ヴィンチを研究した様々の文獻を読みあさつたのも遠い昔のことであり、イタリア

の各地を遍歴したのも遙かな過去になつてゐる。従つて、現在の私がイタリアを訪れば自づから改まる點もあるに相違ない。レオナルドに關する各般の専門的研究にも幾多の注目すべきものが現はれてゐることと想像する。

なほ、本稿中の用語には、學會規定以外、日本語に良く現はし得ないものだけ、止むを得ず外國語のまま使つて置いた。例へば下の如き言葉である。Cupola (穹窿と譯用してゐるもの)、Facciata (正面と譯用してゐるもの)、Zentralbau (求心的平面设计と中央に向つて集中する空間構成をもつ特殊形式の建築)、Cinquecento (十六世紀前半期を主とする美術様式、伊語「500」を語源とする慣用語)、等がこれである。

レオナルドの建築素描を十九世紀の後半期に整理したハインリヒ・フォン・ガイミュラーも既に想像してゐたやうに、この巨匠は恐らく *Trattato delle Cupole* をまとめるつもりであつたらしい。マヌスクリプトの中に、この意向を推察させる一群の素描がまよつて残つてゐるのである。これ等の素描は、實現を豫想した設計素描ではない。一定の理論を體系づけ、中央にクーポラを載く寺院様式に就いて、基本的な法則を築かうとした試みらしいのである。圓形、正方形、八角形、等を單純な幾何學圖型に組み合せて *Zentralbau* の平面设计を幾種類もまとめ、この平面设计の各々に相應する外觀を透視圖か立面圖に描いてゆく。かくて、中央に大きいクーポラを載く様々の寺院形態が出來上るのである。

レオナルドがかかる獨創的な建築素描の一群をまとめるに至つた意向と動機とを、私は下記の五種に要約して考へる。この推察は、既に述べたやうなレオナルドの性格から私が導き出したものであるから、以下にその理由をも述べて置く。

先づ五種の要約を列記する。

- 一、イタリア寺院の建築様式が成立する以前から、古典時代の遺産として存在してゐた一種の形式 (Zentralbau) が、寺院建築の伸展に伴ひ傳統的形態の一つとなり、何處までも存続してゆく。この事情が必然的にレオナルドの構想を養つたと見做すことである。
- 二、レオナルドと共にミラノ城主の宮廷にゐたブラマンテは、一六世紀初頭に勃興した Zentralbau の実施者の一人である。然し、レオナルドとブラマンテは *ingeniaris ducalis* として、種々の機會に意見の交換をしてゐた筈であるから、相互の間に、或る程度の影響關係を推察することも、必ずしも不可能ではない。
- 三、レオナルドが、あらゆる考案の基礎として力學を使ひ、力學の研究とその應用とに特殊な興味を感じてゐた事實から判断すると、中央に大型のクーポラを置き、その外部に小型のクーポラかカンパニールを配した寺院様式に、同じ課題の發現をみることも出来さうに思はれる。
- 四、レオナルドが特に興味を感じた遺構と、當時造營を企劃された設計とから刺戟を受けて、自らもまた試みようとして考へるに到つたことが想像される。
- 五、レオナルドの「思索の遊戯」とも云ふべき幾何學模様が残つてゐること、並びに、當時のイタリア建築界

では、建築物の平面設計の圖案的效果に一種の藝術性を感じてゐたこと、これ等の興味から推察して、或る程度の遊戯的動機を想定することも可能なやうである。

次に、以上の五種に就いて、私の考へを略記すれば左の如くである。

イタリアの建築史では、初期の造營になる Zentralbau の中に、古典ローマ時代の遺構を改築した示例を見受ける。いづれも、寺堂か洗禮堂として使用されるものである。中には、古典ローマの遺構にその造營の起源をもつものか或は全く新しい建立になるものか、後世の改築によつて不明となりながら、はじめの通り Zentralbau の新堂に再建されたと推定されるものもある。其他、初期時代の造營になる墳墓建築にも Zentralbau の形式を採るものを多く見受ける。かくてイタリアの寺院建築史では、Zentralbau が一種の根強い傳統として残り、後の時代に至るまで、建築の造形的構想に一つの類型を形成してゐるのである。従つて、レオナルドがこの傳統に基き Zentralbau の構想を具體化し、更に *Trattato delle Cupole* の思索に導かれたことは、「必然性」のしからしめるところと考へることも出来る。少くとも、ここに一つの内在的動機を認めることは、至極當然のことと云はざるを得ない。

次に、ミラノ城主の宮廷技術家であつたレオナルドとブラマンテとの相互關係であるが、この關係はむしろ、ブラマンテがレオナルドの影響を受け示唆を與へられたと解釋すべきであり、少くとも、かく想像する方が自然であると思はれる。然しこの點に就いては少し説明の必要があらう。

ウルピノからミラノに來た當時のブラマンテは、此處でもはじめ繪畫の仕事にたづさはつてゐたらしく、彼の

關係した最初の事業は、サンタ・マリア・プレッソ・サン・サティロの建築工事であつた。甚しく錯雜したこの建築集團の後、ミラノ時代の最後の期間に彼の設計したのは、サンタ・マリア・デレ・グラチエの改築で、奥堂が不徹底な形態のまま中止されて現在に傳つてゐる。ミラノ城主の没落に完成が阻まれた堂宇である。然し、全體として、ブラマンテの構想を傳へるミラノ時代の遺構は、平面圖と斷面圖でみる限りは *Zentralbau* の特徴を示してゐるに拘らず、實際にみた外觀の効果は、決して、この種の建築様式の個有の性格を示してゐない。まして、レオナルドの素描にみるやうな *Quincento* の特質をもつてゐないのである。また、ブラマンテがローマに移住してから後に建てたものうち確實に彼の構想を示してゐる作品は、サン・ピエトロ・イン・モンテリオの小堂（テンピェット）一つだけである。然し、この小堂は、平面圖で想像するほどの建物ではなく、且つ、寺院建築本來の特質である堂内空間の効果を全く缺いてゐるのである。この小堂は、要するに外觀だけの小堂であり、云はば巨大な工藝美術の如き性格を有するにすぎないのである。更に、建築史學上に大問題を提供してゐるサン・ピエトロ・イン・ヴァティカノの新堂も、幾多の歴史家の研究にも拘らず、ブラマンテの構想は不明のままである。ガイミュラーの復原した立面圖は、現在では、*Bramante* = *Geymüller* のサン・ピエトロと呼ばれてゐるほどで「二重の創造物」に他ならない。（私の想像ではこの呼びかたは、ガイミュラーからブルクハルトに宛てた書簡の署名から來てゐるやうに推察する。一八九七年四月八日付の最後の書簡の終りに、*Jhres alten St. Peter und Bramante Geymüller* とある）。このほかに、他の資料から想像されるブラマンテの新堂は、甚だ不統一な形態である。彼の創意は要するに、その優れた平面設計にのみ認められるやうである。私は、ミラノ時代の彼の作品か

らも、これを立證し得るやうに考へる。當時のブラマンテの構想は、恐らく、ロンバルディア地方の傳統様式の綜合であらう。

以上の事情から私は、ブラマンテがレオナルドに影響を與へてゐるとは考へない。然し、この説を更に裏書きする事實は更に多く存在する。この點に就いては、後にも記すが、此處に一應要約するとすれば、左の如くである。

- 一、十六世紀初頭の *Zentralbau* の性格を實際に創造したと見做し得る作者はブラマンテ以外の建築家である。
- 二、レオナルドが刺戟か影響かを受けたと想像することの許される作家と遺構とは、別に多く存在してゐるのである。

レオナルドが故國フィレンツェにゐたころ、多大の感銘を受けたであらうと推察されるのは、神の如き建築家フィリップポ・ブルネレスキの傑出した技術と構想と感覺とを示す若干の寺院である。サンタ・マリア・デル・フィオーレの巨大なクーポラは、恐らく、レオナルドの心に深く印象を残したであらう。殊にこの大伽藍のクーポラが前方からはファッチアタに阻まれて見え、アプシスの方向からは中央に聳へて美しく仰がれる事實は、彼の *Zentralbau* に對する關心を自覺し刺戟したことであらう。レオナルドの素描をみるとラテン十字型とギリシヤ十字型との過渡期を示す寺院様式、即ち、長堂式寺院がファッチアタとクーポラとを共にもつ時代の様式を現はす平面圖を幾つか見出す。また、ブルネレスキの風格を示すサン・ロレンツォやサント・スピリトに關する素描のほか、サンタ・マリア・デリ・アンジェリの平面設計と思はれるものをも見出す。この堂宇は、基礎部が施行された

まま中止されたのである。假りに若しこの堂宇が完成してゐるとすれば、イタリア建築史は此處に最も優れた作品の一つをもつことが出来たであらうし、フィレンツェは一層の光彩を誇り得たことであらう。八角形の基本平面を有するこの建物は、十五世紀のイタリアに誕生した徹底した姿の *Zentralbau* となつたことであらう。然し上記の素描から推察されるやうに、この建物に豫定されたブルネレスキの構想は、レオナルドの特殊な興味を惹いてゐるのである。其他、ブルネレスキの設計になる同一系統の作品として、サンタ・クロチエ寺院附屬のバツチ家禮拜堂や、サン・ロレンツォ寺院内のサグレスティア・ヴェツキアも、敏感なレオナルドに豊かな構想の糧を供したことであらう。少くとも、造形文化の歴史上に他に見出し難い二人の巨匠を連關させてみることは、個人の深い興味を誘ふが、この想像は、相當の可能性を含むものと云へる。

フィレンツェからミラノに移住したレオナルドは、この富裕な都に、古い歴史を回顧する一つの遺構サン・ロレンツォ・マジョーレを注目したやうである。建築史學界では、この來歴の古い寺院が、古典ローマの遺産であるか、又は、中世初期造營の寺院であるか——に就いて、論争を繰り返したらしい。何れにしても、レオナルドの時代には三度目の堂宇になつてゐた。現存する建物は十六世紀の改築なるもので、かつての趣きは相當に失はれてゐるらしいが、堂宇に近く、古典ローマの柱列を残すあたりに昔の面影は保たれ、堂内に入つて仰ぐクイボラの魅力に變りはない。レオナルドは、日常目に觸れる卑近な物象にも注意し、これに示唆を受けて、彼の創造的精神の複雑な構造を展開させる場合が少くないから、さう云ふ事情を豫想するとすれば、サン・ロレンツォ・マジョーレは、彼の *Trattato delle Cupole* に相當程度の關係が推察されるのである。

## 二

レオナルドの素描に残る *Zentralbau* をイタリア寺院建築史の中に置いてみると、一つの顯著な現象に氣が付く。これは、私の知る限りの史料から判断した結果であるが、レオナルド以前とレオナルド以後とで、現存する *Zentralbau* の遺構に、根本的な相異が見出されるのである。即ち、レオナルド以前に於いては、*Zentralbau* は堂内空間の求心的効果に限られてゐるから、必ずしも球面的な効果をもたない。また球面的な効果を有するものも、外被の断面は決して曲線の美しさを基調にもたない。むしろ、初期の堂宇外被に見受ける直線的な輪廓から曲線的な輪廓に移る過渡期の形態を示してゐる。この場合、建築の審美的効果は堂内の印象を主とし、外觀は從の關係にある。(寺院建築は、本來の形態として内部本位の建築であり、寺院建築の目的から考へても當然なのであるが、この事情を此處に聯想して置く)。かかる事實は、例へば、カベルラ・デイ・パツチの如く、外觀の印象を尊ぶ小型の堂宇に就いても、明らかに看取されるところである。(この場合にも、断面圖と實物外觀との間の甚しい距離を感じる)。然るに、レオナルド以後に現はれる *Zentralbau* は、クイボラの外被の曲面の美しさに外觀効果の基調が集中されてゐるのみならず、幾多の作例の中には、レオナルドの素描に見るものと非常に形式の類似した寺院を見出すのである。

この問題を考へるために、此處に私は三種の作例を選ぶこととする。

作例一は、プラトのサンタ・マリア・デレ・カルチュエリである。設計者はジウリアノ・ダ・サン・ガルロで、造營期

間は一四八五年から一四九一年である。ルネサンス時代に建立された純然たる Zentraltbau として最初の作品である。この造営年代はレオナルドの素描に現はれる Zentraltbau と近似してゐるが、クーボラ外被の形式は、フレンツェのカペラ・デイ・パッチと同一である。この禮拜堂は一四二〇年ブルネレスキに創められたもので、一四五一年にはほぼ完成してゐたと云ふ。兩者の間に史的連關を認めることは出来さうに思はれる。なほ、建築史家パウル・ツッカーの記すところによれば、サンガロの残した素描帖は、殆ど Zentraltbau の構想ばかりを含むと云ふことである。私はこの素描帖をみてもないが、上記の遺構が實質的に Zentraltbau の最初の作品であることを考へ合はすとすれば、彼を以つてルネサンス（特に Cinquecento）のこの様式の創設者と見做すことが出来るであらう。この點は、サンガロ一族が十六世紀のローマ建築界に占めるに至つた勢力の大きさを豫想するところを、Zentraltbau の發達史を考察する上に、特殊な意義をもつものである。（上記、ブラマンテに就いて述べたところで豫め注意した點を照應して考へる）。

作例二は、モンテブルチアノのマドンナ・デイ・サン・ピエジオである。設計者は、上記ジュリアノ・ダ・サンガロの弟アントニオ・ダ・サンガロである。造営期間は一五一八年から一五三四年である。彼は前記の寺院サンタ・マリア・デレ・カルチェリにも、兄の助手として造営に關係してゐたらしい。この新しい寺院が造営された頃は、既にブラマンテの影響も廣く普及してゐたから、云はば、當時の流行形式の「標準型」とも考へられる。然し、この寺院は兄の作品と異り、クーボラの外被に曲面の効果を強調してゐるのである。

作例三は、トーデイのサンタ・マリア・デラ・コンソラチオーネである。この寺院は造営記録が不完全なため、

關係した建築家の範圍と年代につき建築史家の間に意見が別れてゐた。權威ある著書を比較しても、その事情は解るが、大體に於いて十六世紀の初頭に起工し、同一・三十年代に大部分の終了をみたもののやうである。當代に造営されたこの系統の建築に散見するやうに、ここにもまた、ブラマンテの影響を認めようとする建築史家（例へばコラド・リッチの如き權威者）もあり、其他にも、當代の代表作家に結び付けやうとする漠然たる意向も見受けられる。然し、歴史家の間に意見の一致をみてる設計者も、特に重要な史的意義を有する作家ではない。それにも拘らず、不明な建築家の構想に築かれたこの作品は、現存する Zentraltbau の中で最も鮮明な形態をもち、この様式の特殊性を最も性格的に表示する作品である。然し、私が特に興味深く思ふのは、この最も純粹な Zentraltbau の典型と良く似た形式の構想を、レオナルドの素描の中に見出すことである。斷るまでもなく私は、レオナルドの素描とサンタ・マリア・デラ・コンソラチオーネとの間に、直接の關係を認めようとする者ではない。然し、此處に注意すべきは、レオナルドの構想が後の時代を代表する寺院建築の形態を既に暗示してゐることである。この場合レオナルドは、豫言者とか先驅者とか云ふ言葉を以つて呼ばるべきものではない。重要なことはイタリア寺院建築の進展しゆく必然性が、レオナルドの構想の中で、一種の指導精神として具體化されてゐたことである。この問題は、Zentraltbau の終局の形態が、ミケランジェロの設計になるサン・ピエトロ・イン・ヴァテイガノの新堂であること、及び、ミケランジェロの構想が、クーボラの位置を更に高めて、クーボラ本位に徹底して行つたことに進展するのである。此處で私は、イタリア寺院建築史の指導精神として、クーボラ建設の發展の跡を一應略記する必要がある。それによつて、レオナルドの残した一群の素描がもつ建築史的意義を明らか

にするためである。

イタリアに現存する古典ローマの遺構の中で、クーボラの魅力を大規模に表示する唯一の傑作は、云ふまでもなくローマのパンテオンである。半球型のクーボラの頂に開かれた無蓋の圓形天窓から導入される外光は、クーボラ内壁のモルディングに平等な光線を分散し、堂内全體に一樣な光を満たして、靜寂で明朗な効果を生じる。この不思議な美しさは、一度この堂を訪れた者が生涯忘れぬ魅力をもつが、この魅力は、クリスト教會文化の時代に殘る古典ローマの遺産を更に根強いものとする。そして、歴代建築家の理想をクーボラに向はせる誘因を更に強化するのである。ブラマンテが總本山の新堂設計に際し法王ユリウス二世に提案したのもパンテオンのクーボラの再現であつた。然し、イタリアの建築史には曲面の外被をもつクーボラの要求が、既に内在してゐたのである。

イタリアの寺院建築が、特に莊嚴化を求めた要素は三つある。Cupola と Facciata と Campanile とがこれである。イタリアの寺院は北歐の寺院と異り、鐘樓と本堂とを融合させることがなかつたから、カンパニールは常に独自の建築體として發達し、フィレンツェのサンタ・マリア・デル・フィオーレにみるやうな最美の傑作を完成し、ピザの本山の場合の如き奇觀をも生じたのである。然し、ファッチアタとクーボラとは、常に相容れぬ抗争關係にあり、一は他を否定して始めてその効果を徹底させることが出来たのである。

クーボラは、ピザの本山本堂の屋上に、楕圓形の平面をもつて小規模に出現して以來漸次に成長し、アルノルフォ・ディ・カンピオの構想になるフィレンツェのサンタ・マリア・デル・フィオーレに著しく發展する。(サンタ・

マリア・ノヴェルラの壁畫「教會の勝利」にその構想を推知することが出来る)。アルノルフォの遺圖は、更に擴大されたのち、この大伽藍の造營を受け續ぎ、構造設計上の難問を解決したブルネレスキに完成された。そして、サン・ピエトロ・イン・ヴァティカノに實現したミケランジェロのクーボラに於いて、最高的大作に完成するのである。クーボラの造營は、イタリア歴代の建築家にとつて憧憬の對象であつた。然し、總本山の戴く「ローマ市の寶冠」が完成した後までも、クーボラの要求は餘光の如く消え残つてゐた。ローマ正教權が各國の政治機構に根強く發展した時代に、クーボラは各國に移植された。パリに於けるエグリーズ・デ・ザンヴァリド其他の建築は、この事情を示すものである。私はこの稿でクーボラの發達轉化の跡を辿るわけではないから、粗い瞥見を略記するに止めるが、この中にレオナルドの構想を織り込むことによつて、その歴史的位相が明らかとなるのである。

### 三

上記の Trattato delle Cupole とも見做すべき意圖のほか、レオナルドの史料から直接建築を扱つたものを摘出するとすれば、大體左記の如く要約し得るであらう。

一、ミラノとパビアとの本寺造營に就き、他の建築家達と共にたづさはつた仕事である。このうちミラノの本寺は、中世以來の造營をつづけてゐる伽藍の屋上整備の問題である。數人の建築家と共にレオナルドも設計模型を提出してゐるのである。元來レオナルドは、一般のイタリア建築家と同様、觀念的に錯雜した北歐式

の建築様式を好まず、イタリア傳來の明劃な形式感覺を尊ぶもののやうである。従つてミラノ本寺の如く、南北兩様式の混合した形態は、彼の構想から著しく距る筈である。然し、此處に提出された課題が難問であるだけに、却つて彼の興味を惹いた點もあらうかと推察する。(例へば、「聖晚餐」の如き、至難な課題を完全に解決した典型であるが、ミラノ城主の依頼を受ける遙か以前に、前代の作者達の失敗の跡を研究したらしい事實が窺はれる)。

また、バビアの本寺は、一四八七年にクリストフォロ・ディ・ロッキの擔當した建物で、各地の大建築(ボロニアのサン・ペトロニオからコンスタンティノポリスの伽藍に至る)に對立しようとする意向であつたと云ふ。未完成に終つた作品であるが、此處に協力したのは主としてブラマンテである。レオナルドの關係した範圍は職責上の點にすぎぬやうであるが、私はこの間の事情を詳にしない。

二、建築技術上の特殊研究がある。レオナルドは建築壁體に生ずる裂損につき、その原因を調べ對策を講じる等の研究を試み、また、アーチの強度に關する構造上の問題を考察してゐるほか、堂室内の音響効果に就いても關心を抱いてゐた。

三、戰爭技術上の觀點から、軍事上の防衛施設に就いて、實際上の設計にたづさはつてゐる。彼は、チェーザレ・ボルジアの陣營にあり、軍事施設に關する監査を依頼されてゐたらしく、攻防上の觀點から詳細な測地圖を製作したりしてゐる。殊にイモラに於いて、傭兵の長達の裏切を受け、チェーザレと共に包圍された折には、レオナルドは直接に軍事上參劃してゐたらしく想像される。従つて彼は、一面に於いて傑出した戰爭

畫家となつたと共に、恐らくは軍事關係の建築施設に於いても、相當の功績を擧げ得たであらう。彼は既にミラノ時代に、各時代各民族の使用した兵器を調査し研究してゐた。ミラノ城主に提出した自薦狀も大部分の項目は軍事關係の主題である。

四、レオナルドは、當時の建築家の幾人かと同様に、都市計畫上の試案を行つてゐる。その目標とするところは、主として、交通と衛生との點にあつた。其他、一般國土計畫に就いても、各種の實行案を企劃してゐるが、此處には、彼の水力學的關心が基礎になつてゐる。

五、極めて大規模な記念陵墓の設計案がある。ミラノ城主は、當時の他の支配者達と等しく、陵墓用記念建築の造營を目論んでゐたらしい。(サンタ・マリア・デレ・グラチエを造營完了後に再建して、ブラマンテの設計による *Zentraltbau* に變へ、自家一族用の記念建築を企劃したごときも、この種の意向の現はれの一つと見做すことが出来よう)。かかる意向の一例は、當時の牌面にも片影を止めてゐるのである。然しレオナルドの設計案は、これ等の記念建築より遙かに雄大な構想をもち、純然たる陵墓建築の性格を示してゐる。即ち丘の起伏する自然的環境の中に人工的な圓錐型の丘を築き、斜面を三分の二ほど昇つたところにテレースをめぐらし、其處より六個の入口を通じて内部の墓室に導く。この陵墓の頂には、柱廊に圍まれた圓形平面の祠を置くが、この祠は圓錐形の屋根を戴き、恰もローマのパンテオンの如く、中央の天窓を開いて外光を導入する設計である。恐らく、當時の建築界にみる理想案の一種であらう。

六、ミラノ城内に、城主の生活に因む各種の設計を試み、宴會・祭典・儀式等の設計監督を務めてゐた。これ等



の職責のうち、現在まで良くその面影を止めてゐるのは、城内の一室（サラ・デレ・アッセ）の天井装飾である。室内の壁面に樹幹を幾本も描き、その樹枝が天井に交叉して樹葉と共に織り合ひ、恰も唐草模様のような効果を生じる試みである。この場合にも（後に記す「聖晚餐」と等しく）レオナルドは、彼獨特のレアリスムを離れない。この室内に集る人達に、恰も樹陰にあるごとく新鮮清涼な感を味はせながら、趣向の面白味を樂しませようとするものである。而もこの種の構想は、レオナルドが街頭で見かける婦人の結髪形式を素描にとる興味にも連關し、彼のアカデミーの紋章圖案とも共通する性質をもつのである。この風變りな室内意匠は、原案に即して修理されながら現存してゐる。この室に立つてみると、その効果は豫期以上に面白いのである。そして、天井の受持つ建築上の役割にも的確に順應してゐることを感じる。室の雰圍氣を裝飾によつて巧妙に活かした一種の典型的示例である。

七、其他、レオナルドの素描の中には、ラテン十字式寺院にクーボラを組み込んだ若干の研究素描らしきものが見受けられる。

以上は、私の心に浮ぶままを列挙したにすぎない。この背後には、レオナルドの多面的な生活と複雑な創造的精神とが存在してゐるのであるから、それ等の背景の中に組み込んで始めて獨有の意味をもつものである。従つて、かかる背景から切り離して、各々を個別的に觀察すべきものではない。

## 四

サンタ・マリア・デレ・グラチエの僧院食堂を装ふ壁畫「聖晚餐」に就いて、全面的に詳述することは本稿の範圍外にぞくする。然し、この壁畫は、食堂内部の空間に接續する構想の下に作畫されてゐるものである。壁畫と建築との直接的連關を考察する上で最も典型的な作例の一つであるから、その點に視野を限り、此處に述べて置く。堂室と繪畫との關係の著しく密接な他の一つの示例は、カペラ・システイナの天井を装ふミケランジェロのフレスコである。この天井裝飾は、イタリアの建築史に於いて重要な意義を有するばかりでなく、當代と後代とのイタリア建築界に積極的な影響を残してゐるのであるが、レオナルドの「聖晚餐」を建築の觀點から扱ふ場合、その意義は自づから別種なものとなるのである。

「聖晚餐」の壁畫を僧院食堂に描き、或は、壁面用額畫を掲げることが、一種の傳統になつてゐる。従つて社會的需用も相當に多かつたと推察されるのであるが、それにも拘らず、この畫題を正面から扱つて成功した例はレオナルドの作品のほか一つもない。（象徴的な描寫として成功してゐる例も、ヴェネチアのサン・ジョルジオ・マジョーレに現在保存されるティントレットの作品だけである）。この主題を正面から扱ひ僧院壁畫に使用した示例の現存するものは少ないが、レオナルド以前のイタリアに二種の代表作品をみるのである。即ち、フィレンツェのコンヴェント・ドニサンティに於けるドメニコ・ギランダイオの作品、及び同じく、コンヴェント・ディ・サンタポロニアに於けるアンドレア・デル・カスタニオの作品がこれである。この二作とも、モティーフの扱ひかたとコンポジションの整へかたと何れも失敗してゐる例である。（壁畫そのものに就いて詳述する餘地はない）。レオナルドの「聖晚餐」が、この至難な主題を正面から扱つて成功してゐる條件のうち、僧院食堂の壁畫とし

て特に建築的な點を簡條書きに要約するとすれば、下の如く略記し得るであらう。

一、構圖を統一し、クリストゥスに集中し、人物全體を浮き出させる目的から、晚餐の行はれてゐる幻想の食堂内部の透視畫法的效果を利用したこと。

二、現實の僧院食堂と幻想の食堂とを空間的に接続させて、僧院の食堂に食事をとる僧達を、聖傳の世界の雰圍氣の中に置くよう考慮したこと。

三、これによつて、宗教建築内部の壁畫に特殊な室内意匠的效果を興へたこと。

以上の三點に就いて説明すれば下の如くである。「聖晚餐」の行はれてゐる幻想の食堂は奥に向つて深い長方形の室である。その長方形の四邊のうち、奥の短邊は三個の窓をもつ。兩側の窓二個は小さく、中央の一個は稍大きく、破風形の窓飾をもつ。長邊二邊は壁になり各々四枚の壁飾を垂らしてゐる。残る前方の短邊に近く、これに平行して長卓を置くのである。即ち長卓は、食堂の主軸に對し直角に置かれ、且つ、室の前端に偏つて置かれてゐるのである。食堂の天井は格天井となり、床面から三分の二のところ、畫面上縁が切り取られてゐるので、天井は僅かしか畫面に現はれてゐない。この幻想の食堂に適用されてゐる透視畫法の消失點は、卓の中央に坐すクリストゥスの額に位するから、畫面の奥行に向ふ一切の直線は、クリストゥスの顔面に集中されて、クリストゥス中心に構圖を統一する。また、これに對して、垂直に並列する一切の直線は、長卓の背後に坐す十三人の主従を背景から浮出させるのである。食卓の描く太い水平線が畫面の下部を落着かせ、格天井が上部を引きしめ、壁懸に装はれた壁面が左右から押へ、背面の窓

が後部を固めてゐるのである。

かかる配列をもつ幻想の食堂の壁畫内の透視的構圖は、一分の隙もない均整さをもつのであるが、これを平面圖に描いてみると、食卓の位置が著しく偏つてゐるかの如き觀を興へる。従つて、Cinquento に一種の形式主義的特質を認めようとする藝術學者(例へば、ハインリヒ・ウェルフィン)は、寫實的觀點から不自然にみえる食卓の配列法に *Cinquento* 個有の形式感を指摘するのであるが、この判斷は二重の意味で誤つてゐる。即ち、この幻想の食堂を現實の僧院食堂と接続させるときは、左に記すごとく、この食卓の置き方が全く不自然でなくなるばかりでなく、最も自然な配列法に變るのである。また、レオナルドの性格は、常に嚴正な意味に於けるレアリスムの觀點を離れないから、此處に形式本位の不自然さを認めようとする學説は、彼の性格に矛盾した解釋を下したことになるのである。

この事情を記せば左の如くである。

イタリアでは、僧院食堂内の食卓を、普通の住宅内の食堂の如く置かないのが常規であるらしい。即ち、壁面に沿ふて食卓を配列し、或は、食堂の主軸に直角に數個の食卓を並列させるのである。従つて、現實の食堂と幻想の食堂とを空間的に接続させるとすれば、クリストゥスと使徒達との坐す食卓は、現實の食卓の別席となるか或は、その延長となるかである。次に現實の食堂と幻想の食堂との建築的連關をみると、下に列記するやうな關係になつてゐることが解る。

一、長方形をなす現實の食堂は、その長邊を延長したままで幻想の食堂に接続する。

二、現實の食堂の床面は幻想の食堂の床面より低い。換言すれば、現實の食堂から一段高まつて幻想の食堂が續くのである。(僧院の僧達とクリストゥスの坐との間に高さの差を設けるのは當然である)。

三、現實の食堂は、曲面の天井に刳込んだ高窓を列ねてゐるが、この刳型は壁畫を描いてある壁の上縁にもめぐつてゐる。従つて、幻想の食堂の天井は、この刳型のため上部を隠される具合となる。即ち、天井の高さそのものは、現實の食堂も幻想の食堂も殆ど違はないが、右に述べたやうに、透視畫法の消失點を比較的低く求めたため、天井の面が出過ぎるのを避けて、三分の一だけ高さを減じ上部を切り取つてある。その切り取つた部分を、現實の食堂の壁面上縁の刳型が隠してゐるのである。

四、現實の食堂の高窓の下縁を劃する線が、幻想の食堂の壁懸の上縁と接續するから、二つの食堂は壁面を共有する感じを強める。

五、かくて、僧院食堂内の程良き位置から壁畫をみると、二つの食堂の透視的效果が的確に整調されてみえるのである。

以上に列記した如き條件を具備するこの壁畫は、これの描かれてゐる室の使用目的にも合致し、室内の雰圍氣をも的確に構成するのである。此處にレオナルド特有な寫實的精神が窺はれるので、上に述べたミラノ城内の天井裝飾畫と共に、彼の性格を鮮明に表示してゐるのである。(これと同一の特質は、モナ・リザの肖像畫に於ける空間構成の形式にも明らかに看取することが出来る)。

然し、この問題は、更に一つの注意すべき點を含んでゐる。即ち、イタリアの建築史上には、透視的な空間構

成を極めて大膽に利用する示例が多く、その中には、非常に傑出した優秀作品から、錯覺を技巧的に弄ぶものまである。私はイタリア滞在中、この種の代表的示例が示す實質上の効果を多く経験したのである。然しこれ等の示例とレオナルドの「聖晚餐」とは根本的に異なる性質をもつてゐる。レオナルドは、「聖晚餐」に描く人物に於いて、年齢や性格を詳細に研究し、市井にモデルを求め、解剖學から心理學に到る基本科學を適用し、卑近な表情や身振りを考察し、等、の準備を綜合してゐるほどで、彼特有のリアリズムが根本原則になつてゐる。そしてこれと同一な根本原則のもとに壁畫の室内効果を扱つてゐるのである。(構圖法に於ける建築の應用につき、レオナルドの精神を發展させたのはラファエロ・サンティである。彼がローマのヴァチカノ宮内カメラ・デラ・セニアトゥラに描いた「アテネの學苑」は、プラマンテの構想に基く新サン・ピエトロの堂内を背景に求めたものである。然し、この場合には、室内空間と畫面内の空間との直接な連關はない)。

イタリアに於ける壁畫・天井畫が堂室内の建築的性格に密接な關係を示してゐる例は、上に指摘したカペラ・システイナの天井畫のほか、多種多様なものがある。ローマのサン・イニアチオの如く、ジェズイタ派の主要な寺院に相應しく教祖の昇天を描いて、顯著な靈感的幻想の迫力を示した特殊な作品もある。ヴェネチアのパロット・ラビアに於けるごとく、クレオパトラの饗宴の雰圍氣に周囲の壁面を掩ひつくした裝飾畫もある。ミラノのサンタ・マリア・ブレッソ・サン・サティロの如く、祭壇の奥に浮彫型の浅い堂室を置き、恰も實際の奥堂があるかの如く感じさせたものもある。これ等は、ロレンツォ・ベルニニがサン・ピエトロ廣場に實施した廻廊の設計や、ライナルディがサンタ・マリア・イン・カンピテルリの堂内に試みた平面設計と共通した性質をもつてゐる。

その中に、レオナルドの「聖晚餐」が加はり、独自の優れた構想を示してゐるのである。

## 五

レオナルドの考案した機械類の中には、建築施行用の考案設計が幾つか見出される。然し、これ等の考案のうち、正確にレオナルド自身の創意になるものが幾つあるかを判断することは困難である。普通には、レオナルドの素描と手記の中に見出されるものは、總べてレオナルドの考案であると思ふ者と、唯だ漠然と彼の獨創性を疑ふ者が多いが、實際は遙かに複雑なのである。この事情を知るためには、先づ下記の注意が必要である。

レオナルドの機械素描は、左の四種に大別されるであらう。

- 一、當時實際に使用されてゐたものを、レオナルドが研究資料として扱つたもの。
- 二、上記の機械類を改良するため、協力者の意見を容れて再考を試みたもの。
- 三、レオナルド自身の考案になるもののうち、實用を豫想したもの。
- 四、單なる力學的實驗の興味から考案したもの。

以上に關するレオナルドの素描をみると、左記の如き特徴が窺はれる。

- 一、アルキメデスの偉大さを最初に再發見した彼が、力學的基礎の下に思索し考案してゐること。
- 二、各種機械類の基本的目標に従ひ、全體的機能と各部分のメカニズムを分析しつくし、更に綜合してゐること。

## 三、整備された機械につき、透視畫法を使った素描をまとめること。

この示例の一つとして私は此處に、専門研究家グロテが、技術的に分解して示した大理石を引き切る機械を選んで置く。この機械に就いて、レオナルドは三十二個の素描をとつてゐると云ふ。カララの石切り現場で今でも使用してゐるものと同一であること云ふことである。但し、グロテの著書が刊行されたのは十九世紀の後半期であるから、其後の變化に就いては私は知らない。

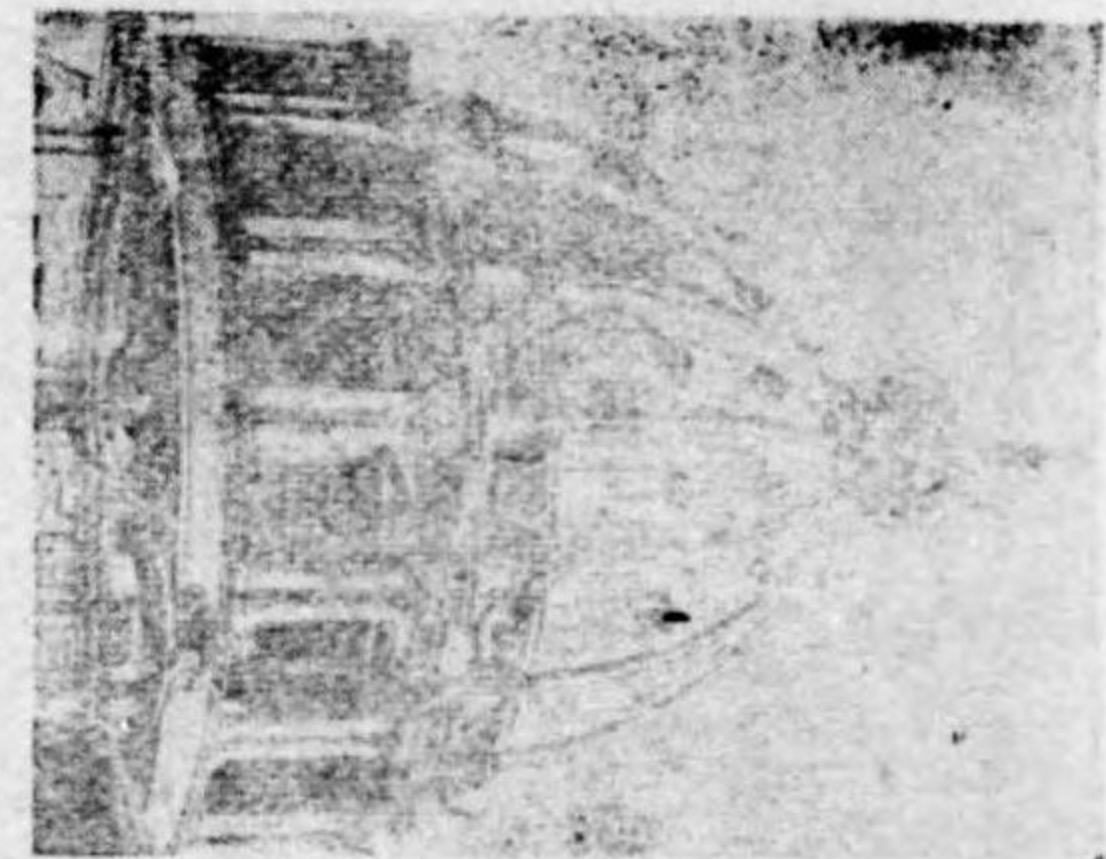
なほ右に私が列挙した考案素描の分類のうち、(四)として記した「單なる力學的興味の實驗から考案したもの」につき、一應私の説明を述べて置く。

私は、工學技術の専門家でもなく、また、機械類の歴史を特に研究したものでもない。單なる素人にすぎないが、彼の素描の中に含まれてゐる機械類が、總て實用を豫想したものと考へることは危険なやうに思はれる。即ち、或る一定の原理の下に一定の機能をもつ或種の機械を設計することが可能である——と云ふ程度の思索過程を圖解したのも、レオナルドの性格からは有り得るわけである。従つて、この圖解を其儘の形で實用價值あるものと見做すことは、危険でもあり彼の眞意を曲解することになるであらう。云ふまでもなく、力學的可能性を實用價値に發展させるためには、材料と構造との耐久性が加はるわけであるから、小型の實驗用具としては役立つとも、實用具としては技術的難點を含む場合が多い。この點を無造作に扱つてゐるレオナルドの紹介は、工學設計家としての彼の價値を著しく低下させる結果となるのである。

これに類することは、卑俗に傳へられる「飛行機の發明」なるものに就いても云へる。レオナルドの思索の優

九二

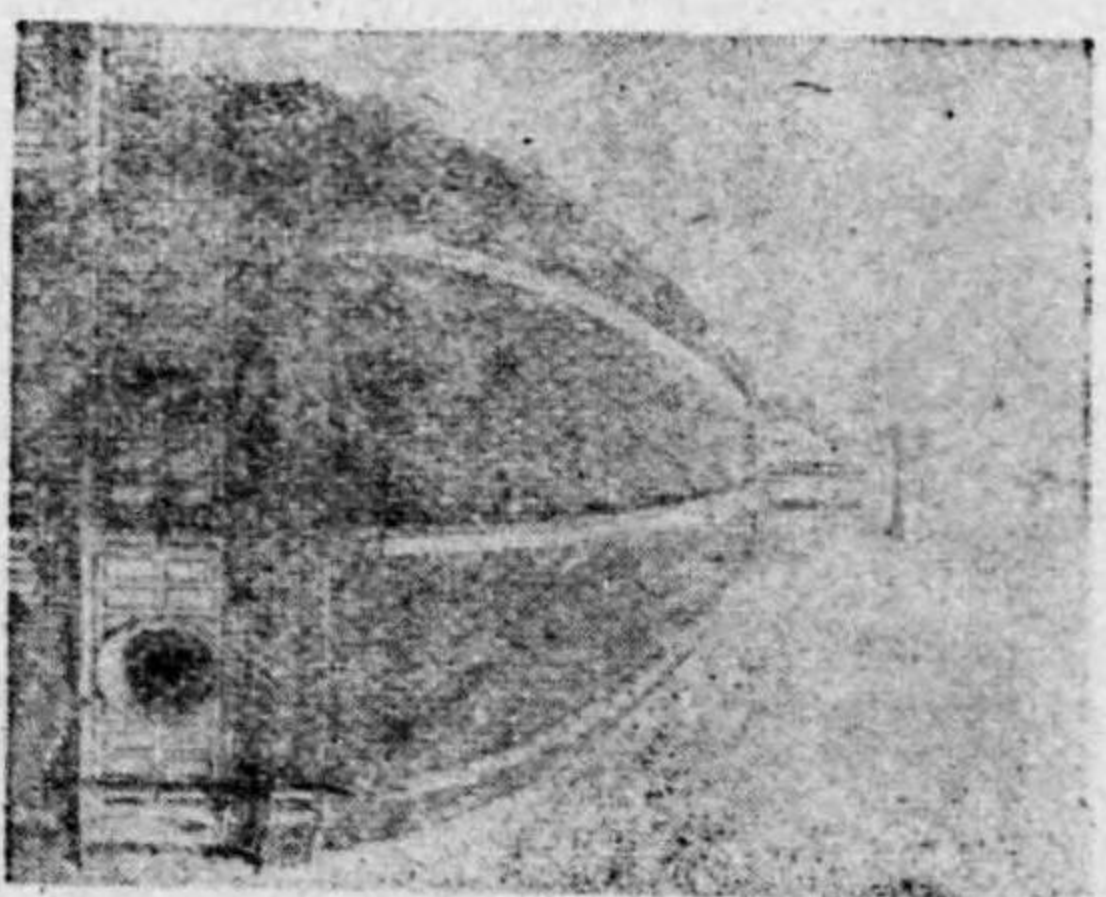
れてゐる點は、鳥類の飛翔を力學的に考察し、鳥類の滑空機能を研究して、機械的な滑空機の可能性に及んでゐる「科學的精神」そのものの姿である。水面の波から音波に、音波から光波に、光波から光學に、光學から天文學に、類推を進めてゐると共に、水力学から航空力学に思索を伸展させ、人體解剖から鳥類の解剖に擴大してゆく。それ等の綜合的思索の中に飛行機の「可能性」が組み込まれてゐるのである。これが、レオナルド個有の精神構造なのである。皮相的な解釋の危險が此處にあるのである。



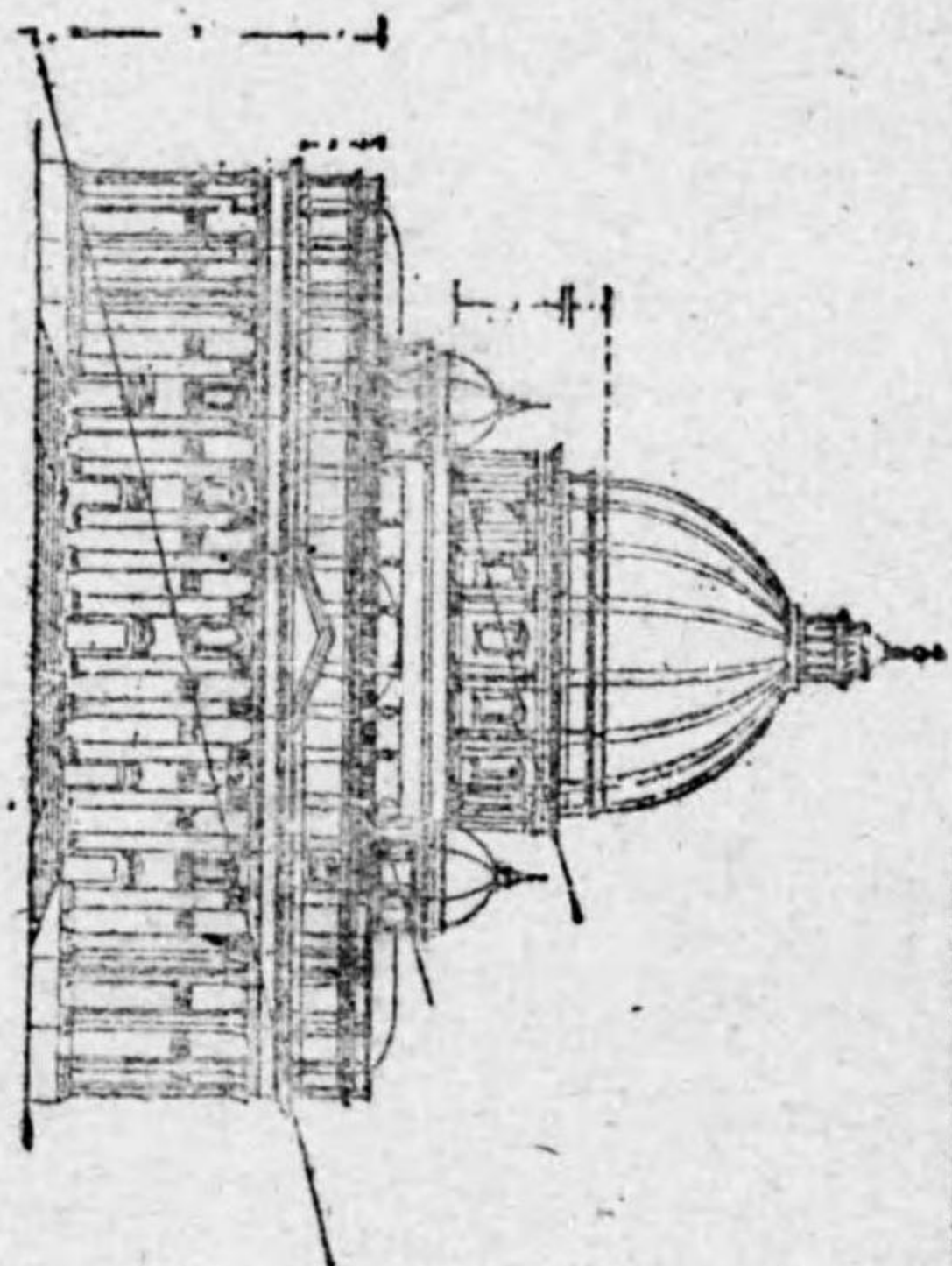
サン・ピエトロの寫眞



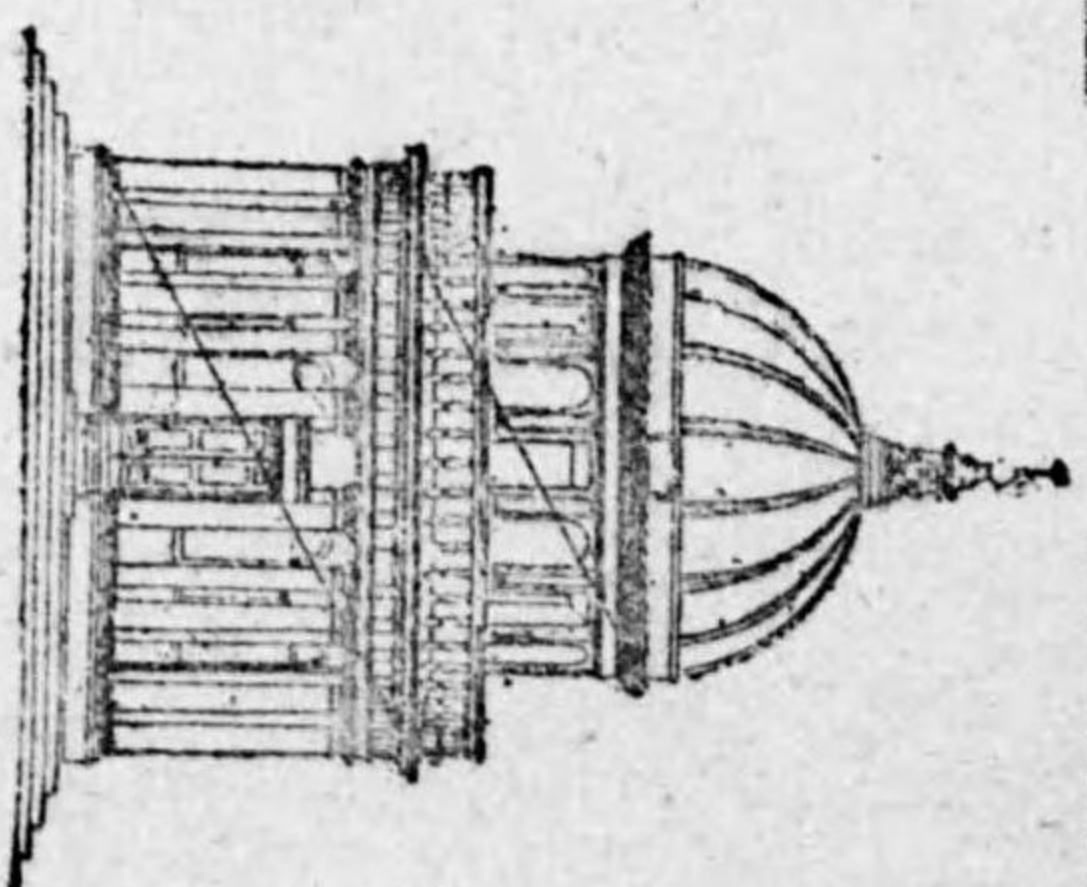
同左 (アラマンチの構想)



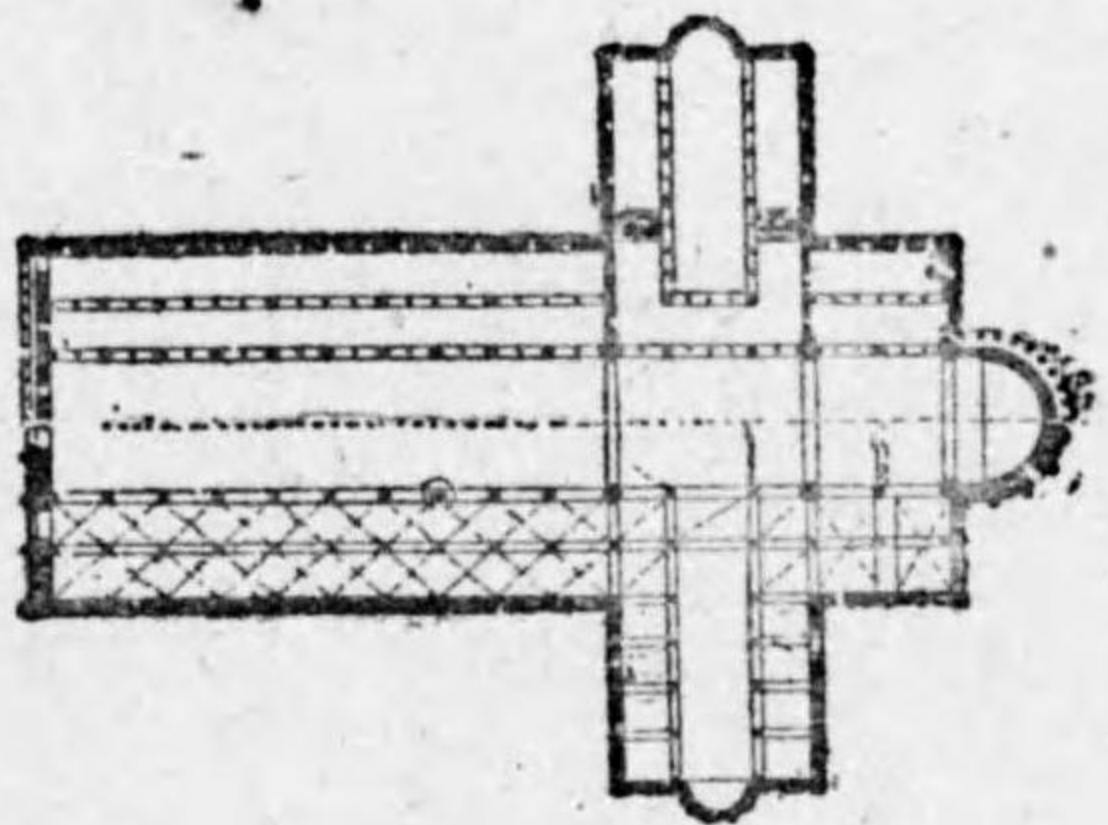
サン・ピエトロ・アラマンチの寫眞



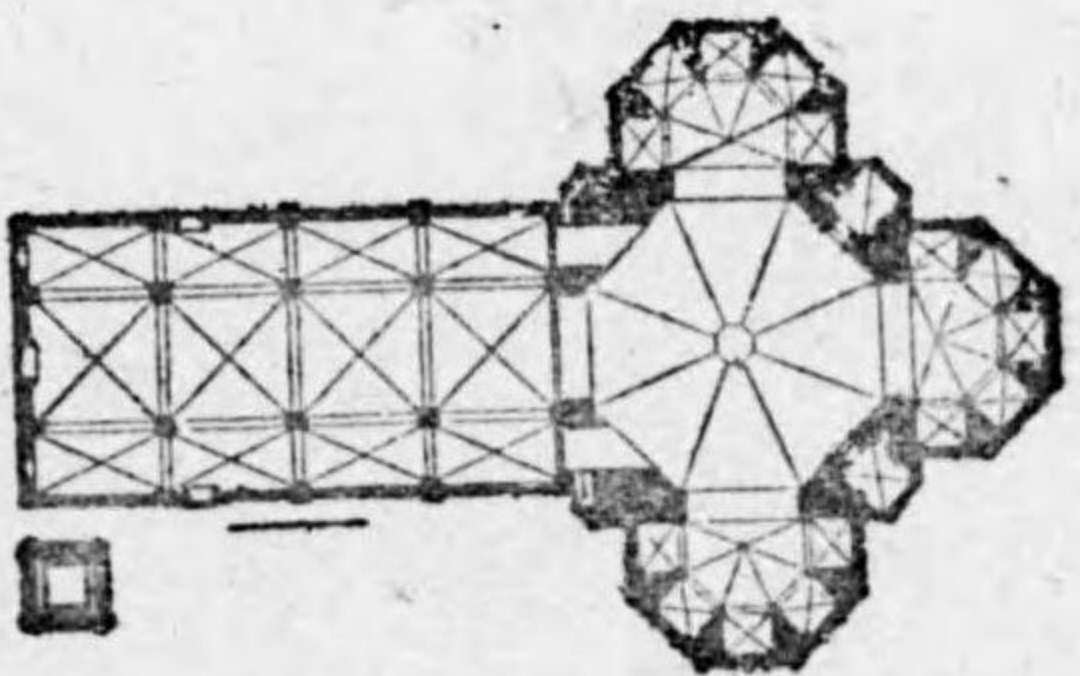
サン・ピエトロ (ミケランジェロの構想)



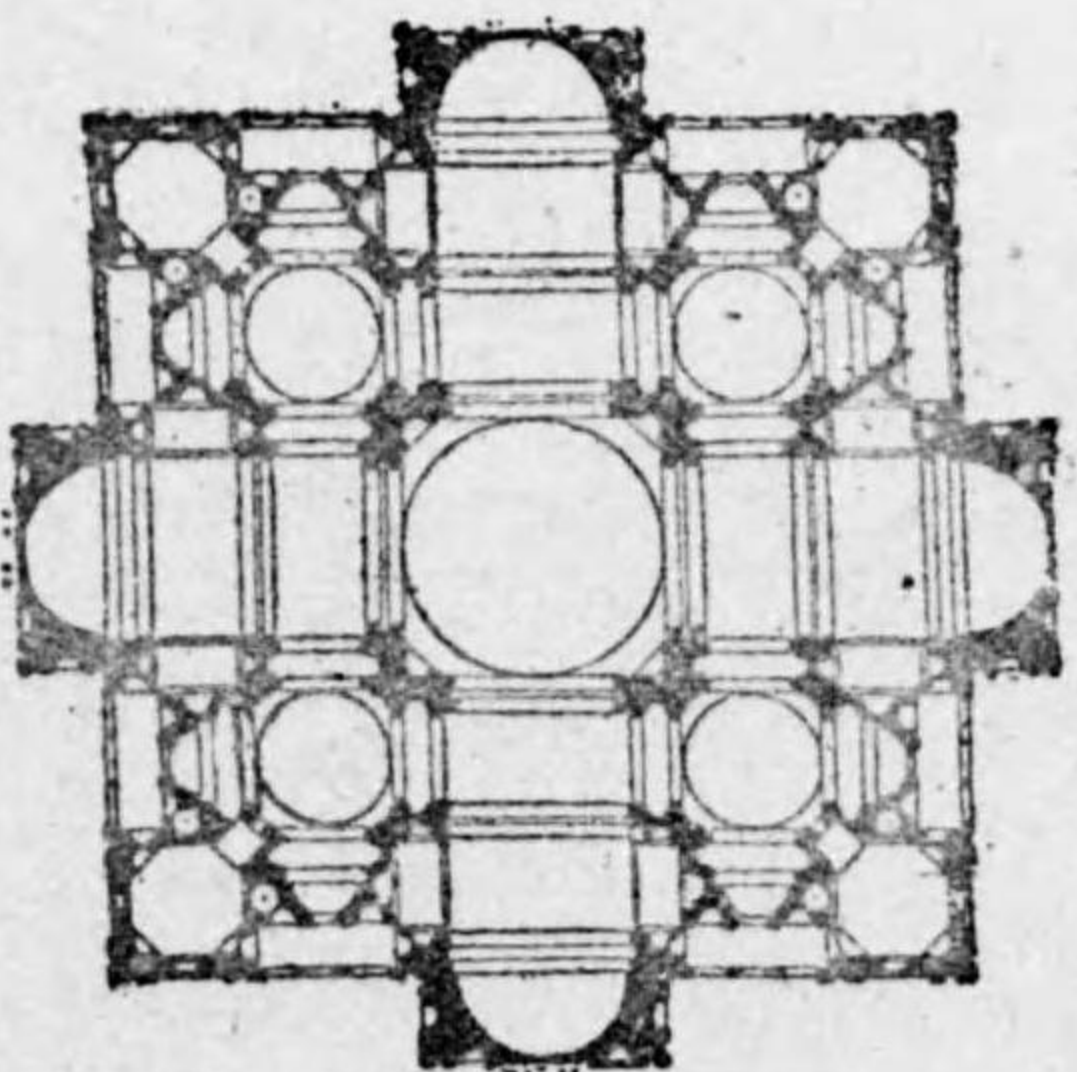
サン・ピエトロ



サン・カロの本山

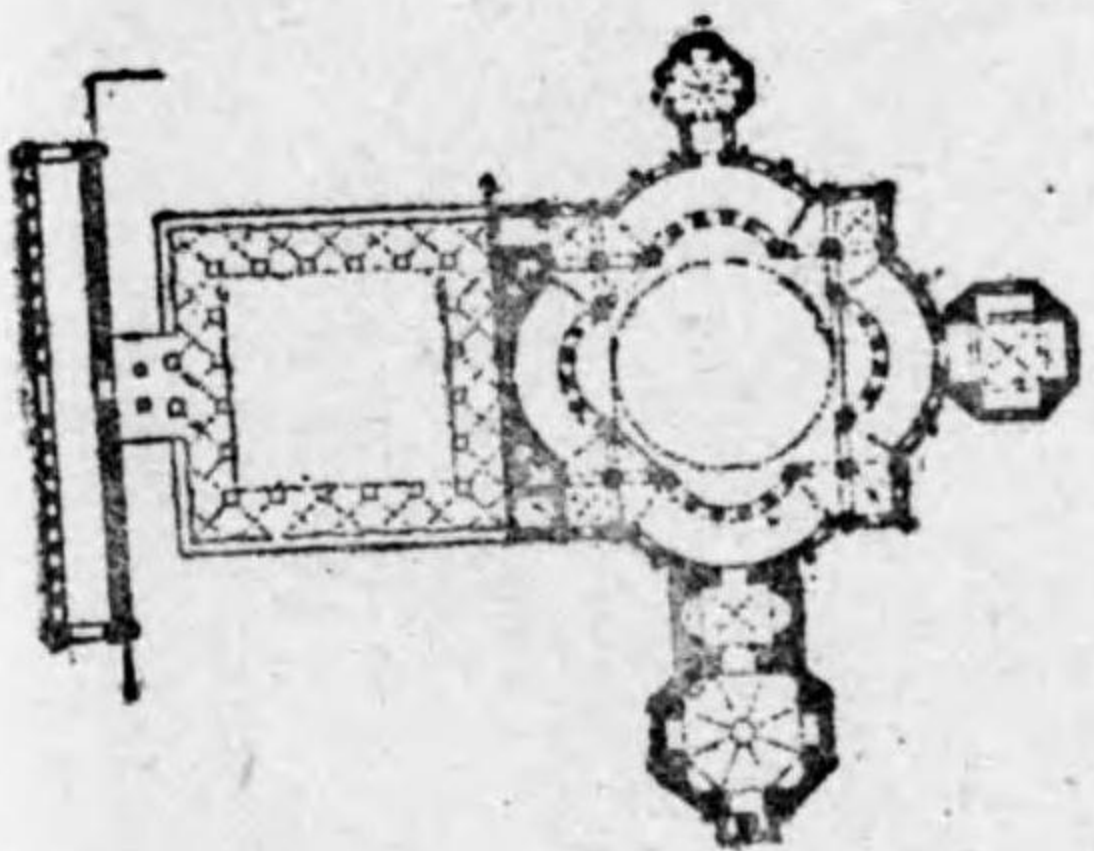


サン・ピエトロの本山

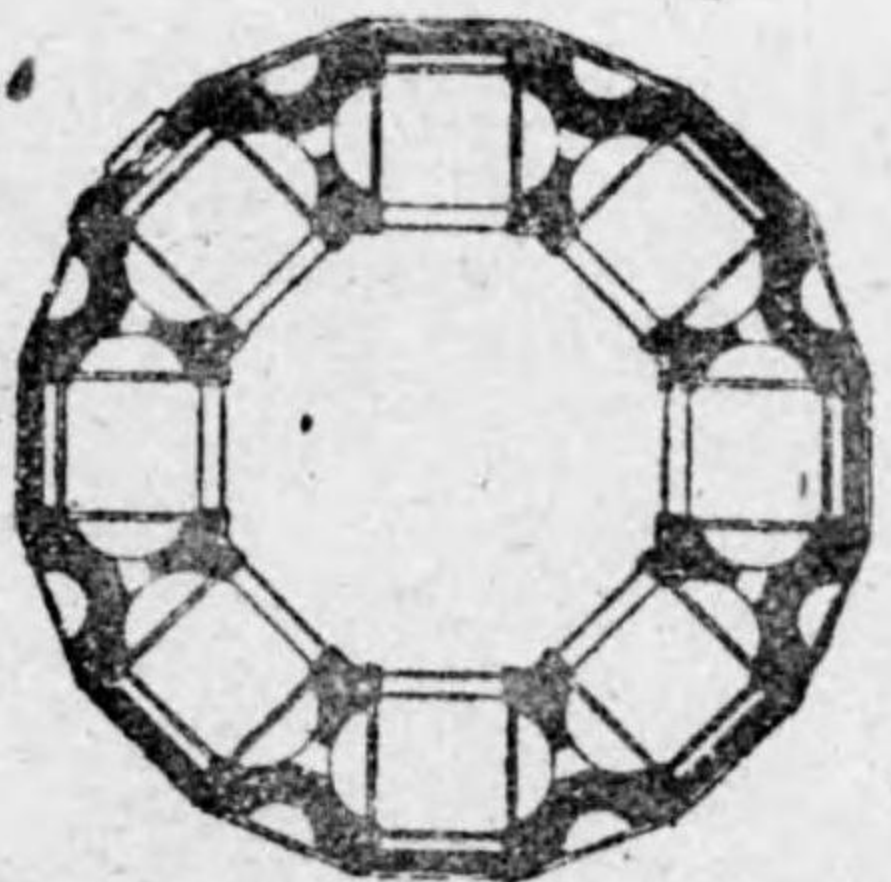


九四

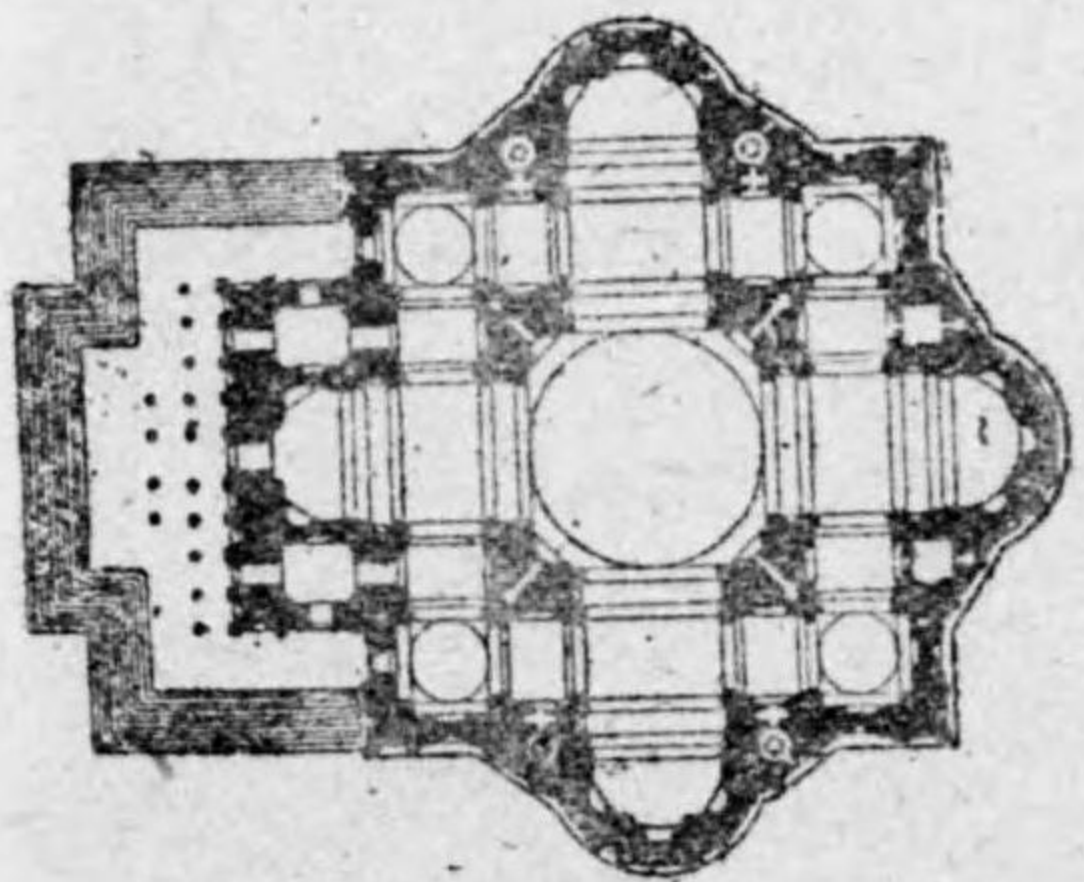
サン・トマスロ (グラマンチ設計)



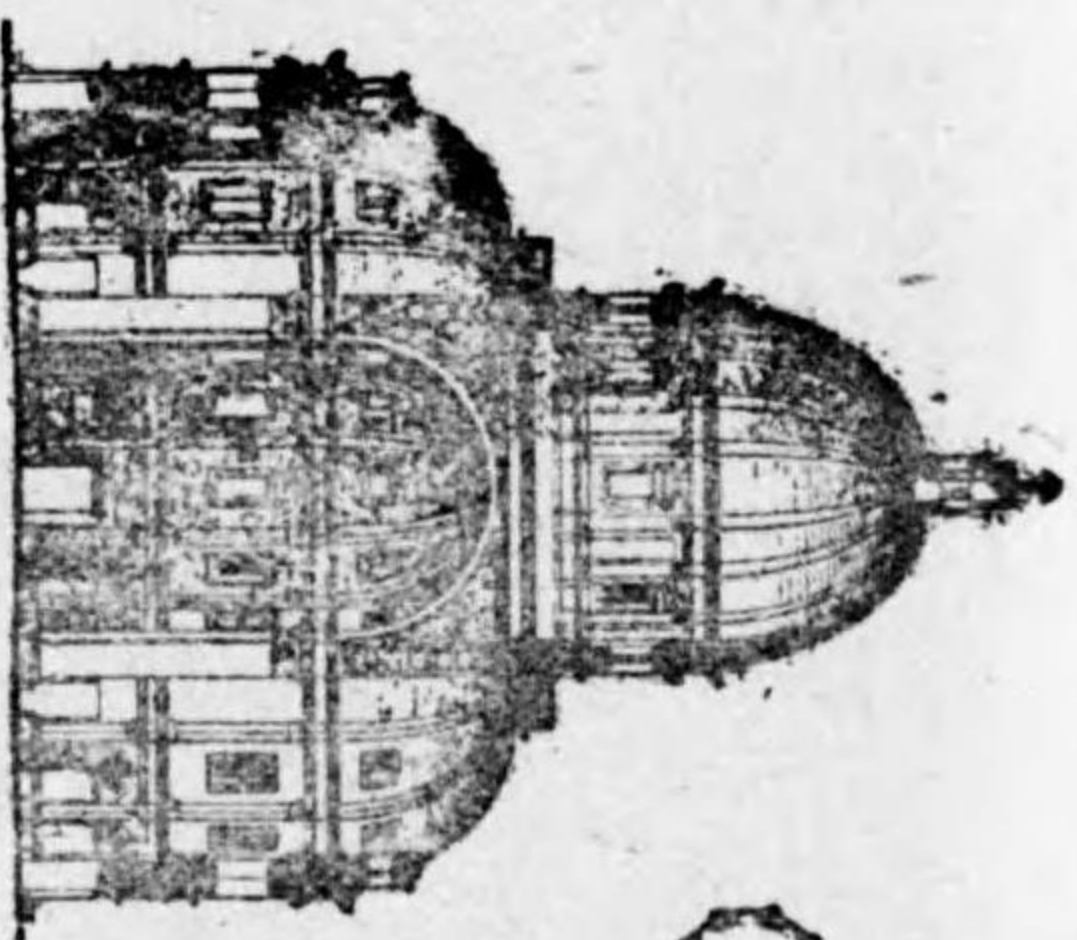
サン・ロレンツォ・デ・カステル



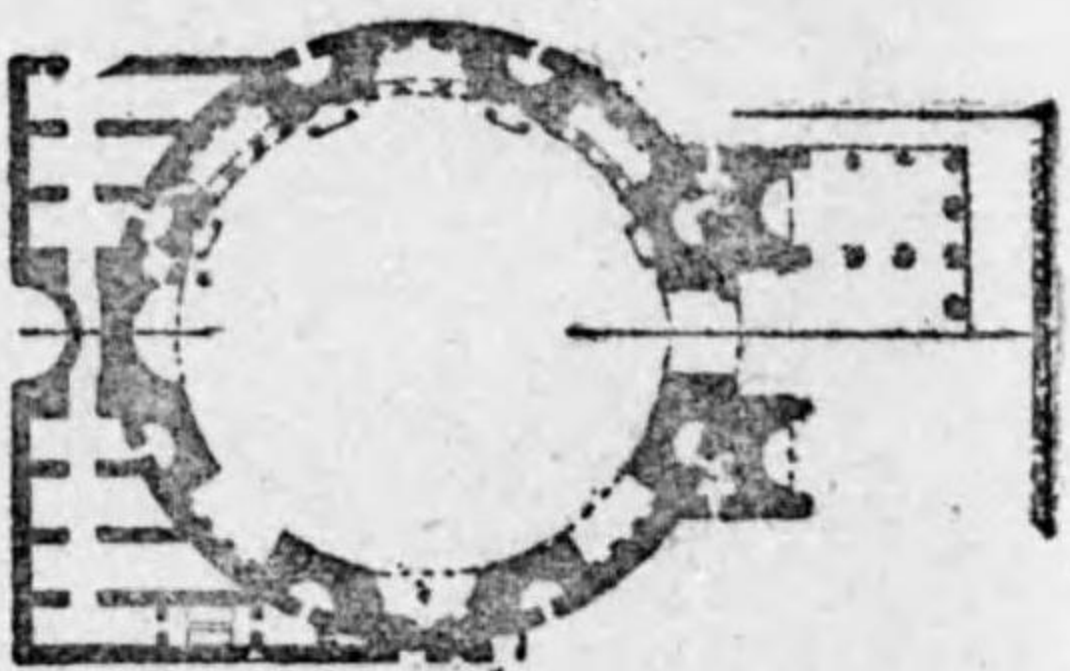
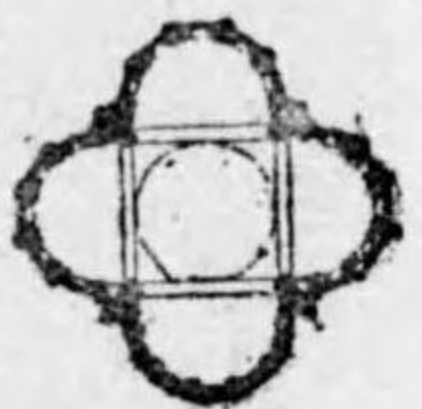
(ナルホレスキ設計)



同上 (ミケランジェロ設計)

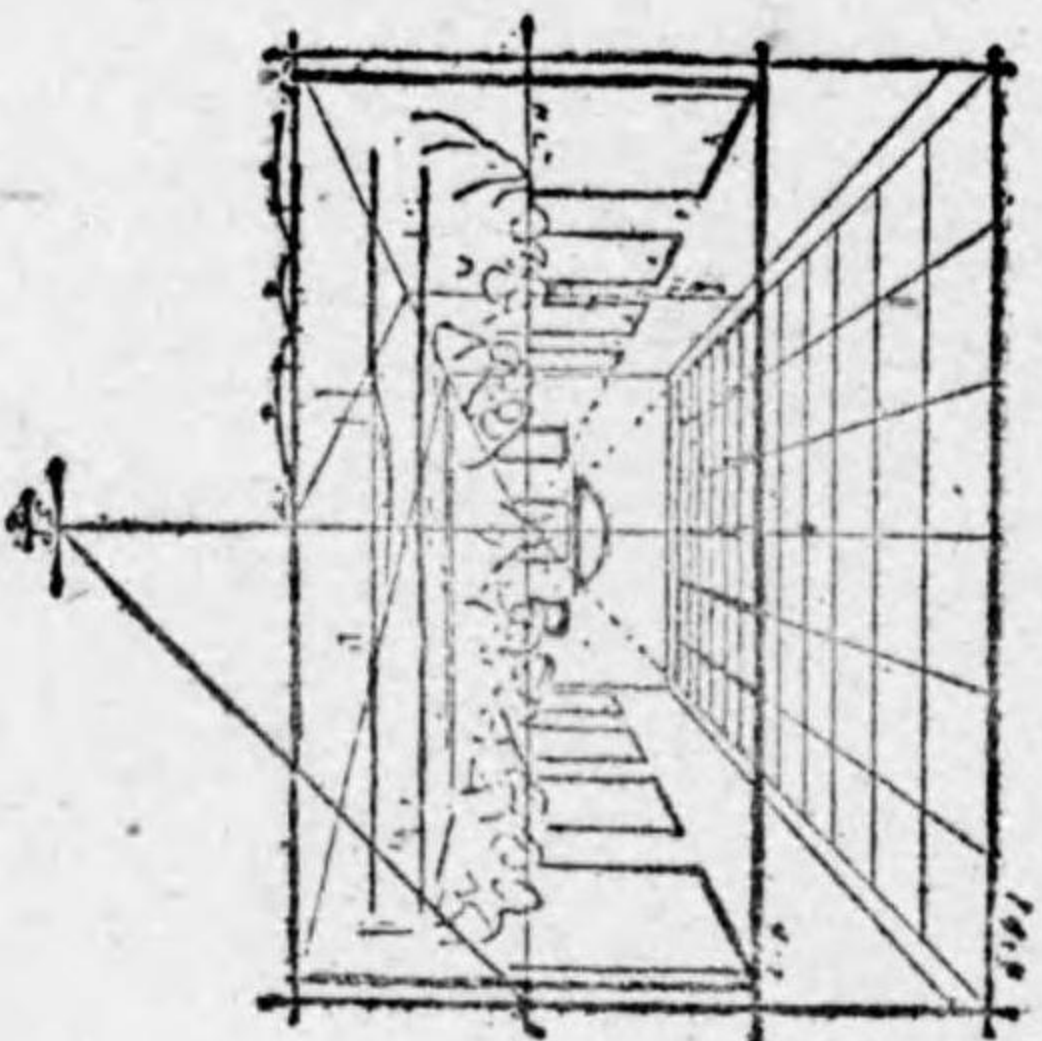


サン・ドナト・デ・カステル  
コンソラチオナレ



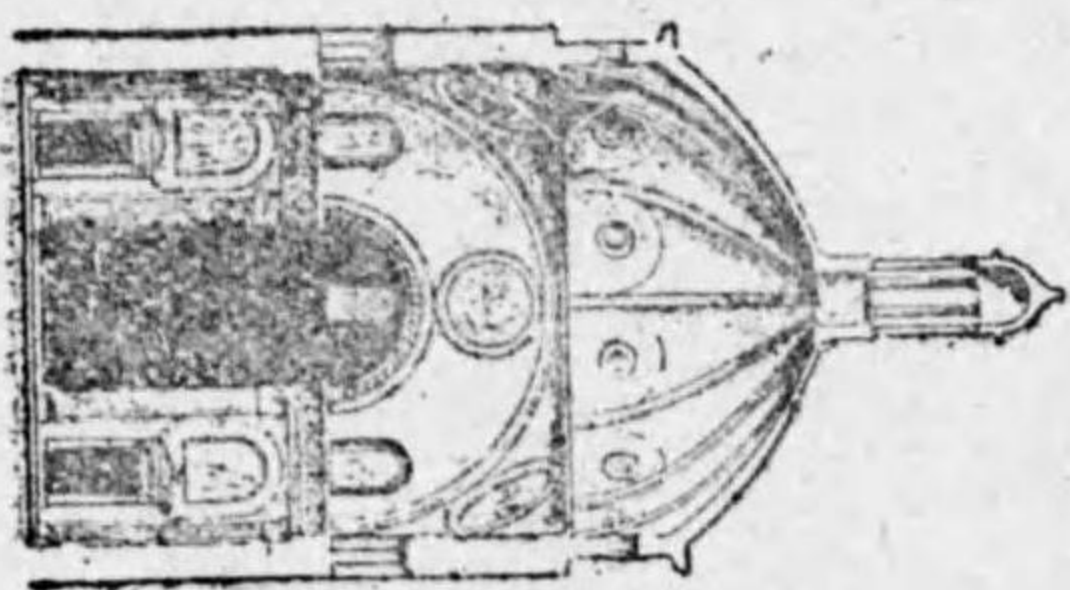
サン・ドナト

同左

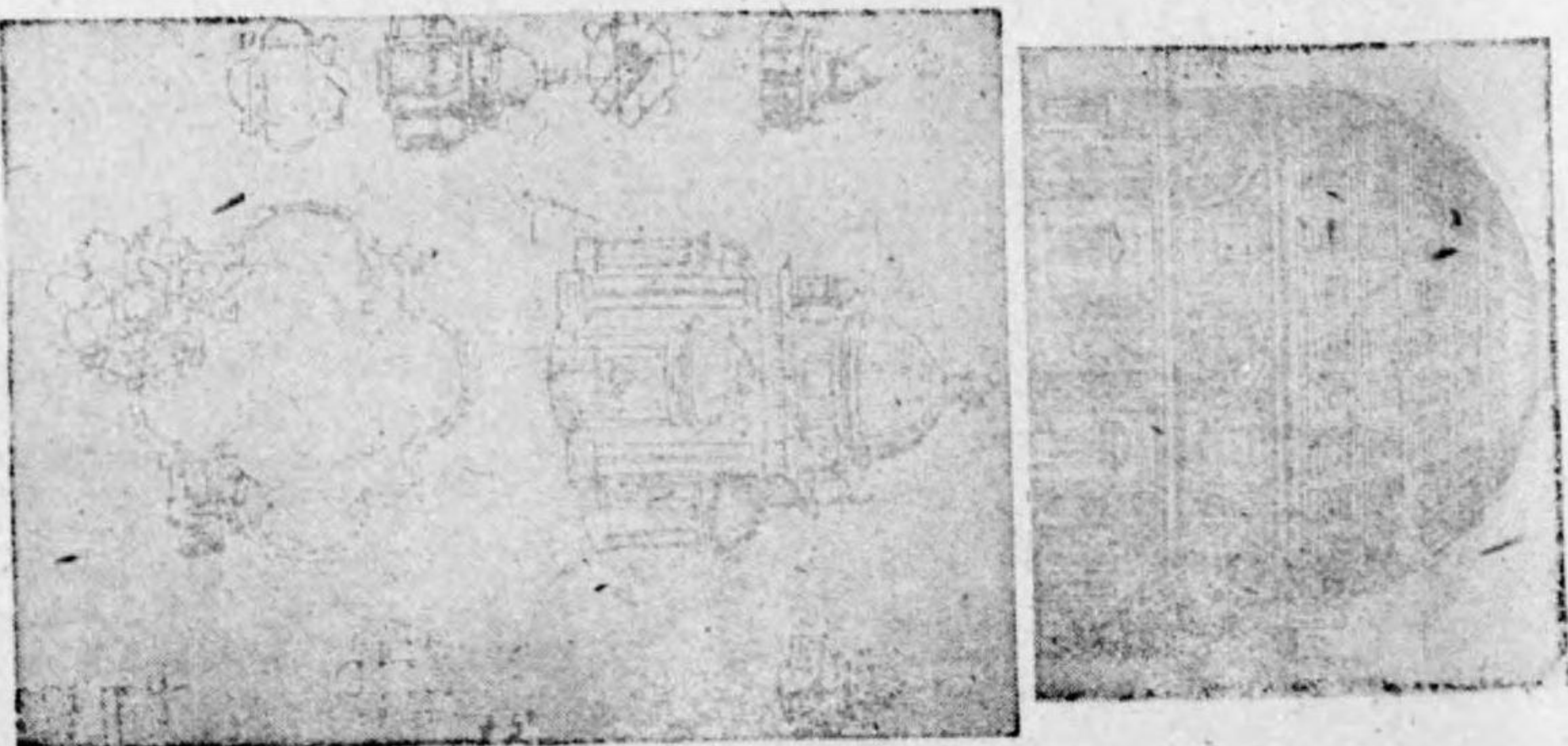


聖堂の透視圖

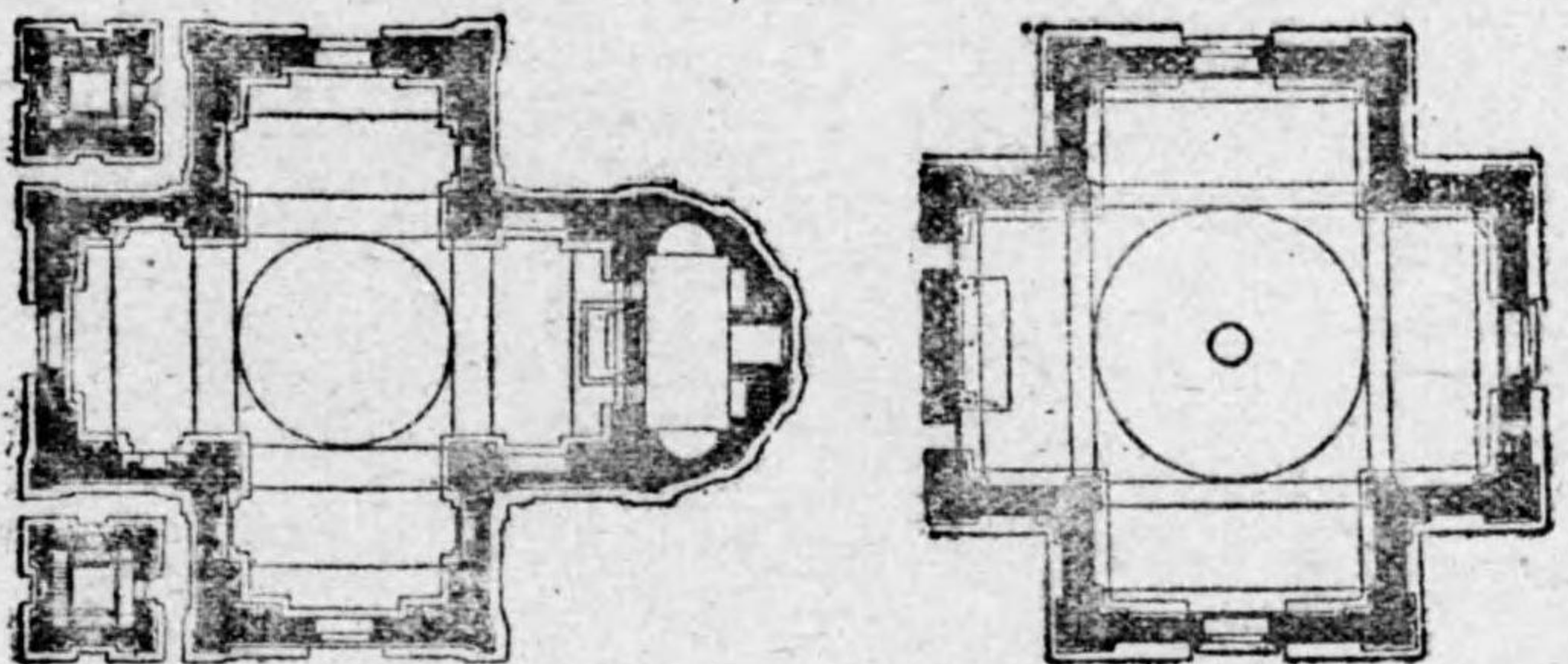
サン・ドナト・デ・カステル



サン・ドナトの建築素描

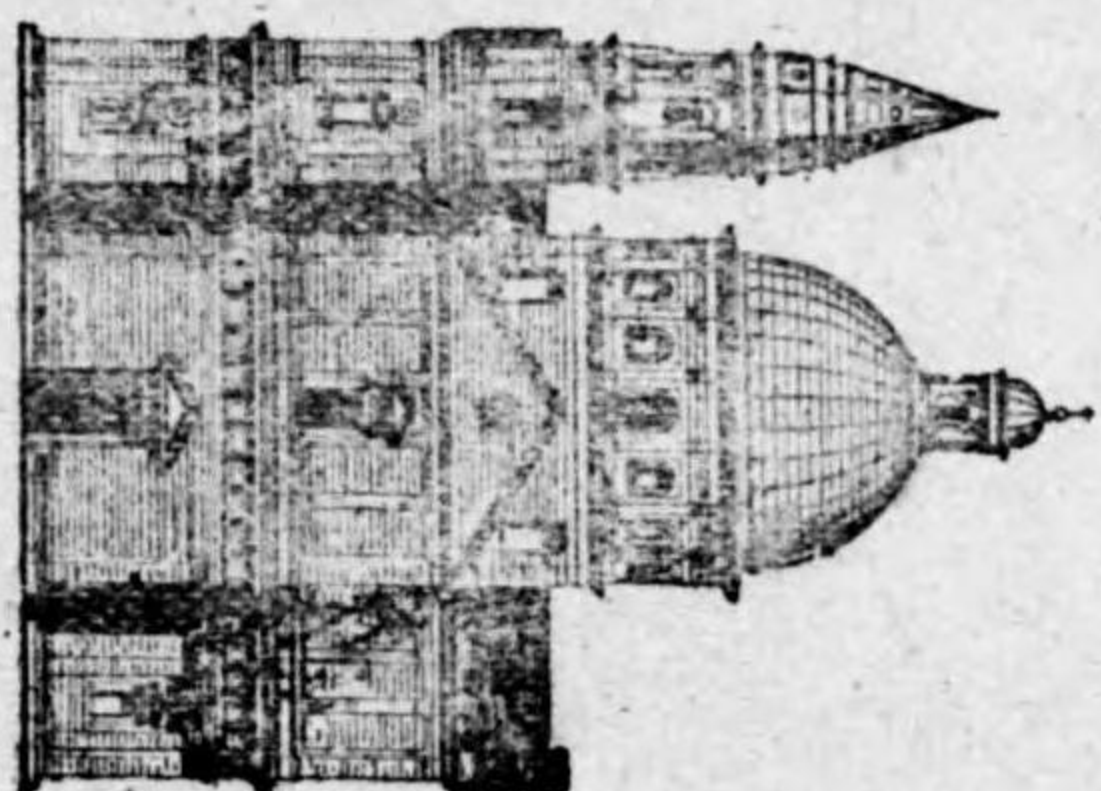


九五

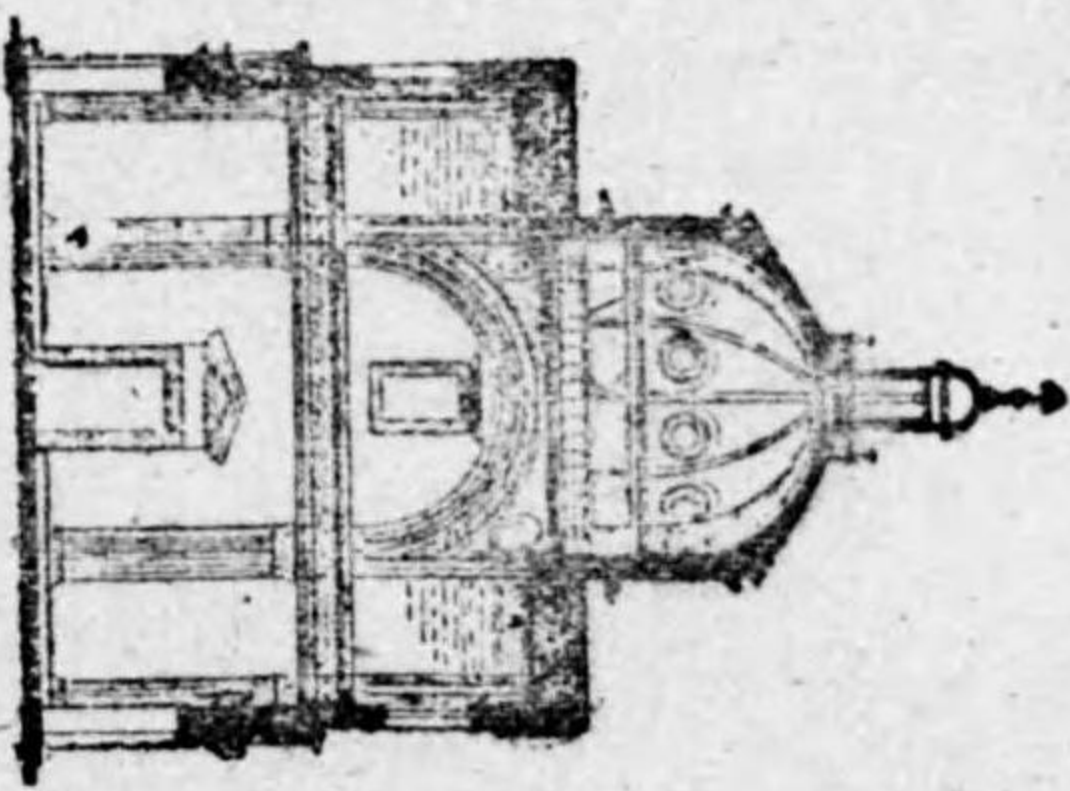


レオナルド・ダ・ヴィンチの設計

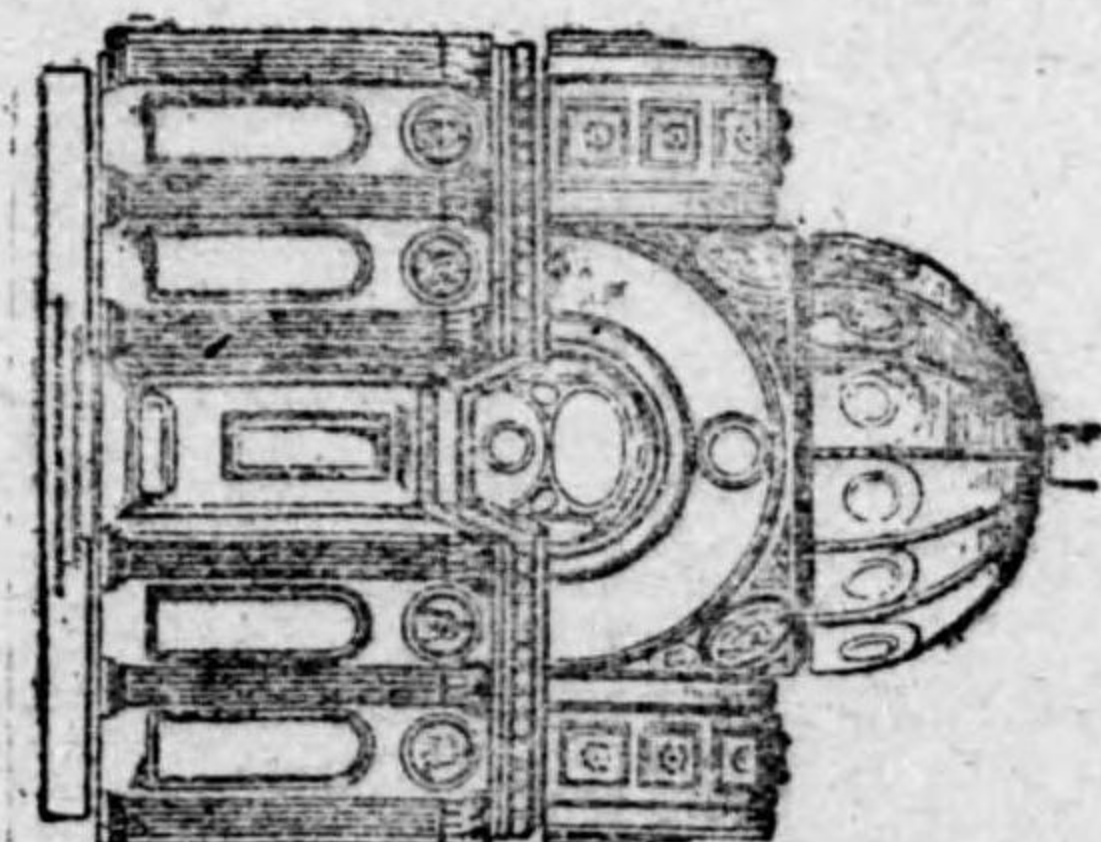
カトリック・カトリック



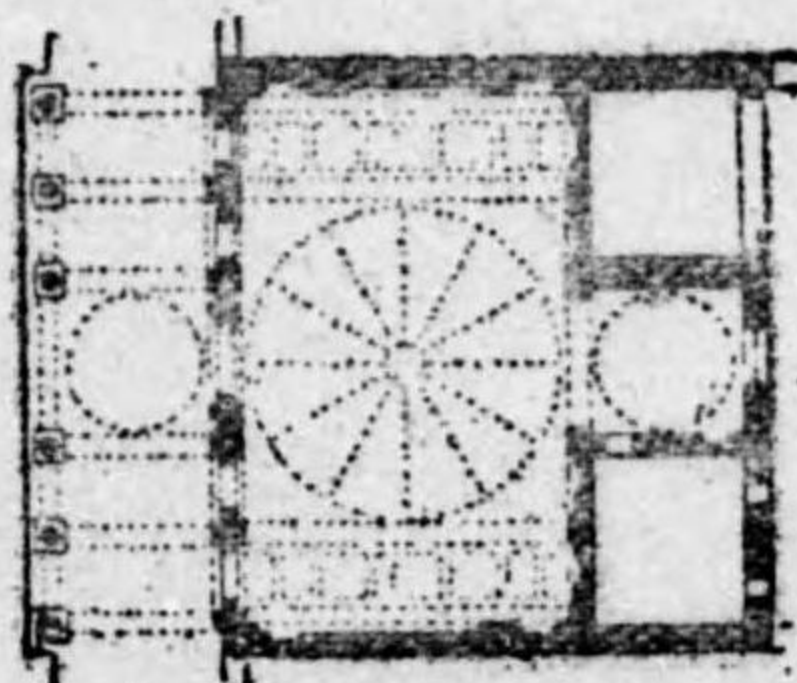
左図



右図



同上



カトリック・カトリック

### レオナルド・ダ・ヴィンチの光學研究

私がこの稿で取扱ふ主題は、レオナルド・ダ・ヴィンチの光學に關する研究と思索とである。しかし、私以外の幾つかの機會に繰り返して述べたやうに、一つの専門部門の視野を限定して、レオナルドの研究と思索とを理解することは、嚴密にいへば不可能なのである。

すなはち、この偉大な創造的精神の中にあつては、自然科学の分野においても、各種の専門部門が相互に複雑な聯關をもつてゐるが、そればかりでなく、藝術上の制作から機械類の考案にいたるまで、一切が密接に織り合はされてゐるのである。そして、その複雑な構造關係のうちに、彼の大精神の特殊な性格が存するのである。しかもこゝに、科學者としてのレオナルドの優れた生命があり、同時にまた、藝術家としての彼の深さと強さが存するのである。したがつて、この複雑な相互關係を切り離すときは、レオナルドの特徴がなくなるばかりでなく、科學研究そのものの、基本的性格をも歪める結果となるのである。

文化の著しく伸展した現在からレオナルドを回顧すると、各種の専門部門の歴史の中に、いづれもレオナルドが一定の位置を占め、各々の分野について先覺的な意義を持つのを知る。しかし、これらの各部門を單に集めた

だけでは、レオナルドの大精神の正確な影像是決して出来上らない。淺薄で卑俗な解釋は、折り折りレオナルドをいはゆる「萬能的天才」と呼ぶが、かかる解釋は、根本において誤謬を犯すものといはざるを得ない。大體以上のやうな點を豫め注意し、以下にレオナルドの光學研究に關する諸事項を、略記しておきたいと考へる。

## 二

レオナルドの光學に關する研究と思索とは、上記のやうな事情から、きはめて廣範圍にわたつてゐる。研究課題としては、たとへば、鳥類の飛翔に關する考察とか、人體解剖の業績とか、さういふ種類の研究のやうに、特に系統だつた成果を収めてゐるものではないが、その代り、關係する範圍は著しく廣くかつ複雑である。その事情を簡単な圖表に示せば、大體下のごとくなるであらう。

- 一、流體力學——水波——音波——光波——反射——天文學——地動說
- 二、光波——カメラ・オブスクラ——眼球——生理學——比較生理學
- 三、光——陰——陰影の構想——光度の測定——フォトメトリー
- 四、光と影——風景——畫論——遠近法
- 五、光と影——肖像畫——性格描寫
- 同 戰爭畫——戰場の雰圍氣

同

「聖晚餐」——ユダの性格

この簡単な圖表に列記した諸問題は、またその間に相互關係を持つことから、一層複雑なものとなるのである。しかし、これ以上に組み合せて複雑にすると、文章で書き表すことが出来なくなるから、大體この程度に止めて以下に略記する。

## 三

流體力學に特殊な興味を感じてゐたレオナルドは、海面の波から一般水波に考察を進め、水の問題を空氣に移し、音響の傳波に類推を伸展させた。そして、反響の現象や共鳴の現象を注目してゐる。さらに彼は波動說を光線に進め、ここから陰影に關する理論を導き出してゐる。繪畫における立體性の問題もここに直接結びつくから陰影の考察はレオナルドの注意を特に惹いたのである。

彼は、陰影の構造を分析して、本源的なものと隨伴的なものとを區別し、單純な陰と構成された陰とを分類した。そして、通常の物體が持つ陰影の複雑さを考察するとともに、光源と陰影との關係をも研究した。この研究の結果、光力測定のアイデアに到達してゐる。

光力の強い光線を不透明體から一定の距離におき、それより光力の弱い別の光源を同じ物體に近づけておくとする。この場合に生ずる二種の陰影が同一程度の濃度を示すとすれば、物體から二つの光源までの距離は、各々の光源の強度を表はすことになる——といふのである。この原理に基いて簡単な光度測定機が工夫されたのは、



レオナルドの時代から二百年ほど後のことである。

この場合、科学研究にとつて基本的な意味をもつものは、決して二百年の先覺的發明ではない。流體力學から陰影の構造までにおよぶ種々の異なる現象につき、総合的な原理として、波動を注目してゐることである。

#### 四

遠近法の考察に關連して天體と地球との距離を類推し、星の瞬く現象に注目したりしたレオナルドは、月の光に太陽光線の反射を想定して、下のやうな思索を行つてゐる。

暗黒の中に良く磨いた黄金の球をおき、これに一つの光源を近づけるとすれば、一點だけ特に輝き、他の部分は暗に沈んだままである。しかし、黄金球の表面があたかも「いちご」のやうに小さい凸出部を全面にもつとすれば、その凸出部の表面に光が反射し、連続した光の面をもつことが出来る。

これと同じく、月の表面の大部分を掩ふ大海の波は、太陽の光を反射するから、これを遙かに距る地球からみると、輝く球となるのである。太陽は自光體であるが、地球も群星も太陽の光を受けて、輝いてみえるのである。地球は一つの星にすぎず、太陽系の中心に位するものではない。星は輝きによつて大きさをもつやうにみえるが細い針の尖で紙片に空けた小さい穴を透してみると、これ以上に小さいものは他にないほど極小である。これは地理から隔る距離の遠さによるのである。

誰でも知るコペルニクスの地動説は、一五四三年に彼の死ぬ直前、はじめて公にされた論述であるが、彼がこ

の考へを秘めてゐたのは、教會の壓迫を恐れたからであらう。したがつて、レオナルドの天體考察との間にどれだけ時間の隔りがあるかは知らないが、それは別として、光の反射から天體の問題に類推を進めてゐるところにレオナルドの思索の面白味があるといへよう。

#### 五

レオナルドは五感の中で視覺を特に重要視し、眼を非常に讚美してゐる。彼は、光波の問題をカメラ・オブスクラに聯關させ、小孔を透す光線が、室外の物象の轉倒した影像を暗室内の壁に描く現象につき、説明してゐる。そして、この現象を眼球の構造と機能とに結びつけることにより、生理學史上の先覺者となつてゐる。ただし彼は、カメラ・オブスクラの發明者ではなく、彼の前にレオン・パティスタ・アルベルティがあり、遠くは古典時代に溯るのである。

レオナルドの思索は、カメラ・オブスクラの倒影が眼球の中でいかにして正しい状態に戻るか——といふ謎を解かうとした。そして、眼球内の媒體を透過して影像が修正され、視神經に感じるものと解釋したのである。しかも彼は、二つの眼球によるステレオスコープの作用を注意し、立體性の感覺を理解してゐたのである。もとより、レオナルドの時代には、まだステレオスコープの發明はなかつたのである。

しかし、眼球の生理に關するレオナルドの思索は、これだけに止つてゐない。彼は、光線の強度により瞳孔が廣さを變へる機能に注意してゐた。そして、猫の眼に考察を進め、晝間に眠り夜間に活動する猛獸の視覺能力に

問題を伸展させたのである。

## 六

レオナルドは、大氣と光線との關係に注意して空氣遠近法の問題を考察し、光と影との効果を風景畫に結びつけて考へた。また、肖像畫の性格描寫については光線の用法を別個の課題として扱つてゐた。同時に、戰爭畫における雰圍氣の描寫にも、光線の効果留意したのである。

フィレンツェ政廳舎の大會議室を裝ふ筈であつたレオナルドの戰爭畫は制作の途中で中止され、終に跡片もなくなり、わづかの部分的素描と主要部の模寫とが現存してゐるにすぎない。しかし、彼の構想は、繪畫論の中の戰爭畫に關する項で、詳細に説かれてゐる。今このうち、戰場に立こめる砲煙と塵埃との効果を記した部分を引用すると、大體下のやうな意向が窺はれる。

砲煙と塵埃とが混じて戰場の大氣にみまざる。砲煙は藍味を帯びて空高く昇り、塵埃は個有色のまま低くこめる。この混合した空氣は、光線の側面からみると明確にわかる。戦ふ騎士と歩兵とは、この雲の渦の中に巻きこまれるが、光線と陰影との工合で鮮かな對比を示す。

レオナルドは、チェーザレ・ボルジアの陣營にあつて親しく實戰を経験し、その經驗に科學的な觀察を加へ、遠近法の理論を應用して、戰場の雰圍氣描寫を考察してゐるのである。戰爭畫においては、この種の雰圍氣描寫は重要な課題である。歴代の畫家の優秀な戰爭畫が、いづれも、雰圍氣描寫に傑出してゐるのをここに思ひ合す

とき、レオナルドの注意が至當なのを感じるのである。

## 七

光線の用法を實際の制作にみると、特に優れてゐるのは「聖晚餐」の場合である。ミラノのサンタ・マリア・デレ・グラチエ僧院の食堂に描かれた壁畫について、全面的に述べる餘裕はないから、こゝではただ光線の用法だけを切り離して、その大略を記しておく。

聖晚餐の行はれてゐる食堂の背面には、三つの窓があいてゐる。そのうち、中央の窓の彼方に夕陽が沈みかゝり、クリストゥスの首に自づから聖光をそへてゐる。しかし、室内の彩光は左側から來てゐるので、右側の壁が明るく左側の壁が暗く、人物の顔もこれと同様に扱はれてゐる。

「汝等の中の一人われを賣らん」といふ主の言葉が、使徒たちの心に感情の渦を巻き起してゐるとき、ユダ一人は愕然として身を引き、無意識のうちに金囊を握りしめ、主の方に振りむきながら、猛獸のやうに身がまへてゐるのである。そこで、ユダ一人だけは、白色の卓布の上に體を乗り出してゐるので特に目立つが、それとともに彼の顔には濃い陰影が落ちて、裏切者を自づから知らせてゐるのである。振りむいたユダの顔の半面は、左側から來る光の陰に暗く沈んだのである。クリストゥスとユダとは、風貌の型そのものにおいても最大の對比をみせてゐるが、光線の扱ひかたも鮮明なコントラストを示してゐる。

聖光に飾られたクリストゥスと、暗い影に包まれたユダと、この區別は自然の光線によつて描出されてゐる。

レオナルド特有の寫實描寫である。

以上で私は、レオナルドの光學研究につき、總括的に略記した。はなはだ粗い素描である。なほ、光學關係の部分を扱つたレオナルドの特殊な研究が諸外國で發表されてゐるか否かについて、私は知るところがない。

## 國民映畫の確立

情報局企畫の國民映畫育成方策については、ここに更めて説くまでもない。このうち、委託製作の形式をとる國民映畫参加作品は、昭和十六年から實施され、二回にわたつて意義深い成績を収めてゐる。昭和十六年度及び同十七年度の各々において、各年度の日本映畫界に劃期的意義を持つた作品が、いづれも國民映畫参加作品であつた。このことは、日本映畫の發展を實質的に回顧する場合、特に注目を要する點である。

「高邁なる國民理想を顯現し、國民生活に根ざし、これを豊穰ならしめ、深き藝術性を有すると共に國策遂行上啓發宣傳に資する國民映畫の樹立を促進し、もつて日本文化の進展に寄與せんとするものにして、要は受賞の如何よりも映畫による職域奉公に邁進するをもつて本旨とするものなり」

ここに標榜されてゐる趣旨は、實質上十分な徹底をみたのである。企畫の當初においては、國民映畫といふものの性格が具體的に規定されてゐなかつたのであるが、二年の経過のうちに自からその概念の實質的構成を明示するに至つたのである。

昭和十五年に映畫法が實施されたとき、わが國最初の文化立法たることが當局によつて標榜されたが、その主要目標の一つである製作指導を劇映畫の範圍に實現し得たのは、むしろ、映畫法の範圍外に於ける國民映畫参加作品企畫であつた。以下にこの事情を要約し略記して置く。

- 一、國民映畫參加作品においては、その製作企畫の頭初より、情報局當事者と製作關係者と審査員と、三者の意向が密接に連絡を保ち、國民映畫の育成に協力する十分な機構を持つことが出来た。
- 二、映畫會社關係者は、參加作品の企畫と製作とについて、常に誠實をもつてことにあたり、積極的な協力を惜しまなかつた。且つ主題の選定その他についても、安易な方法をとらず、困難を熟知しながら國民映畫の確立に努め、進んで劃期的な企畫を求めた。審査員の意向を、微細な點に至るまで尊重しながら、的確な方法でこれを作品の中に織り込んで行つた。この間、相互の連絡にあたる當事者の處置も、また極めて至當であつた。しかしいづれにしても、參加作品製作の直接擔當者が、優秀な適任者であつたことは根本の要點である。
- 三、審査員は、その大部分が、映畫界の事情に精通する實質的な經驗者であつた。官廳の設置した映畫審議の機關として、實質的な經驗者をもつて委員會を構成したのは、情報局が最初である。従つて、この審議機關は、日本映畫界各般の實情をよく理解し、製作關係者各自の性格と特質を正確に認識し、しかも、改善の理想を現状に即して持つてゐる。これらの基本的理解に立脚しながら審議を進めるのであるから、製作擔當者と協力して國民映畫育成の任をはたすに適してゐる。兩者の懇談が、實質的に成立するのである。
- 四、情報局の關係當事者は、文化行政についても十分な經驗を有すると共に、映畫の研究に關しても本格的な素養を有する人達から成りたつてゐた。決して、單なる官廳事務の形式に拘泥しない。従つて、國民映畫企畫の全面的運用を的確に處理し、機構内部の聯關を緊密ならしめてゐるのである。

國民映畫參加作品の製作過程における審議事項については、具體的に發表すべき性質のものではない。また、參加作品に因む審査委員各自の意向は、別に發表される機會もあることと考へる。更に情報局總裁賞を授與された作品「ハワイ・マレー沖海戦」に關する私個人の意向は既に種々の機會に述べたから、ここに繰り返すことは避けたいと考へる。

情報局發表の選定理由には「ハワイ・マレー沖海戦」につき、下のごとき部分がある。

「……コトニ製作關係者ガ、一致協力ヨク全力ヲ傾倒シテ之ガ完成ニ努力シ、以テ本邦映畫技術ノ劃期的成功ニヨリ、海戰場面ヲ如實ニ再現シ、更ニ全篇ニ漲ル皇國海軍ノ烈々タル傳統精神ノ描出ニ成功シタル等……」

また「鳥居強右衛門」、「姿三四郎」については理由書に下のごとき部分がある。

「ソノ企畫ニ於テ新生面ヲ開拓スベク、マタソノ映畫化ニ當リテハ製作關係者ガ各々ソノ困難ナル事情ヲ克服シテヨク努力精進セラレタル……」

以上に抽出した理由書の一部につき、私個人の考へに基づいて、若干の説明を加へて置く。

一、皇國海軍の傳統精神を常面の主題として扱つた最初の典型的作品は「潜水艦一號」であつた。海軍省關係の映畫は、常に、指導精神の盛り込みかたが極めて的確である、厳格な審議と綿密な注意とが良くゆきとどいてゐる。決して觀念的な形式に陥らず、また、片寄つた構想の弊を持つ事がない。必要にして十分な指導的意向が、劇的構成の中に正確に組み込まれてゐる。この點については「潜水艦一號」も優れた特徴を示してゐた。従つて、健全な精神をもつ青年の心には十分な啓發的效果を期待し得る作品だつたのである。しかし、それ以

上に、劇映畫としての藝術性を持たずことは困難であつた。且つ、演出と演技にもこの構想を扱ふ技能が缺けてゐたし、製作關係者の努力も足らなかつた。

これに對し「ハワイ・マレー沖海戦」は、演出、編輯ともに非常に優れ、演技も概して的確であつた。内容としての指導精神と形式としての技術とが極めて緊密に調和してゐた。

またこの指導精神を盛り込む作品構成においては、新しい試みが窺はれると共に、指導精神の趣旨を良く活かしてゐた。すなはち教育參考館の中で「自分は無だ」と覺るところを境として、その以前の部分には主演者があるが、その後の部分には主演者がいない。訓練時代にはあつた青年二人の主演者が、實戦の中にはなくなつてゐるのである。この種の映畫は、かくあるべき性質のもので、ここにも指導精神と劇的構成との完全な一致がみられるのである。

二、空軍の映畫に模型による特技を初めて使用したのは「海軍爆撃隊」であつた。海軍關係の劇映畫としては、模型撮影が是非とも必要なのであるから、この特技を育成し發達させることは、一つの根本問題であつた。最初の試みであるから「海軍爆撃隊」の模型撮影は甚だ稚拙なものにすぎなかつたが、それが發達して、ハワイ爆撃の優秀な特技に進展し、傑出した描寫に到達し得たのである。戦士自身の撮影になる優れた報道寫眞によつて、國民は深い感銘を受けてゐるから、これを劇映畫に再現する責任は甚だ重いのであるが、發達した模型撮影は十分にこの任務を完うしたのである。

更めてここに斷るまでもなく「ハワイ・マレー沖海戦」は、大東亞戦争一周年の記念日に際し、國民の心を深い反省に導く啓發映畫である。戦士の撮影になるハワイ空襲の報道寫眞は、日本國民が等しく、永遠に新たな深い感謝をもつて仰ぐべき崇高な記念像であつた。劇映畫「ハワイ・マレー沖海戦」は、國民に更めて當時を追想させ、戦果の基礎となる訓練精神の尊さを理解させ、新たな決意に導く一つの「象徴」である。従つてこの映畫は、單に一周年の記念映畫であるばかりでなく、一切の日本國民に普及し、長期にわたつて觀覽せしむべき作品である。

かかる啓發的意圖の下に、この記念映畫の上映には特殊な方策が採用された。即ち、一般觀衆を入場させない午前の時間を利用し、國民學校兒童を低廉な料金によつて團體的に扱ふことがこれである。新たに採用されたこの方法は、三つの點で特に重要視されるべきものである。

- 一、この種の映畫が當然豫想される過剰な觀覽者數に因み、これを緩和するに役立つこと。
  - 二、學校教育における講堂映寫に代り、更にこれを擴充する意義を持つこと。
  - 三、映畫法による一般用映畫上映規定が消極的制限であるに對し、積極的に、觀覽指導の方策とすること。
- 當局の意向としては「ハワイ・マレー沖海戦」を最初の試みとして、將來はこの方策を随時に採用することにあつたやうである。

更に當局は、この記念映畫のプリントを多數製作し、中等學校以上の諸學校、各種の社會施設、各官公廳、各地等の上映の便宜を圖り著しい効果を擧げ得たのである。

しかし、一般觀覽者に關する便宜は、なほ實施されるに到らなかつた。當時の配給制は、普通の娛樂映畫同様

に「ハワイ・マレー沖海戦」をも扱つたため、多数の國民が觀覽する便宜を與へられずに残され、或ひは著しい時間の空費と不便な状態をしのいで、やうやく觀覽し得る有様であつた。都心の映畫館に長時間行列する不便を避けた觀覽者は、郊外の映畫館に上映されるのを待つたのであるが、ここにも行列は長く續いてつきることがなかつた。みたいと思ひながらいまだにみる機會を恵まれない國民の數は非常に多いのである。

かかる上映制度の缺陷は、是非とも改善しなければならぬ筈である。この種の記念映畫は、一製作會社の製品として扱ふべきものではなく、國民全體の文化財として處理すべきものである。理想的な國民映畫として、且つ效果の著しい啓發工作として、國民全般に不便なく普及すべき性質のものである。そのためには、特殊な上映方法を講ずべき筈のものである。

更にまた、これほど優秀な映畫を製作した會社に對しては、その報酬として、豊かな經濟價値が與へられてしかるべきものである。これは映畫製作が國營ならざる限り、一種の獎勵方策としても、當然考慮さるべき點である。ここになほ將來の問題が残されてゐるのである。

### 第一回國民映畫受賞作品の決定に就いて

今回の國民映畫委託製作企劃は、日本の映畫界の複雑な轉型期に會してゐた。云はゞ、日本映畫史上の「非常時」にあつてゐたのである。従つて製作業者は、一面に於いてはなほ「國民映畫」の目標を模索する試作期にあつたと共に、他面には、資材難に起因する統制方法の實施されつゝあつた時機にあつてゐた。加ふるに、最初の企劃としては發表がおくれ、充分の準備を整へる餘裕を恵まれてゐなかつたのである。それにも拘らず、「父ありき」「將軍と參謀と兵」「元祿忠臣藏」「大村益次郎」の四種の作品が、國民映畫の進展すべき方向を示すと共に、各分野に於いて日本映畫界に劃期的な意義を持つたことは、特記すべき點であつた。然し、各作品とも各々一長一短あり、總裁賞に該當するほど缺點のない優秀作は、この中になかつたのである。理由書に記されたごとく、「ソノ製作意圖ノ極メテ正シキニ拘ラズ技術ノ之ニ伴ハザルガ如キ、ソノ表現力ノ優秀ナルニ拘ラズ構成上ニ難點アルガ如キ、眞摯ナル創作意慾ノ見ラルルニ拘ラズ製作期間ノ不足ニ禍サレタルガ如キ」と云ふ缺點を免れ得なかつたのである。而も一般的に生硬な感じであつた。

以上の諸件を具體的に述べた下の如くである。

「父ありき」は、親一人子一人の純眞實直なつゝ、ましい家庭を扱ひ、父親の愛情を主題に求めながら、其處に自づから日本人としての心情と信念とを美しく描いた點に、優秀さを認められる作品である。然し、この主題を

劇的に展開するにあつて、なほ常規的な感傷さを脱し得なかつたと共に、事情を説明する方法に於いて表現が足りない。観衆の心を正しく強く惹きながら、最後の部分に來て表現技法が著しく象徴的になつてゐる如き、一般國民の觀覽を豫想する確な扱ひかたとは云ひ難いのである。

なほ、私個人の「私見」を此處に附記するなら、「父ありき」を「父」と云ふ題名にし、父は父で會社の勤務を続け、子は新妻をつれて教職をつける。この若き教員もその妻も應召の覺悟は「自明」のこととして考へてゐる。其處に日本國民としての正規の日常生活が營まれてゐる——と云ふ事情を無言のうちに表示する美しく豊かな作品であつたら、「國民映畫」として更に相應しいものになつたであらうと推察する。かう云ふ場合、父親の死を出すのが従来の劇映畫の常規的な構想であるが、この點は、もつと検討してみる必要があらう。而かも「父ありき」は、謝恩會あたりから以後の部分映畫作品としての出來も悪いのである。

「將軍と參謀と兵」は、理由書の記す通り大作戰計畫の扱ひかたと日本軍人精神の描きかたが特筆に價するほか、「後援映畫」として協力精神の發露をみるのである。然し、實寫記録的表現を主とする結果、劇的構成が稀薄になつた點と、音響効果・伴奏形式、等の處理が慎重を缺いた點と、これ等の缺點をもつものである。この作品は、陸軍記念日に因む上映に是非とも間に合せなければならぬと云ふ特殊事情に制約されてゐるが、此處に恐らく、完成期日の無理があつたのであらう。日本の映畫界に生じがちな缺陷の一つであるが、それだけに是正を要する點である。

「元祿忠臣蔵」の理由書に「從來カツテ見ザル考證ノ正確サト確固タル歴史的解釋ヲモツテシ、新シキ歴史映

畫ヲ樹立スベク拂ハレタル絶大ナル努力ハ高ク評價サルベキデアル」とあるは簡潔にこの映畫の劃期的意義を説明しつくしてゐる。但し、この文章を誤解してゐる者もあるやうであるから一言附加して置く。情報局の決定が發表された直後、ある新聞は「元祿忠臣蔵」の原作者眞山青果が史實の誤謬を認めて大部分を書き改めると云ふ記事を載せたが、そのあとに、この原作による映畫は、「正確なる歴史的解釋」と云ふ點で情報局が云々とあつた。然し、上記の理由書に「考證ノ正確サ」とあるは、例へば、武家建築のセットに大熊博士の考證を基礎とすると云ふ如き、從來の日本の時代物映畫に全くない堅實な製作態度を指すので、決して原作に關する問題ではない。また「確固たる歴史的解釋」と云ふのは、武士道精神を現代の觀點から徹底して解釋してゐることを意味する。即ち、一定の倫理的理想に基いて一種の歴史觀的解釋を行つてゐる點を指摘するのである。従つてこの場合には、歴史學上の素朴な客觀主義の觀點から「事實通り」か否かを判定しようとするのではない。この間の事情は、少しでも歴史哲學を理解してゐる人ならば常識として自明なところであらう。

なほ、この理由書は、この映畫の指導精神、演出、演技、撮影、装置、等の的確さを認めながら、「映畫トシテノ綜合的表現ニ缺ケル」點を指摘してゐる。これは、評價の標準を何處までも國民映畫の觀點に置いたからである。換言すれば、製作者の堅實な態度と一般觀衆の受ける實質的感銘度との間に存する難點を意味するのである。云はゞ作者に尊敬を感じつゝ、國民映畫として足らざる點を指示してゐるのである。

「大村益二郎」は、國民皆兵の基礎を置いた兵制改革の信念を、現在日本の立場から反省して、其處に見出される特殊な意義を鮮明にしてゐる點が、重要視されてゐるのである。然し同時に、「明治維新ノ歴史的把握」と



「具體的事象ノ考證」とに就いては、従来の日本映畫に窺はれる缺陷を認めてゐるのである。  
 なほ、こゝに附記して置きたいのは、今回の國民映畫參加作品として、初めから企劃されたのは「大村益二郎」一本だけであると云ふことである。

以上の四種の映畫のうち「父ありき」と「將軍と參謀と兵」に情報局賞を授與することに決定し、別に「元祿忠臣藏」と「大村益二郎」とを佳作として表獎した。此處に誤解してならないことは、この場合の「佳作」は決して世間の懸賞募集などで慣例となつてゐる所謂「選外佳作」を意味するのではない——と云ふ點である。今回の審査決定では、「情報局賞」と「佳作」との間には、映畫作品としての藝術價値の上下・優劣は計量されてゐない。それよりも、國民映畫として必要な條件が具有されてゐる程度に従つて差別されたと解すべきである。換言すれば、今後の國民映畫を指導する方策上から、希望すべき重點を明にしたのである。この場合、授賞と云ふことは、一種の象徴である。何れが優れてゐて何れが劣る、と云ふのではない。授賞の決定によつて、四本の參加作品の各々は、全體として日本映畫界を國民映畫の理想に導くため、別個の役割をはたしてゐるのである。四本の映畫が云は、一個の群像となつて、今後の國民映畫が進むべき方向を指示してゐるので、その點を明らかにするため、授賞決定なのである。

この四本と「川中島合戦」のほか、大都の企劃した「熊澤蕃山」はシナリオが完成してゐた。このシナリオは僅少の部分で訂正すれば相當に優秀な國民映畫になるべき素質を充分にもつてゐるばかりでなく、作品としても

面白いものになる可能性を豊かに含んでゐた。新體制に基く製作機構の改組のため、この企劃は實現するに至らなかつたが、國民映畫の進展に一つの役割をはたしたことは認むべきであらう。

ところで、國民映畫の理想であるが、製作業者が時折誤解しがちなやうに、型にはまつた公式的構想のもの、觀念だけが徒に遊離してゐるもの、題材のみに國民精神の類型を求めたもの、等を避けることは云ふまでもない。けれどもまた反對に、單なる娛樂として面白いもの、唯だ數量の上だけで廣く觀衆の心を惹くもの、亂用された「明朗さ」を標榜するもの、等を意味するのではないことは、更めて斷るまでもない。

かゝる點で、今回授賞された四本の映畫は、いづれも、國民映畫の進むべき方向を指示する作品であつた。即ち、「父ありき」は銃後國民の正しい活きかたを暗示しながら實質な生活環境を描出してゐるし、「將軍と參謀と兵」は現地に於ける皇軍の任務遂行を正しく國民に理解させてゐる。また、「元祿忠臣藏」は的確に選ばれた指導精神の基礎に築かれた風格の高い作品として傳統的主題を扱つてゐるし、「大村益二郎」は維新大業の一端を扱つて廣く國民に反省を促さうと試みてゐる。従つて、假りに若し、この四本が各々その獨自の方向に於いて缺點を是正し長所を更に進展させるとすれば、こゝに四種の優秀な國民映畫作品が完成するわけである。

然し、題材の性質や作品としての形式は、單にこの四種類に限らない。未だ他にいくらかもある。現に、情報局企劃の國民映畫脚本募集作の中にも、改訂を加へれば立派な映畫作品にまよる可能性を含むものも認められる。また、同じ企劃のもとに募集した演劇脚本、及び、委託上演劇の中にも映畫化に適した作品は豫想される。その他、なほ、的確な企劃と堅實な審議によつて、いくらかでも、優れた國民映畫は可能な筈である。

なほ、この機會に強調して置きたいのは、一面に於いて優れた國民映畫の育成を企劃すると共に、これと併行して、映畫觀衆を正しく指導する方策をも講じることの必要である。但しこの方策は、かつて行はれたやうな消極的な「觀覽指導」ではない。若干の映畫を選定して觀るやうに薦めることではない。もつと根本的な基礎工策である。唯だ此處には、國民文化の水準を引き上げるに必要な総合的條件が含まれてゐるから、問題は甚だ複雑なのである。

### 映畫法實施當時に於ける映畫推薦の機構と目的

本稿で述べる映畫推薦の制度は、昭和十五年一月八日から同年十二月十八日に至る滿一ヶ年を限り、その期間内に適用された制度を指すのである。何故この一ヶ年間だけを特に取り出すか？——と云ふ事情は下の如くである。

一概に「文部省推薦」と云ふが、これを審議する機關の組織や推薦行爲の目的は、制度の變遷と共に著しく改革されてゐる。遠い昔、文部省が映畫に注目しはじめたとき、極く小規模な機構の下に「推薦」「認定」の制度が設けられてのち、昭和六年になつて民衆娛樂調査委員會が社會教育局内に設置され、その中の映畫部會常任委員會で「推薦」と「認定」との審議を扱ふこととなつた。この制度は、現行の映畫法が實施されるまで、つまり、昭和十四年九月末日まで、九ヶ年間ほど續いたのである。その後間もなく、同年十二月になつて、勅令案官制による演劇映畫音楽等改善委員會が成立し、文部大臣の諮問機關として三種の審議を部會別に行ふこととなり、そのうち映畫部會は、映畫法に規定された「主務大臣の選奨」に關する審議と答申とを行ふことになつたのである。然るに所謂「新體制」に基く官廳事務の改革により、内務省の映畫法委員會や文部省の演劇映畫音楽等改善委員

會を含む多數の官制委員會を廢止することが閣議で決定されたので、昭和十六年の秋にこの機構はなくなり、小規模な審議機關が代ることになった。

かゝる事情から、本稿で述べる推薦制度は、自づから昭和十五年滿一ケ年に期間を限ることとなるのであるがこの期間内に行はれた「推薦」の性質を明らかにするため、民衆娛樂調査會時代の選定標準と相異なる點を、豫め記して置くのが便利であらうと考へる。

民衆娛樂調査會時代の推薦映畫は、主として一般民衆の「觀覽指導」を目的として選定されたものである。この委員會の設置された昭和六年と廢止された昭和十四年とでは、日本映畫界の事情は元より、映畫に對する一般社會の關心や國策上の役割も非常に變つてゐるから、この九ケ年間の「推薦映畫」を同一の尺度で測ることは出來ないが、觀覽指導の建前からとつた選定目標は下の如くである。

一、推薦映畫の價値は「教育的」「娛樂的」「觀賞的」の何れか一つに適するものとする。

二、觀覽者の指定は「兒童向」「青年向」「成人向」「一般向」として區別する。

従つて、民衆娛樂調査會が出來た古い頃の推薦選定標準は、平易な言葉で置き換れば、「この程度のものなら觀ても良からう」と云ふほどの映畫を含む場合が多かつた。然し、映畫に關する世の中の事情が著しく變化した映畫法實施直前の時代には、何等かの意味で「積極性」をもつ映畫のみを、主として選定するやうになつて來たのである。

映畫法の必要が感じられてゐる時代は、同時に推薦制度の革新をも必要とする時代であり、審査會の機構その

ものから根本的な改革を痛感される事情にあつたので、演劇映畫音樂等改善委員會の設置は、眞に時機に適した處置だつたのである。この委員會の映畫部會は、機構から云つても前の民衆娛樂調査會とは到底比較にならぬほど完備してゐるし、直接に映畫法と結び付く審議事務であるため社會的關係も遙かに大きくなつてゐるが、それだけにまた「推薦」の性質も極めて複雑になつたのである。

## 二

演劇映畫音樂等改善委員會は、文部大臣の監督にぞくし文部次官を會長とする委員會で、文部大臣の諮問事項を調査審議する機關である。委員は二十五名で、總會の折は文部次官が議長となるが、常設の部會は各部會別の主任を含む委員と幹事と書記とから成立してゐる。各部會別の委員のほか一般委員とも云ふべき委員があり、官廳側では、文部省教學局長官、同社會教育局長、内務省警保局長、がこの中に屬する。

この委員會中の映畫部會は、大體下の如き人々から構成されてゐる。文部省社會教育局長が一般委員の形式で出席し、部會委員としては、映畫の綜合的性質に關係ある各方面の専門家十人をもつ。更に幹事としては、文部省映畫課長、文部省社會教育官（一般用映畫、及び、文化映畫の各認定主任官、文部省事務官、内務省警保局警務課長、内務省事務官（映畫檢閱主任官）、内閣情報官、等が屬し、書記としては、内務屬（檢閱官）、文部屬（任定係員、及び、映畫事務）等が加はつてゐる。

映畫部會に對する文部大臣の諮問事項は「映畫法第十條ニ依り文部大臣ノ選獎スベキ映畫如何」となつてゐる。

映畫法の第十條は、「主務大臣ハ特ニ國民文化ノ向上ニ資スルモノアリト認ムル映畫ニ付選奨ヲ爲スコトヲ得」となつてゐるし、また映畫法施行規則第十六條には、「推薦」と「賞金ノ交付」とに規定してゐる。このうち賞金を交付すべき映畫は「推薦シタル映畫ノ中ヨリ特ニ優良ナリト認ムルモノ」で、一年の終りに選定し總會を開いて決定するのであるが、「推薦」の方は公開上映に先立つて發表するのを理想とする關係上、毎週一回定期的に總會を開催し、部會の審議のみで採決し、その結果を答申すると云ふ形式をとるのである。そこで、映畫部會の扱ふ「推薦」の審議であるが、その方法は大體下の如くである。

- 一、内務省の檢閲を通過し「一般用」「非一般用」の認定を終つた劇映畫、指定上映の認定を得た文化映畫、その兩者の中から、擔當幹事（各認定主任官）が候補映畫として選定したものを委員會の審議にかける。
- 二、映畫部會委員は文部省の映寫室でこれ等の候補映畫を映寫してから審議にかかり、候補映畫選定當事者の説明を聴取してから意見の交換を行ひ審議を経て採決する。
- 三、委員會で推薦と決定した映畫は、推薦理由書の要點を述べ、書記はこれに基いて文案を作り、審議を経て理由書を決定する。以上が委員會映畫部會の答申である。
- 四、この答申に基き、文部省當事者の決裁を経て官報に發表すると共に、新聞、雜誌、放送局、等の報道機關に公表する。
- 五、これ等の報道機關は、各自の立場からこれを報道するのであるが、推薦理由書の全文を併せて報道するもの、隨意に抄略して報道するもの等の處置が生ずる。映畫部會としては、推薦理由書の全文を同時に報道す

ることを希望してゐるが、實情は必ずしもこれに沿はないやうである。

- 六、劇映畫の推薦は、一般用映畫であつても非一般用映畫であつても、何れにても差支へない。然し、文化映畫は認定を得たものに限られてゐる。なほ、文部省内には、児童生徒向映畫の認定機關があるから、特に児童用映畫と見做されてゐるものは、この機關の認定行爲との矛盾がないやうに推薦を決定する。
- 七、其他、文部省以外の中央官廳が推薦を希望する場合には、事情の許す限り映畫部會はその意向を認める。また、映畫部會で推薦を可とする映畫であつても、他の中央官廳で支障ありと認めるものは推薦しない規則である。

（情報官の報告によれば、「推薦」の文字は文部省のみ用ひ、他の官廳では別個の文字を用ふるやう、内閣情報局で決定した由である。）

### 三

映畫法に基く推薦の性質を根本の方針からみると、「製作指導」が主であつて、「觀覽指導」が従である。而かも前に記したやうな他の關係機關や他の中央官廳の意向をも含めて判斷する必要があるため、推薦行爲を直接間接に制約する要素が非常に多くなり、判定の標準が極めて複雑になるのである。加ふるに、一定の人員より成る委員會が採決する審議であるから、自から其處に個人の判斷とは異なるものが生じて來る。

個々の映畫作品に就いて審査の具體的事情を述べることは、官廳事務の性質上出來ないが、私の解し得た範圍

内で本来かくあるべしと豫想される推薦行爲の性質を概括して述べれば下の如くである。

- 一、斷るまでもなく映畫の價值評價は、これを判斷する個人の體驗と趣味と思想とに聯關しやすい性質をもつてゐる。それと同時にまた、映畫作品を構成する内容的・形式的諸要素が複雑であるため、あらゆる側面から「公平」に評價することにつき、個人としては困難を感じる場合が多い。かゝる意味から、推薦の審議は映畫に關心をもつ各種の専門家の意見を綜合することを「理想」とする。
- 二、製作指導の建前から云へば、製作態度の堅實なるものを尊ぶと共に、健全なる娛樂の範圍内に於いて、新しい試みを示してゐる試作品をも注目する。従つて、これ等の作品は、許容し得る限度内に於いて獎勵の方法を講じる必要がある。
- 三、假りに一個の作品としては或る程度までまとまつてゐても、内容形式ともに全く常規的であり、何等の積極性をも持たない映畫がある。それに對して、或る程度の缺點は含んでゐても、その方向に於いて發達することが望ましいやうな作品もある。この二つの場合、製作指導の建前からは、後者の發育を助長する必要がある。
- 四、映畫の社會性を考慮する場合、大都市の知識階級から地方村落の大衆に至る各種の映畫觀衆に適用し得る「健全な娛樂」を、映畫界の現状に即して選定し、將來の製作を獎勵する必要がある。
- 五、國策上の觀點から、一般國民の正しい注意を喚起し、或は、精神涵養に資するものは、映畫的表現技術の拙劣ならざる限り、取り上げるべきものである。

六、藝術作品として映畫界の現状から優秀なりと判定し得るものは、内容の點に支障のない限り、進んでこれを推稱すべきものである。また、一般國民の健全な娛樂として明朗快活なものも、大いに希望するところである。

七、推薦行爲は決して「獨我的」であつてはならない。何處までも、日本映畫界の現状に即したものでなければならぬ。従つて、「推薦映畫」は決して「選ばれた少數」を誇つてはならない。むしろ、成る可く多數の映畫が推薦になることを希望すべきである。極端な云ひかたをすれば、全部の映畫が「推薦」となることが推薦行爲の最高の理想である。

八、時代物映畫は現在のところ模索の状態にある。傳統的な講談物の舊弊を脱し、多少とも、國史の認識に進まうとしてゐる。従つて、時代物映畫の場合には、主題の扱ひかたに特殊な注意が必要となるのである。然し、これに類する問題は、現代世相物に就いても云へる。かゝる點に關しても、出来るだけ「好ましい傾向」を引き上げてゆく必要がある。

以上の目標は、決して、映畫部會で成文として規定されたものではない。單に私個人が部會の雰圍氣に浸つて感じたところを自分の判斷で漠然と抽出したものにすぎない。斷るまでもなく改善委員會映畫部會は、文部省をはじめ各中央官廳の意向を前提してゐると同時に、委員「個人」の意見を綜合し尊重してゐる。従つて、委員會の採決は、日本の映畫界と、映畫部會委員と、關係官廳當局と、三種の要素の責任にぞくすと云ふ解釋も、或は成立するかと考へる。

この稿では、「推薦」のみに就いて記したに止まる。従つて、映畫法施行規則に記されてゐる「賞金ノ交付」に就いては述べてゐないのである。

なほ、映畫部會の審議に就いて誤解のないやう斷つて置きたい點が二つある。各委員は、自己の直接關係してゐる映畫作品を審議する場合、その採決に加はることを遠慮することになつてゐる。また、映畫部會の主任は私務が務めてゐるが、私「個人」の意向と「部會」の採決との間には何等の直接關係もない。全體として、映畫部會の成立してより一ケ年間、部會の各委員は、各自の所信を述べ、自由に意見を交換しながら審議を行つたのである。

### 推薦映畫と其の周圍

#### 一

映畫法の實施に伴ふ選獎行爲の目的と機構に關する件、或は、個別的に公示される推薦映畫とその推薦理由、等に就いては、或る程度の豫備概念を前提して本稿には略すこととする。然し、同時にまた、推薦審議の委員會内に於ける議事の詳細に就いては、これを全面的に公表し難い事情にあるため、或る程度以上を此處に記すことが出来ない。

従つてこの稿では、委員會の審議事項を背後に豫想しながら、「推薦映畫と其の周圍」の要點を瞥見するつもりである。而かもその範圍は、昭和十六年一月以來日本で製作した劇映畫に限定することとし、國産文化映畫に就いては殆ど記さず、外國映畫に關しては全然觸れてゐない。なほ、考察の資料は委員會で審議した作品に限定し、私個人が仕事の必要から經驗してゐる一般映畫界の問題には全く觸れないこととする。

#### 二

昭和十六年になつてから八月末まで委員會で審議された日本物劇映畫の總數は二十九本である、このうち推薦

されたものが九本あるわけだが、数字の表面に出てるるところだけで判断すると、色々な點で誤差を生じる恐れがあるから、その事情を豫め断つて置く必要があらう。

審議映畫二十九本のうち僅か九本が推薦になつてゐると云ふと、残りの二十本が合格しなかつたわけになるがこれは委員會の方針上、なるべく廣く「参考」になる映畫を観る——と云ふ建前から來るのである。後に觸れる文化映畫の方は、その性質上、審議にかける作品の選定方針が異つてゐるので、表面上は合格率が高いやうに見えるが、製作指導を主とする推薦行為の建前から云ふと、現在の劇映畫に就いて實施されてゐるやうに、推薦候補映畫をなるべく廣範圍に求め、更にその上に参考映畫を加へて、審議機關の視野を出来るだけ擴大することが必要なのである。従つて、以下に列記するやうな種類の作品が、一應の審議に上つて來るのである。即ち

- 一、官廳後援の劇映畫（その内容形式とも、作品としての出來榮如何に拘らず）
- 二、健全なる方向に於いて新しい境地を開拓しようとする「試作品」
- 三、必要にして而かも困難なる題材を正面から扱つてゐる作品
- 四、日本文化の傳統に取材する作品
- 五、年少者の娯樂として適當なる作品
- 六、廣義の教育的内容を含む作品
- 七、時局的意義を有する作品
- 八、地方的觀察を考慮する作品

九、其他

と云ふ具合である。断るまでもなく映畫の性質上、種類別は上記のやうに分れるものではなく、一つの作品で色々の種類に入るものもあるわけだが、これによつて、「候補映畫」と「参考映畫」とから成る審議作品の範圍が相當に廣いことは理解されるであらう。

ところで、審議の結果、「推薦」に決定した九本の映畫であるが、これ等の作品のうち無條件で合格してゐる優秀作は甚だ少なく、大部分は製作指導の建前から、日本映畫界の現状と映畫の受持つ社會的役割とを考慮して、云はば條件付きの推薦になつてゐる有様である。従つて、假りに若し、委員會の選定標準を少しく高めるとすれば、僅かにこの中の二本か三本が推薦されるにすぎないであらう。

何れにしても、これを、昭和十六年一月以來發表された日本映畫總數に比べれば、非常に少ないこととなる。

三

次に、推薦劇映畫九本を中心にして、昭和十六年一月より八月に至る日本映畫界の情況を瞥見してみるとする。これを大別すれば――

- 一、時局關係のもの「大地に祈る」
- 二、軍事關係のもの「曉の進發」「潜水艦一號」
- 三、教育關係のもの「みかへりの塔」「母代」

四、家庭關係のもの「戸田家の兄弟」「愛の一家」

五、地方關係のもの「馬」「笑の快速隊」

の五種に區分することが出来るであらう。これ等の作品中、内容・形式ともに比較的優秀なものとして認められたのは、「馬」と「曉の進發」との二本にすぎなかつたやうである。このうち「馬」は云はば「大作」であるが、「曉の進發」の方は一種の「小品」である。何れも地方人の生活環境を背景とする作品であるが、健全で素直なところに好感のもてる佳作であつた。

これに對して、其他の七本の推薦理由は註釋を必要とするやうである。以下にその主な點を要約して記して置く。

一、「潜水艦一號」は、云はば劇映畫の形式をとつた文化映畫のごときものである。海軍省の企劃は指導的内容の盛り込みかたが嚴格であり、その點で申し分のないものであるから國民の軍事教育上極めて有意義であるが、それだけにこれを劇映畫として組み建てる時、日本映畫技術の現状には無理な點が少なからず生じて来る。殊にこの映畫に於ける俳優の演技のごとき、役柄をこなしてゐない場合が多いのである。

「みかへりの搭」は、内容の性質も異るし指導的方法にも考慮の餘地を残すものであるが、やはり、或る程度まで文化映畫的であると云ふ點に變りはなく、演技の上に著しい未熟さを残すことも同様である。

二、「戸田家の兄弟」は演出技術の堅實・適確なる點に優れた長所を有するもので、製作指導の立場を主とする建前から、この點を特に重要視したわけである。従つて内容の側面からみれば、單に「支障なし」と云ふ程度

で特に積極的な意味はもたない。

三、「笑の快速隊」は、日本の映畫界に著しく缺けてゐる明朗にして健全なる喜劇物を良好に代表するところに特殊な意義を有するものである。従つて、農村演劇隊と云つたやうな内容のものには關係なく、健全な喜劇物として比較的優秀である——と云ふ點を取り上げたのである。

四、「愛の一家」と「母代」との二本は、大體に於いて、現代日本の映畫界に於ける「相對的價値」から取り上げたものである。また、「大地に祈る」は單に時局物のうち無難な作品として採用したにすぎない。

以上の推薦映畫を、この期間に於ける一般劇映畫と照應して見る場合、具體的な示例として以下の如きものを挙げる事が出来よう。ここに挙げるものは「候補映畫」なり「参考映畫」なりの形式で審議にかけられたものである。

現在の日本映畫界は、時代物の優秀作に乏しく、佳作程度のものさへ稀な状態であるが、推薦の標準から隔れてみると、中で比較的まとまつてゐたのは「碑」一本であらう。「藝道一代男」「歌女おぼえ書」のやうに古風な藝の味をみせようとした作品も失敗してゐたし、「罪なき町」「明け行く土」の如きはモラルが觀念的に過ぎて愚に等しく、其他の時代物に至つては大部分が愚劣である。

特殊な原作を扱つた試みとしては、上に記した「愛の一家」が外國文學の繙案物として比較的よくまとまり推薦になつたが、「虞美人草」は技術的に相當良くまとまりながら、この種の映畫として推薦標準に達したものはなかつた。また「白鷺」のごときは、原作の性質上、企劃そのものが既に無理であり、考へかたによつては不純



でもあつた。

児童用の映畫中で推薦の觀點からこの期間に審議したのはカルトゥーン物の「ジャックと豆の木」と短篇劇物の「團栗と椎の實」との二本であつたが、何れも合格しなかつた。「ジャックと豆の木」は内容が良く好感のもてるものであつたに拘らず技巧の點に不満があつたが、「團栗と椎の實」は内容そのものが既に、少年教育の觀點から誤つてゐたし、灰汁が強く不快なものであつた。

官公廳其他の後援になる作品で不合格に終つた劇映畫は、「父なき後」「母の灯」「鬪魚」「結婚の生態」「北極光」の五本である。これ等の作品は、啓發用の劇映畫として何れも社會的影響に難點を含むものである。今後この種の企劃が行はれる場合には、先づ企劃そのものが嚴密な審議を経るべきであらう。委員會としては、官廳後援の作品を審議する場合、内容に誤謬なく社會的效果に支障のない限り、技術的に不充分であつても可成り合格させる方針をとつてゐるが、この五本の作品は上記の難點を含むため推薦し得なかつたものである。中で最も缺點の著しかつたのは「鬪魚」であり、この種の最悪の場合であるが、これに對して相當に良く出來てゐたのは、「母の灯」である。

#### 四

昭和十六年一月以來の文化映畫は、審議本數十三本のうち九本が推薦になつてゐる。これは上にも記したやうに候補映畫選定の當事者が独自の立場から著しく範圍を限定するために生ずる結果であり、劇映畫の場合とは、

種々の事情上扱ひかたを異にするからである。然し、この九本のうち嚴密な意味で優秀な作品は「船の科學」「鐵道保線區」「富士の地質」の三本で、他の六本は概して製作指導の觀點から合格に決定したものである。これ等の推薦作品と不合格に終つた選定映畫とに就いても本稿の立場から述べるべきであるが、文化映畫に就いては單に參考として記すに止めるから、抄略して置くこととする。

#### 五

昭和十六年一月始めから八月末までの日本映畫界をみると、劇映畫、文化映畫とも前年に比し成績が一般に悪く優秀作が甚だ僅かである。殊に劇映畫は質が著しく低下してゐる。そしてこの現象は文部省推薦の觀點から離れて、例へば所謂「藝術的」な觀點から評價する場合にも窺はれることである。この好ましからざる現象が生ずるに至つた原因は極めて複雑であり、映畫改善策の根本に觸れた微妙な諸問題が此處に存するわけである。然し本稿にこれを述べてゐる餘裕はないし、またそれは本稿の目的でもない。

現在の日本映畫界の質的低下に對し、製作指導の建前からのみに止まらず、國民に優秀で健全な娯樂（或は藝術）を提供しようとする工作の一つとして、映畫法に基く文部省の選奨制度がある。然し、最近には更に、内閣情報局で國民映畫の委託製作を劇映畫製作の各社に促し、その第一回の企劃を進めてゐる。これまでの経過によつて將來を豫想するとすれば、この企劃によつて劇映畫としての優秀作が相當に育成されるのではないか？——と云ふ希望を感じる。今回の試みは、その製作指導の方針が極めて具體的であり、審議の方法も専門的な嚴密さ

を本来の建前とする。

文部省の選奨制度と情報局の委託製作とは、現在のところ日本映畫の文化的向上を育成する二種の國策機構であるが、そのうち前者につき本年内の経過を瞥見すれば以上のごとくである。

### 映畫法發令滿一年に際して

我國最初の文化立法と云ふ起案當局の自負に送られ、その運用法に因む社會各方面の希望と疑惑とに迎へられた映畫法も、此處に發令後滿一年を経過するに到つた。この一年間は、半面からみると將來に具へる準備期間であるが、また他の半面から考へると最初の實驗時代だったのである。然し、各種の法規の全面的實施が、發令後一年を経過した現在からであることを思ひ合せると、映畫法の問題は、むしろ長い將來にある——とみる方が或は至當であるかも知れぬ。

ところが偶然にも、映畫法發令の一週年が迎へられようとしてゐるいま、當局は所謂「新體制」を實施する必要を感じ、映畫界もまた直接間接にその影響を受け、製作に關係する各方面の人達ばかりでなく、映畫に深い關心を抱く種々の關係者にとつても、考慮を要する諸問題が生じて來たのである。

斷るまでもなく、新體制と映畫界との關係に就いて感想を述べるのは未だその時機でない。各官廳の映畫企劃や行政に關しても、相當な大きな變改が豫想されるし、民間の製作企業や配給其他をはじめ、各種の言論機關にも新しい制約が加はるやうである。それ等の效果に就いては、様々の實績が自づから價値の判定を行ふであらう

し、一定期間の経過を見送る必要もあるに違ひない。  
従つてこの稿では、映畫法發令後一ケ年の間に現はれた顯著な成績と、私自身が直接に關與して來た仕事とに就いて、一應の回顧的感想を記す程度に止めたい。

## 二

可成り古い話になるが、大日本映畫協會が出來たころ、文化映畫の製作を奨励する方策が講じられたことがある。この協會の企劃者側では、當時から既に文化映畫の強制上映を起案する意向があつたので「文化映畫」と云ふものの主な目標を定めるための懇談會を行つたばかりでなく、文化映畫の懸賞募集や委託製作までも試みたのである。大日本映畫協會には何等の關係もない私であつたが、文化映畫の奨励に關するこれ等の懇談會や審査會には個人の資格で直接參與してゐたのでその成績には或程度の効果を期待してゐたのである。然し、協會常事者の努力にも拘らず、実績は決して好ましいものでなかつた。懸賞募集の作品の中にも、今からみれば文化映畫らしい文化映畫は僅かしかなかつたし、委託製作の作品からも満足なものは出て來なかつたのである。

私達を失望させたこの不成績の原因は色々ある。然し、兎も角も當時は未だ、業界の製作擔當者が文化映畫の何物かを知らず、何等の興味も感じてゐなかつたと共に、會社の主腦部もまた、地味で面倒で利益のあがらない文化映畫などに、少しも力を入れようとしなかつた。それに加ふるに、この頃はなほ、舊時代の所謂「教育映畫」

が残存してゐて、文化映畫の正しい姿を強ひて歪める役割をもつてゐた。アマチュア小型の世界では既に優れた実績を示してゐると云ふのに、協會の懸賞募集にはたわいな漫畫を出品するものまであつたほどである。今から回顧すると、ほんの未開時代のやうなものだつたのである。

それだけに、奨励工策の不成績は、一層痛切に文化映畫を發達させる行政機構の必要を當局に感じさせた。かゝる意味では、不成績に終つた試みも將來に對する貴重な實驗として役立つたわけである。

その後も、文化映畫の成績は餘りあがらなかつたので、映畫法の實施に伴ふ文化映畫の指定上映は、一種の冒險に思はれたし、少くとも或程度の不安を以つて見守られてゐたのである。従つて、指定上映に適する文化映畫の製作を考慮して一定の準備期間が豫定されたのであるが、その期間内に於いて既に、文化映畫の急激な發達が見られるに至つた。今後のことは解らないが、昭和十五年の上半期には、長篇物を除き短篇物だけで約十種の優秀な文化映畫が完成してゐるほどである。且つ、これ等の優秀作につぐ佳作程度のものまで加へるとすれば、その數は二倍以上になるかも知れない。これ等の作品と同程度のものは、映畫法の發令まで殆ど全く出なかつたのである。

映畫法の運用方法の如何によつては、文化映畫の一般的質を現在よりもつと向上させることが出来るかも知れない。然し、映畫法の實施一ケ年の成績は、實施以前に比べて遙かに發達してゐるのである。昭和十五年上半期の優秀作をまとめて考へながら、更めて「映畫法以前」の時代に試みた親切な奨励方策の結果を思ひ比べ、一種の感慨を味ふのである。

映畫法の發令から少しおくれで、官制による演劇映畫音楽等改善委員會が設置され、そのうちの映畫部會は、映畫法第十條による主務大臣の選奨行爲の諮問機關として働くことになつた。昭和十五年一月八日に映畫部會の第一回を開いてから、九月末日までに三十四回の審議を重ねて來た。その間、委員諸氏は文字通りその職責を完うして來たのである。

本來から云ふと、映畫作品の選奨を官廳で行ふ場合には、非常な困難を感じるのが普通である。映畫のやうに作品の性質が著しく多面的であり総合的であると共に、各個人の趣味と經驗とに親しく觸れる藝術(或は娛樂)では、各個人の判斷が多くの場合に一致を缺き、自己の評價を正しいと信ずるものである。其處に、他の藝術と異なる映畫の社會性が認められるわけであるが、その代り、一定のメンバーから成る審議機關が一致した結論を要する場合には、多くの困難を伴ひやすいのである。且つまた、官廳の委員會が兎もすれば陥る弊として、委員達は唯だ事務を傍觀し官廳側は委員を單なる裝飾物と考へてゐると云ふ現象が生じがちなのである。ところが改善委員會映畫部會には、この種の缺陷と弊害とが餘り認められなかつた。各委員は何れも多方面に多忙な活動をしてゐる人達であるに拘らず、事情の許す限りその義務を常に果たし、各自の見解を充分に述べながら、而かも委員會全體の意向を尊重して來た。委員各自の藝術的・社會的信念に基つて判斷しながら、併せて官廳側の意向をも汲んだ。私の如き不肖の者が、改善委員會の映畫部會の主任として、兎も角も務めて來ることが出來たのは他で

もない、委員諸氏が委員會の會務を尊重し、映畫法に基つてその義務をはたされたに由るのである。これは、私一個人の心に秘むべきことかも知れないが、映畫法發令以來滿一年を経過した現在、その運用事務の一面觀として、此處に述べることを許されたいと考へる。

なほ、昨年の收穫豊かな映畫界が、最初の大臣賞金授與に相應しい數種の優秀な大作をもつてゐたことも、映畫部會にとつては非常に悦ばしいことであつた。本年は、下半期に入つてから急激に優秀映畫が多くなり、九月末日まで僅か三ヶ月の短期間に既に數種の大作を世に贈つてゐる。映畫法發令滿一年を記念する「實質的」な式典とも觀られることで、まことに悦ばしい次第である。

## 發令當時の映畫法解説

## 前言

私は映畫法の立案に係した者でもなく、映畫法施行の専任官吏でもない。さう云ふ點では極く淡い關係をもつ者で、むしろ「局外者」と云ふ方が適當かも知れない。唯だ、私の關係してゐる役員會で立案者の説明をきき他の機會に更に詳細な具體的事情を知り得た者にすぎない。これ等の知識に、私の關係して來た審査事務上の經驗を類推の材料として加へ、此處に「外部」からの解説を試みるものである。従つてこの稿は「批判」ではなく同時にまた「辯明」でもない。

以上は、本稿を執筆する私の立場である。當局から配布を受けた關係書類のうち「映畫法施行關係命令案要綱」、「一般用映畫認定ノ標準」、「文化映畫認定ノ範圍及標準」、「映畫法令要綱」及び「映畫法」原文の五種に基つてこの稿を記す。然し、便宜上「映畫法施行關係命令案要綱」の順序に従ひ、この要綱の原文を解り易く書き改め、これに必要な解説を加へながら、項を追ふて進む方法をとることとした。原文を其儘ここに再録すると、法文の特殊技術による文章は常識的に解しにくく、それを更に書き改めてゐると本稿の分量が著しく増すし、一般の讀者には返つて煩瑣な感を與へるからである。

## 解説

一、映畫法は昭和十四年十月一日から施行するものである。然し、映畫に關する種々の特殊性を考慮し、無理なく法令を實施し得るために、具體的な實施期は下の如く規定されてゐる。

A、現に「映畫製作業」または「映畫配給業」をなすものは、施行後一ケ年を限り許可を受けずにその業務を行ふことが出来る。

B、現に演出者、演技者、撮影者として従事してゐる者は、施行後六ヶ月を限り、「登録」を受けずその業に従ふことが出来る。

C、外國映畫の配給割當と上映本數の制限とは、昭和十五年一月一日から實施される。

D、十四歳未満の者の入場制限は、昭和十五年一月一日から實施される。

E、文化映畫の指定上映は、六大都市に限り昭和十五年一月一日より實施されるが、その他の市町村では、同年七月一日より施行される。

(但し、最初の六ヶ月間に限り、一ヶ月の興行日數の半までは、文化映畫を上映しなくとも良い)

F、映寫機の使用と映寫とに關する制限は昭和十五年十月一日から施行される。

二、映畫法第二條にある「映畫製作業」が、實際の「業」として完全な形態を具有するためには、企劃・撮影・編輯を併せ行ふ必要がある。従つて今後の「製作業」は、この形態をとるものでなければならぬ。

然し、目下のところ、企画・撮影・編輯のうち、一つだけとか二つを兼ねるとかするものも「映畫製作業」と見做すが、この認容には許可を受ける必要がある。

映畫法第二條にある「映畫配給業」は、映畫興行者なり其他の映畫上映をなす者なりに對して、映畫の貸付または賣却を「業」として行ふものを意味する。

三、映畫製作業の許可を受けようとする者は製作所の所在地、製作所の構造設備、製作する映畫の種類、等を記載した許可申請書とそれに添えて、事業の起業目論見書と收支概算書を附し、内務大臣と文部大臣とに提出するを要する。

四、映畫配給業の許可を受けようとする者は配給所の所在地、配給の區域、配給の方法、配給する映畫の種類等を記載した許可申請書に添へて、事業の起業目論見書と收支概算書を附し、内務大臣と文部大臣とに提出をする。

五、映畫製作業者または映畫配給業者は、前年中に製作し、または配給した映畫の種類その他の事項を、毎年、内務大臣と文部大臣とに届出ることを要する。

六、映畫法第五條に依り「登録」を受くべき業務の種類は、演出と演技と撮影との三者であるが、その登録申請手續は下の如くである。

(イ)業務ノ種類等ヲ記載シタル登録申請書

(ロ)履歴書

(ハ)内務大臣ノ指定シタル者ノ發行スル技能ヲ證スル書類

(ニ)申請者ガ未成年者ナルトキハ、ソノ親權者ニ代リテコレヲ監督スルモノノ承諾ヲ證スル書類

(ホ)申請者ガ妻ナルトキハ、夫ノ承諾ヲ證スル書類

(ヘ)申請者ガ在學中ノ者ナルトキハ、學校長ノ意見ヲ記載シタル書類

以上の書類を内務大臣に提出するのであるが、右のうち(ハ)の「技能ヲ證ス」る機關は大日本映畫協會内に設けられる委員會である。その構成要素は、各々の技術經驗者を主とし、これに役員や研究家を加へたものであると云ふ。

七、映畫製作業者が前項の業務に十四歳未満の者を従事させようとするときは、下の手續を必要とする。

(イ)従事セシメントスル業務ノ種類等ヲ記載シタル届書

(ロ)業務ニ従事スルニ適スルコトヲ證スル醫師ノ健康證明書

(ハ)業務ニ従事セントスル者ノ親權者マタハ親權者ニ代リテ之ヲ監督スル者ノ承諾ヲ證スル書類

(ニ)業務ニ従事セントスル者ガ在學中ノ場合ニハ、學校長ノ意見ヲ記載シタル書類

以上の書類を内務大臣に提出するのである。

八、映畫法第五條の規定による登録を受けてゐない者を同法第七條の規定によつて前記の業務に従業させ得る場合はある。然しそれは「映畫ノ製作ノ都度雇入ルルトキ」に限られてゐる。

ところで、「製作ノ都度」と云ふ意味の範圍であるが、この法規の主旨としては所謂「フリーランサー」を指す

わけである。エキストラのときものはこの法規の適用外であるし、例へば浪曲物に出る廣澤虎造の如きは別に公認されてゐる者で差支へない。然し、前進座員を一定の契約に基つて使用する場合は、登録を受くべきものと解するのが至當であらう。

九、映畫製作者は、十六歳未満の者や女子を午後十時から午前五時に至る間に製作の現業に従事させることは出来ぬ。但し、臨時に必要なときは、従業地の警察署長の許可を受ければ許容される。

十、所謂「事前検閲」の問題は、映畫法第九條第一項に規定されてゐるが、届出を要する映畫の種類は劇映畫に限られてゐる。撮影開始十日前に、下の條項を記載した届書を内務大臣に提出する必要がある。

イ、映畫の題名

ロ、原作者と脚色者

ハ、演出者（監督）と主な演技者

ニ、映畫の内容（製作意圖、モラル、等）

この届書は映畫の検閲官がみるのであるが、原則としては、これをみた同じ検閲官が完成した映畫の検閲も行ふ建前である。然し、所謂「事前検閲」に通過したからと云つて、それが直ちに映畫検閲の保證にはならない。

なほ、内務大臣は、必要なりと認むるときは、映畫の著作権を證する書類の提出を命ずることもある。

十一、映畫法第十條の規定による映畫の選奨は、「推薦」と「賞金ノ交付」との二つから成つてゐる。このうち賞金の交付を受くる映畫は「文部大臣ノ推薦シタル映畫ノ中ヨリ特ニ優良ナリト認ムルモノ」である。従つて、新

しい「推薦映畫」は一面からみると「賞金交付映畫」の豫選作品の如き觀を誘ふが、他面に於いては、後に「二十」で説明するごとく所謂「強制上映」（實は「指定上映」）の文化映畫に代用し得る特權をもつものである。

然し、映畫法に規定された「推薦」は、同法施行前の「推薦」とは異なるものである。新たに設置される委員會としては、映畫法規關係の委員會と、選奨の諮問機關として設置される委員會とがあるが、推薦映畫の選出は専ら後者が行ふものである。

この條項は積極的な文化立法として行爲する場合であり、選定の種類や標準は目下未定であるが、本來の目的から下の諸問題が解決を要求してゐる。

A、賞金の交付を日本映畫に限るものとして、推薦の行爲は外國映畫にも及ぼすべきか否か？

B、推薦と賞金交付との標準と種類とを如何に扱ふべきか？（例へば、健全なる藝術として優良なるもの、教育的効果の顯著なるもの、文化映畫と兒童映畫を奨励する模範となるもの、等を各種に就いて別個に扱ふことが至當である——と云ふ考へ方のごときこれである）

C、なほ、「二十六」に解説する「一般映畫」の認定標準に連關して、積極的價值ある兒童映畫選定行爲のごときも必要となるが、これ等の派生的問題を如何に扱ふべきか？

以上の如き諸問題はいづれ審議を経て決定されるであらうが、目下のところ未定である。

十二、映畫配給業者は、内務大臣の割當てた數量以上に外國映畫を配給することが出来ないが、これは「劇映畫」に限ること、「文化映畫」には制限がない。

この項は、經濟上の輸入制限を意圖するものであり、國產助成を企劃するものであると共に、精神上的の過剰な影響をも考慮するものである。現在の配給系統を二つとして各々に五十本づゝ割りあてるものと假定すれば、毎月十本近く配給し得る——と云ふやうな計算に基くものだと云ふ。

十三、映畫配給業者が前掲の割當を受けようとするときは、毎年、申請書を内務大臣に提出する必要がある。

十四、然し、内務大臣が必要と認めるときは前掲「十二」の規定に基く割當數量の變更を命ずることが出来る。

十五、輸出檢閲の件は大體今までと變りないが多少の條項が附加されてゐる。映畫法第十三條第一項の規定により輸出映畫の檢閲を受けようとする者は、檢閲申請書を内務大臣に提出する必要がある。

然し、時事を撮影した映畫で内務大臣の檢閲を受ける暇のないときは、同様の形式を以つて、製作地または輸出地の地方長官に申請し、その檢閲を受けることが出来る。

また、檢閲官廳が必要を認めた場合には、映畫の著作權を證する書類の提出を命ずることが出来る。

十六、輸出映畫が左記の條件の何れか一つにても該當するときは之を不合格とする。

- (一) 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ帝國ノ威信ヲ損ズル虞アルモノ
- (二) 政治上、軍事上、外交上、經濟上ソノ他、帝國ノ利益ヲ害スル虞アルモノ
- (三) 國民文化ニ對シ誤解ヲ生ゼシムル虞アルモノ
- (四) 製作技術著シク拙劣ナルモノ
- (五) 其ノ他、輸出ニ適セザルモノ

このうち(四)は新たに附加された條項である。なほ、檢閲の合格有効期間は三ヶ月とする。

十七、映畫法第十四條第一項の規定により國內上映映畫の檢閲を受けようとする者は、檢閲申請書を内務大臣に提出する必要がある。

なほ、時事を撮影した映畫で内務大臣の檢閲を受ける暇のないときは、上映地の地方長官に申請してその檢閲を受けることが出来る。

然しこの條項は、ニュースの中で特に一地方の祭禮行事等を扱つたものを、その地方で上映する場合を意味する。また、事變ニュースのごときは、軍部の檢閲を必要とする關係上、内務省で全国的に統一することになつてゐる。

十八、國內上映の映畫は、左記の條項のうち何れか一つに該當する場合は不合格とする。

- (一) 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ帝國ノ威信ヲ損ズル虞アルモノ
- (二) 朝憲紊亂ノ思想ヲ鼓吹スル虞アルモノ
- (三) 政治上、軍事上、外交上、經濟上、其他、公益上支障ノ虞アルモノ
- (四) 善良ナル風俗ヲ紊リ國民道德ヲ頹廢セシムル虞アルモノ
- (五) 國語ノ醇正ヲ著シク害スル虞アルモノ
- (六) 製作技術著シク拙劣ナルモノ
- (七) 其ノ他、國民文化ノ進展ヲ阻害スル虞アルモノ



以上のうち、「五」「六」「七」の三項は、文化政策を考慮して新しく附加されたものであるが、説明を要する主な點につき記せば下のごとくである。

「國語ノ醇正ヲ著シク害スル」と云ふのは、斷るまでもなく一定地方の方言などを指すのではない。また、一定階級の常用語や一定の性格を示す普通の言葉をも指すのではない。従つて、問題を起した「君・僕」風の女の會話も、一定の性格を表示する目的から使用される場合には、支障なしと解すべきであらう。これに對して、趣味程度の甚だ低劣なものなどは上の條項に該當するやうである。要するに常識の判斷による條項である。

「製作技術著シク拙劣ナルモノ」を警察行政の立場から判定する場合、例へば撮影とか編輯とか云ふやうなものに就いて判定することは、事實上極めて困難である。然し、餘りに古い映畫で而かも「映畫史的」に何等の價値も認められないものを新しく上映しようとする場合などは、この條項に該當すると見做すらしい。

内務大臣の檢閲の合格有効期間は三年とする。これに對し地方長官の檢閲の合格有効期間は三ヶ月とし、且つその效力は他の道府縣に及ぶことが出来ない。

十九、國內上映映畫の檢閲に付ては、現行の「活動寫眞フィルム檢閲規則」に定められたと同様の手数料を徴收する。然し、檢閲官廳が公益上必要なりと認めたときは、手数料を免除することが出来る。

二十、所謂「強制上映」（指定上映）は、下のやうな條項から規定されてゐる。

A、映畫法第十五條第二項の規定によつて上映させる映畫は、「國民精神ノ涵養、又ハ、國民智能ノ啓培ニ資スル」映畫で、文部大臣の認定したものである。然し、「劇映畫」はこのうちに入らず「文化映畫」と通稱さ

れてゐるものに限る。映畫興行者は一回の興行に付き、認定を受けた文化映畫二百五十メートル以上を上映しなければならぬ。

B、但し、映畫法第十五條第二項の規定によつて「啓發宣傳上必要ナル映畫」を上映する場合、及び、「十一」に記した推薦映畫を上映する場合には、文化映畫の義務上映を行はなくて良い。

C、文化映畫の認定を受けようとする者は認定申請書に認定を受ける映畫と臺本とを添へて、文部大臣に提出する必要がある。この認定の有効期間は、その映畫の檢閲の合格有効期間を其儘に適用する。

以上の條項は、多くの説明を要するので、その主な點を此處に記して置く。

先づ、「劇映畫」と「文化映畫」とを區別する目標を何う定めるかが問題であるが、手近な例をとつて云ふと、「航行遮斷」は文化映畫に入れられるが、「上海陸戰隊」は劇映畫である。つまり、「航行遮斷」では、文化映畫的内容を説明する手段として演技が行はれてゐるもので、劇的な展開を構成するものではないからである。

次に、文化映畫認定の範圍と標準であるが、文部省の認定事務當事者が規定したところは下の如くである。

(イ)文化映畫の認定は、後に記す觀覽者年齢制限上「一般用映畫」と認定されたものの中で、文化映畫の認定を申請した映畫に就いて行ふ。

(ロ)認定すべき文化映畫は、政治・國防・教育・學藝・産業・保健、等に關し國民精神の涵養または國民智能の啓培に資するものである。劇映畫でないことは云ふまでもないが、然し、「取材ノ眞實性ヲ歪曲セシメザル程度」なら、部分的に劇的要素が入つても良い。

(ハ)認定すべき文化映畫の要件は下のごとくである。

- (一)一貫セル指導的内容ヲ有スルコト
  - (二)取材セル内容ノ正確ナルコト
  - (三)映畫的表現ノ適正ナルコト
  - (四)一般映畫觀覽者ノ理解シ得ルモノタルコト
- (三)然し、左の映畫も文化映畫として認定され得る。

- (一)廣告映畫ナルモ其ノ内容營利ニ涉ラズ且、優秀ナルモノ
- (二)觀光若クハ風景映畫ニシテ、深ク其ノ民族性・歴史性・風土性、等ニ觸レタルモノ

かう條件を擧げると、認定標準が甚だ高いやうに見えるが、事實は「許容シ得ル」と云ふ程度で認定することになるらしい。然し、從來の經驗から推測すると國策的主旨に基づく官公廳後援の映畫にも拙劣な作品が多い。それ等の映畫を認定事務の當事者が如何に處理するかは不明である。唯だ、各官公廳其他の國策的事業團體としては、製作業者が認定を得る手段として「後援」を希望する場合、大いに自重するやう注意すべきであらう。

また、「啓發宣傳上必要ナル映畫」なるものは、各行政官廳が「映畫ヲ交付シ期間ヲ指定シ」て上映させるものであるから、プリントは官廳所有のものに限るわけであるが、然し、此處に云ふ「啓發宣傳上必要ナル」ものの價值標準は、何等かの適當な方法によつて、内務省と文部省とが豫め許容限度を指定し置くべきであらう。

なほ、色々問題になつたニュース映畫のごときは「一貫セル指導的内容」をもたないため、文化映畫とは認め

られない。然し、例へば「同盟月報」の中に散見する整へられた一卷物などは、この限りでない。

二十一、地方長官が前記の映畫法第十五條第二項の規定によつて「啓發宣傳上必要ナル」映畫の上映をさせようとするときは、一回につき一週間にその期間を限ると共に、同一映畫興行場へ上映させる期間は、一ケ年を通じて六週間以内でなければならぬ。

二十二、映畫館で興行する業者は、一館につき一年を通じ五十本以上の外國映畫を上映出来ないが、これは劇映畫に限る。

然し、同一の映畫を再上映する場合は、上記の本數中に加算しない。

また、一年の途中で新しく外國の劇映畫を上映しはじめた館は、月割りで本數を計算する。

二十三、常設の映畫館で興行する業者は、一回の興行時間を三時間以内に限定しなければならぬ。然し、上記の「啓發宣傳上必要ナル映畫」を上映する場合は、三十分以内に限り興行時間を延長することが出来る。但しこの場合、上映を命令された映畫が短篇ならばその映畫の要する上映時間だけが延長を許容されるにすぎぬ。

二十四、映畫興行者、及び、其他の映畫上映を行ふ者は、一分間二十七メートル四の速度以上に映寫してはならぬ。

二十五、映畫興行者、及び、其他の映畫上映を行ふ者は、自動式安全閉閉器の装置ある映寫機を使用する必要がある。

二十六、所謂「年齢制限」に關する條項と規定とは下のごとくである。

イ、内務省の検閲に合格した映畫は、何れも文部省の認定を受け、「文部大臣ニ於テ年少者ノ教育上支障ナシト認定シ」たる所謂「一般用映畫」と、然らざるものとに區別される。

原則としては「検閲」が先で「認定」が後であるが、業者の上映目的によつては「認定」を受けて後に「検閲」を受ける場合もあり得る。

ロ、「一般用映畫」のみを上映する場合に限り、十四歳未満の年少者を上映所に入れることが出来る。但し、保護者の同伴する六歳未満の幼年者は、年齢制限映畫を上映する場所にも入り得る。

ハ、認定の有効期間は、その映畫の検閲の合格有効期間と同じである。

これ等の條項に就いては、様々の誤解や異論が生じ、なほ解決を今後待つ問題が多いので、それ等の點につき、一と通り述べて置く。

先づ「一般用映畫」の意味であるが、これは決して「兒童向き映畫」ではない。認定の標準として當事者が列擧してゐるものをみると、以下に掲げる條項のうち何れか一つに該當するものは、「一般用映畫」として認定されないのである。

(一) 國史上ノ事實ニ對スル年少者ノ判斷ヲ動搖セシムル虞アルモノ

例へば、足利尊氏などを英雄的に扱つたものなどこれである。然し、幕末物のごとく、元來あまり明白でないものは差支へない。また「出世太閤記」のごときものも支障ない。

(二) 國定教科書ノ内容ニ背馳スル虞アルモノ

但し例へば「スエズ」のごときは差支へない。

(三) 父母、教師等、上長者ニ對スル尊敬ノ念ヲ失ハシムル虞アルモノ

(四) 年少者ノ犯罪又ハ惡戯ヲ誘發スル虞アルモノ、若シタハ、犯罪者、不良少年、等ニ對シ、模倣又ハ羨望ノ念ヲ抱カシムル虞アルモノ

(五) 年少者ニ對シ殘酷殺伐ノ性情ヲ助長スルモノ

(六) 年少者ニ對シ著シク恐怖又ハ嫌惡ノ情ヲ起サシムルモノ

例へば四谷怪談のごときこれであるが、所謂「怪猫物」などはこの中に入らない。

(七) 過度ニ感傷的ナルモノ

所謂「教育映畫業者」の作品には、これにあたる愚劣な作例が相當に多い。然し「チョコレートと兵隊」や「幼きものの旗」の如きものも問題である。

(八) 戀愛ヲ骨子トシタルモノニシテ年少者ノ感情ヲ挑發スルモノ

(九) 年少者ノ空想、好奇心ヲ過度ニ刺戟スルモノ

(十) 其他、年少者ノ教育上支障アルモノ

例へば、大人の世界の中に子供の深く交渉してゐるものは困る。作例としては「早春」「まごころ」「泣虫小僧」等がこれである。また、「路傍の石」程度なら差支へないが、「眞實一路」などになると問題である。

また、「忠臣蔵」などは、根本精神を是認する限りに於いて支障ない。情操教育の點では、エノケンの「法

界坊」のごとき認定出来ない。更に「悦つちやん」などをはじめ、シャリー・テンブルの主演する映畫には、許容し得るものと然らざるものとある。ポパイの漫畫などに就いても同様である。

現在までのところ、「年齢制限」となつた映畫は、外國物よりも日本物に多い有様であるが、大體、上記の作例でわかる通り、積極的に兒童にみせたい映畫の選定を必要とする場合には、別に別種の選定標準を求めなければならぬ。この問題に處する對策は是非とも考究されなければならないが、一般家庭や教育者は、「一般用映畫」を「兒童映畫」と混同しないやう注意すべきである。

次に、制限の年齢を十四歳と定めたことに就いて様々の異論が出てゐるやうであるが、考へかたによつては、十五歳から十八歳までの年齢がむしろ制限を必要とするとも云へる。ドイツなどではこの「危険」な年齢に受ける興行映畫の影響に就いて極めて綿密な調査をしたほどで、觀覽制限の年齢は甚だ難問である。然し、映畫界の現状を種々考慮して十四歳を至當と認めたのであらうが、事情が變化するに従ひ、それに應じて制限年齢を變へてのけば良い。立案者も其積りのやうである。

また、六歳未満の幼年者を同伴し得る條項は、もつぱら社會政策上の考慮に基くものである。これを許容しない限り、生活に餘裕のない大多數の大衆から娛樂を奪ふ結果となる。と云ふわけは、幼兒を委ねる者(例へば婢)をもたぬ家族は、夫婦で映畫をみにゆけないことになる。これでは多産獎勵の主旨にも沿はないであらう。映畫館内が非衛生的であると云ふこともあるが、これは、映畫館そのものの設備改善に待つべきことである。この問題に關しては、むしろ、映畫法第十七條及び第十八條の定むるところに従ひ、行政官廳に對して映畫館の建築や

附帯施設の改善を要望すべきである。そしてこの改善の必要なことは、幼年者の入場を許容すると否とに拘らな

いわけだから、これだけでは上の條項を非難する理由にならない。

二十七、映畫興行者、及び、其他の映畫上映をなす者は、映寫機の操作に就いて映寫免許を受けた者しか使つてはならない。この免許は地方長官の行ふところであるが、然し、地方長官は要するに檢定行爲をするのであつて標準そのものは内務省が指令するわけである。但し、緩燃性フィルムを上映する場合は免許所有者でなくとも良い。

映畫興行者、及び、其他の映畫上映をなす者は、映寫機二臺以上を用ひること、映寫時間が六時間以上引續く場合には、免許所有者三名以上を使ひ、其他の場合には二名以上を用ひなければならぬ。

#### 附記

以上で大體の要點を述べたと思ふが、元來法規は或程度までこれを運用する當事者でまゐる上に、扱はれるものが映畫のやうに云は、「流動」する存在である場合には、解釋次第で種々の相異も生じるであらう。

本稿中、各項に附した番號は、映畫法施行關係命令案要綱の番號と一致させてある。この要綱は、第三十一までであるが、二十八以下は本稿「一」の解説に記したやうな實施期日の規定であるため、此處に繰返さず略して置いた。

また本稿中、カタカナを用ひてある辭句は原文を引用したもので、區別しやすいやう假名を使ひ分けて置いた。

## 文化映畫と社會教育

### 講座要項

現代日本の社會事情に則して文化映畫の廣泛な利用を考へるとき、下の如き要點が指摘される。

- 一、現代の觀點から「文化映畫」の概念を限定する必要がある。
- 二、社會教育の範圍内で、文化映畫を利用し効果を擧げる限度がある。
- 三、上記の限界内に於いて、文化映畫の製作を企劃するとき、豫定さるべきもの
  - A、内容上の各種
  - B、形式上の各種
  - C、觀覽者の各種

これ等の諸問題につき、現在映畫界の具體的事情を批判しながら、將來への理想を考へてみるこれが本講の目的である。

上記の講座要項に基き、項目を追ふて講演の内容を述べるのがこの稿の主旨である。然し、講演當時と現在とは諸般の事情が或る程度まで變つてゐる。従つてこの稿では、それ等の點をも考慮したが、要約の形式や引例

の材料にも多少の相異がある。

### 一

映畫法とその關係省令とをみてわかる通り、現在並びに今後の日本に於ては、廣義の一般社會教育に於ける文化映畫の利用率が著しく強化されることになるが、かゝる場合に陥り易い弊害は、その無批判な「流行」に伴はれる「亂用」の現象である。諸般の文化に就いて基本的教養をもたず、文化に關する思考の訓練を缺く者の言を觀るに、徒らに唯だ「文化映畫」の效用を説き、劇映畫の害毒を擧げると云ふごとく輕薄な態度を窺はせるものが少なくなく、これに類する錯誤は、往々にして、教育關係當事者の間にも散見するのである。ところで現在の日本に製作されてゐる所謂「文化映畫」を通覽するに、實質的に良好なる教育的効果を擧げ得るものは少なく、むしろ、反對の結果を招く愚劣なものが數量的に多い。内容に誤謬あるもの、主旨が觀念的にすぎるもの、主題そのものが映畫的ならざるもの、技術の著しく拙劣なるもの、趣味の低級劣悪なるもの、等、等が指摘される。これ等雜多なる文化映畫の大群を處理する方法は文部省當事者の職責にぞくするが、然し、本來から云ふ上に列擧した缺點を含まぬ堅實な映畫である限り、觀衆に與へる効果などを憶測することなく認定すべきものである。さもないと、一本づつに就いては否定に各々理由があつても、一定數量をまとめてみると、全體の結果に矛盾を含むやうなことになる。

現代日本の觀點から「文化映畫」の概念を決定しようとする場合には、抽象的な理論的基礎から「あるべきもの」を規定するよりも、むしろ、許容し得る範圍を限定する方が適當である。尤も、文化映畫の理想を目標として積極的に製作を意圖する場合には、「あるべきもの」の主張を標榜する必要があると思はれるが、逆に、現在の映畫界から廣義の文化映畫として至當と認め得る作品を選定する場合、或はまた、各種の製作機構を適當な方面に導かうとする場合には、文化映畫の概念を成るべく廣く解釋する方が處置として正しいことになる。

以上の如き主意に基き、「文化映畫」の範圍を社會教育の觀點から限定するとき包含し得るものは、大體下の五種となるであらう。即ち――

- A、特殊な社會事情等に關係なく、一般觀衆の知的興味を喚起し、或は常識的教養に役立つもの
  - B、一定の國策的主旨を普及する上に積極的效果を有する實寫本位の映畫
  - C、一定の觀衆を豫想して製作された教育映畫のうち、比較的廣範圍の觀衆に適した實寫物
  - D、報導映畫のうち一貫した内容をもち教育的價値を有するもの
  - E、宣傳的意圖を含む映畫のうち、一般社會人に正しい常識を與ふる効果を有するもの
- これ等各種の映畫は、事實上、明確に區別し得る場合と然らざる場合とがあるが、標準を規定する建前からは上記の如く區分して差支へないであらう。然し、この五種の選定に就いては、疑問を抱く教育關係者もあらうと

推察するから、以下に最少限の典型的示例を擧げて補ふこととする。

- A、(特に斷るまでもなく明らかであらう)。
- B、例へば「航行遮斷」のごときは、解釋次第で劇映畫ともなり文化映畫ともなる。
- C、(特に斷るまでもなく明らかである)。
- D、例へば「同盟月報」のごときこの種の代表的示例であらう。
- E、最も議論の餘地を多く含むものであるから、數種の作例を擧げて置く。

例一 ある石鹼製造會社で製作した手の衛生に關する映畫がある。人間の手が日常生活に織り込まれてゐる興味深い現象を指摘したあとで、細菌の媒介を防ぐため石鹼で手を良く洗ふ必要を説くのである。ところが映畫作品の常規から云へば題名の次に出るべき製作者名が最後に出て來るため、「手を洗ふ」ことが必然的に一定の商品としてその會社製石鹼に結び付く。これでは、巧妙な「廣告映畫」の効果しか持ち得ないが、假りに若し、製作者名が最初に出るるとすれば、返つて「文化映畫」として通用したであらう。

例二 自動車クライスラーの流線型新型がはじめて販賣されたころ、如何にしてボディがこの種の形態を必要とするか？――と云ふ宣傳用小型トーキーを配給したことがある。特に埃つばい道路を走る自動車を高速度で撮影し、流線型のボディが埃を車内に巻き込まぬことを證明した試みである。當時の日本では「流線型」が一種の流行語となり、單に「スピード的」と云ふほどの尖端趣味に誤解され、チャーナリズムもまたこの流行を無批判に利用した。さう云ふ場合には、この宣傳映畫など、むしろ積極的な教育價値を有した

であらう。

なほ、この他に文化映畫の概念決定上興味深い特殊な示例として、下に記す三組の映畫を擧げることが必要であらう。

A、傷痍軍人の第一次退院が豫定されたころ、厚生省傷兵保護院が主として企劃した三種の映畫がある。其一は「護れ傷兵」と云ふ療養施設建設の記録映畫であり、其二は「第一線の人々」と云ふ人情劇興行物であり、其三は「第二の御奉行」と云ふ厚生教育用教材映畫で、傷痍軍人以外の觀衆には公開を禁止されてゐる映畫である。かゝる企劃は、この三種の映畫を一組として見做すとき、はじめてその意圖を正しく理解することが出来る。

B、日本雪氷協會の成立を機として、常年に發表された雪の映畫が數種ある。其一は藝術映畫社の「雪國」四巻で、地方生活者の負擔となる常時的雪害を描寫したものである。其二は東寶の「雪の結晶」で、實驗室に於ける人工雪研究の必要を説かうと試みたものである。其三は雪氷協會の依頼によつて塚本閣治が製作した二種の十六ミリ映畫で、「雪と風」と「雪と闘ふ」がこれであり、このうち前者は雪庇により生ずる雪害を防止する研究を紹介した試みである。この一群の作品は、はじめから豫定されたものではないが、相互に聯關させて初めて、各個の作品の價値を理解し得る性質のものである。

C、海軍省軍事普及部の企劃になる「航行遮斷」、「揚子江艦隊」、「上海陸戰隊」の三種は、何れも地味にして勞苦多い海軍の軍事行動を理解させるための確に選定された内容と形式とをもち、三作相待つて一層の光彩

を示す優秀な企劃である。然し、嚴密な文化映畫は「揚子江艦隊」一つであり、「航行遮斷」は演技を加味してその任務を説明し、「上海陸戰隊」は興行映畫の中に記録的要素を盛り込んである。

以上三組の作例は文化映畫の標準に基つて分類するよりも、むしろ綜合的に扱ふべき性質をもつてゐる。

### 三

今後の日本に於ける文化映畫關係の當事者が警戒を必要とする問題の一つは、文化映畫の利用限度を的確に認識することにある。現在までに製作された國策文化映畫をみるに、映畫としてよりはむしろパンフレットの形式を以つて普及するを適當とする如き主題を相當に見受けるのであるが、また、科學知識の普及を目的とする映畫の中にも、文化映畫の主題に適せざるものを散見するのである。

社會教育の立場を厳正に考慮するとき、カメラを通して利用し得る技術は、普通寫眞と映畫とである。このうち普通寫眞は、グラフ雜誌、寫眞帖、寫眞展覽會、等の諸形式により、主題の特性に基き觀者の質と量とを考慮して、適當に使い分けることが可能である。日本では啓發工作の當事者が未だ充分に普通寫眞の効果を知らず的確な利用法を理解してゐないから、あらゆる主題を映畫で扱ふ弊を脱し得ないが、ドイツのごとき、國策的普及事業に寫眞を應用する技術は特に著しい進歩を示してゐる。而かもドイツ當局は、決して亂用の弊に陥ることなく、優秀な技術と的確な感覺とを具へながら、充分な批判的態度の下に普通寫眞を扱ひ、適當な方法に於いて映畫と併用してゐるのである。私は仕事の必要上、ドイツの國策寫眞帖を蒐集してゐるが、寫眞の諸形式そのもの

を巧妙に使ひ分けてゐる方法も甚だ組織的なのに感心する。そのうち極く少数の示例を挙げれば下の如くである。

- A、人工纖維工業に關する全般的知識を解りやすく且つ興味深く普及する目的をもつて編輯された *Zellwolle* は、平易な文章による原理の解説と、圖解による製造工程の説明と、寫眞による工場見學と、同じく寫眞による作品、及びその扱ひかたと、これ等の部分から成る一冊の寫眞帖である。此處に使つてある寫眞の作者は有名なパウ・ウォルフであるが、作品の撮影なども布地の手ざわりまで感じさせ非常に良く出来てゐる。假りにこの寫眞帖を日本で製作されてゐるステープル・ファイバーの國策映畫などと比べてみると、技巧の優秀さに於いても、觀者に與へる効果から考へても、格段の相異が認められるのである。
- B、一九三六年ベルリンにオリンピック大會が開催された機會に、ナチス政權確立後四ヶ年の建設事業を中心の主題とした甚だ大規模な寫眞帖 *Deutschland* が非賣品で各方面の關係者に配布された。これほど大掛りで優秀な國策宣傳寫眞帖が刊行されたことはこれまでに先例がない。然し、ドイツでは、この寫眞帖に對應して、四ヶ年計畫に關する映畫も製作してゐる。従つて兩者を對應させてみることは甚だ教訓的である。
- C、無數に出版されてゐる航空關係の國民教育書の中から最少限の代表作を選ぶとすれば、一九三三年刊行の *Volk, Flieg du Wieder!* 一九三八年刊行の *Flieger, Funke, Kanoniere* とを對照させてみるべきであらう。三三年の著書は殉職航空士記念碑の寫眞を巻頭にし、その碑文を巻末にもつ航空思想の國民教科書で、敗戦の打撃から立ち上らうとしてゐる時の刊行物である。然し、三八年の著書は、ドイツ國內の各地に航空戦

士の訓練機關があり、設備の良い雰圍氣に生活しながら、秩序ある訓練を受けてゐる。明朗な鳥人の群が國防の任務についてゐることを喜んでゐる。この著書は、同じ題名の映畫と併用されてゐるもので、その撮影者は一九三二年東亞の空に活動する日本の空軍を眼のあたり視てゐる。現在の第二次世界戦争にあつて、ドイツの空軍が目覺しく活動してゐる有様を思ひ合はせると、更めてこれ等の書物の意味が理解される。

D、郷土愛の精神は青年ドイツの組織的教化に極めて重要な意義をもつが、決して抽象的な理想や壓迫的な方針を使はず、寫眞帖などを巧妙に利用して自づから國民を納得させてゐる。例へば、航空撮影による「新しい自然美」だけを集めた寫眞帖を作り、それと同じ義書に、十九世紀郷土藝術の「傳統的な感覺」に基づく別な寫眞帖を加へてゐる。これである。

E、新興ドイツでは、「模範作業場」を詳細な審査規定の下に選定することを實施しはじめたが、一九三七年と三八年とに選定した *Musterbetriebe* を、一切の附帯施設まで含めて精巧な立體寫眞集にまとめてある。假りにこの立體寫眞帖を各種の教育機關に具へて置くとすれば、これによつて見學に代へることが出来る。最少限の示例でわかる通り、これ等の寫眞帖は、映畫と異なる独自の效用をもつもので、これを映畫で代用することは出来ない。

#### 四

一般映畫觀衆の知的興味を刺戟し、或は常識的教養に役立つ——と云ふ種類の文化映畫を内容の上で規定する



ことは甚だ困難であるが、最も簡単に要約する場合には、大體、下のごとくならであらう。

#### A、観察

例へば、動植物の發育状態や生活現象を主題とする實寫本位の映畫のごときもの

#### B、實驗

例へば、日常身邊の物理現象中より一定の課題を抽出して、實驗的にその要點を指摘するもの

#### C、解説

例へば、各種の生活施設なり製作工程なりに就き、圖解、實寫、説明語、等によりこれを解説するもの

以上の三種の中には、自然と文化との各方面に互る主題が含まれるわけであるが、映畫として適する材料と然らざるものとを充分批判的に區別し、特に「映畫的」なる主題を選ぶ必要がある。以下に極く少數の例を擧げて置く。

A、ウーファの映畫「夜の猛禽」のごときは、扱はれてゐる鳥が梟と木兎とに限られてゐるが、これ等の鳥は何れも顔が映畫的に興味深く、映畫にまとめると非常に見榮えのする面白いものが出来る。

B、東寶映畫「雪の結晶」などは、雪の結晶が寫眞的に美しいから、巧みにまとめれば優れた映畫になつた筈である。完成した作品は主題の扱ひかたが散漫であつたため印象が残らないが、結晶本位に扱へば甚だ效果的な映畫になつたであらう。

C、國際文化振興會が巴里萬國博に出品した「日本の陶磁器」のごとき、この種の工藝の製作過程に窺はれる

流動性が映畫的であるため、他の物産類を扱つたものより遙かに快よい「なだらか」さを観る者に感じさせる。

科學者の参加した映畫の中には、専門上の興味に偏し畫面效果の稀薄な主題を扱ふものを折り／＼見受ける。注意すべきことである。

### 五

一定の國策的主旨を普及する目的をもつ文化映畫は、現在の日本が直面しつつある「非常時局」に於いて特にその必要を感じるものである。従つて、社會教育に關係ある官廳をはじめ各方面の公共團體もこの種の映畫を企画する筈であるから、かゝる時機に特殊な發達の可能が存するわけであるが、それと共にまた他の半面に於いては、無批判な粗製亂造が流行し、内容形式共に審議も著しく不十分で技術も拙劣なものを多く生ずる危險が含まれてゐる。

諸外國の中では現在のドイツが特に優れた成績を示してゐるが、過去の時代にはソ聯の所謂「建設映畫」に興味深い示例があつた。其他、日本に來てゐるものの中では、イタリア、イギリス、フランス、ベルギー、アメリカ、等に少數の注目すべき參考作品を散見する程度である。

これ等の國策文化映畫に就いて極く少數の優秀な示例を選び、内容的に分類してその特質を略記すれば下のごとくである。

#### A、軍事關係

日本の軍部當局が後援してゐる支那事變關係の記録映畫としては、「南京」「揚子江艦隊」等を代表作として挙げ得るであらう。

また外國の最も傑出した示例としては、イタリアがエチオピア遠征の準備工作をまとめて紹介した「大進軍」(日本語版)がある。當時の遠征準備が如何に念入りに行はれたかを詳細な記録で讀み、この映畫と照應してみると非常に興味深い。食糧、醫療、交通、慰安、の各方面に就いて、これほど優れた準備工作の出來てゐるのを觀たイタリア國民は、恐らく深い信頼の心を以つてその肉親を祖國に捧げたことであらう。

#### B、社會施設關係

ドイツの國策映畫シリーズにある數種の作品、例へば、「農村演劇隊」「農村の託兒所」「我等の樂園建設」等は、勤勞生活者の慰安施設を紹介し、明朗な勤勞生活を豫想するものとして好感がもてる。Kraft durch Freude の精神を映畫化した試みである。

#### C、建設事業關係

古い作例としてはソ聯の鐵道布設映畫「トゥルクシブ」が編輯技巧の迫力の特に優れた作例であつた。現在のドイツでは、「航空郵便」、「ヘルレンタール電化工事」、「土の開拓」等が各種の代表作である。

#### D、國民思想關係

日本の鐵道省運輸局旅客課で製作した「敬神崇祖」(日本の姿 第一篇)はこの種の異彩なる優秀作として特

に注目を要する。なほこの作品に就いては後に述べる。

### 六

文化映畫の形式を考察し製作企劃の方針を決する場合、注意すべき要點は下の如くである。

#### A、尺數

文化映畫の尺數は、觀衆の心理と映畫法の規定との兩側面からの確に計量さるべきものである。觀衆の心理としては、觀る眼に特殊な迫力を有する主題に限り長尺物が成立し、他の場合には一卷か二巻に止めるのが興行常識であるから、別段述べる必要はない。また、映畫法の規定としては、映畫法第十五條第一項及び第二項の定むるところに従ひ、指上映用一般文化映畫としては二百五十米以上を要するも、特別な場合には興行時間三時間の限度を三十分以内に超ゆることが出来るから、例へば事變關係の軍事思想普及上特に有效なる映畫の如き、主題の性質によつては十巻以上の長尺物であり得る。

#### B、種類

通常の種類としてはスタンダード・トーキーのモノクロームであるが、内容の性質によつてはサイレント・十六ミリのポリクロームが適する場合もある。然し上映する場所の制約上、止むを得ぬ事情からスタンダード・サイレントを併用したり、便宜上十六ミリの縮寫品を利用したりすることもある。

#### C、構成要素と編輯

常識から云へば、實寫が中心要素になるわけだが、主題によつては圖解を中心に構成される場合もある。簡單に要約すれば、視覺的要素としては實寫、圖解、模型、文字、があり、聽覺的要素としては實音、擬音、説明語、伴奏、がある。これ等諸要素各自の形式を的確に選定することが必要なばかりでなく、相互の組合せ方や編輯法に特殊な形式が考慮されなければならぬ。以下に少數の優れた實例を擧げて置く。

一、海軍の演習を主題とする英獨の映畫では、波浪や水煙の實寫が著しく迫力を増す要素として利用される。航空訓練を扱つたドイツ映畫の魅力は、爆音の的確な描寫にあつた。

二、電話の自動交換装置を主題とする日本の映畫(東和商事配給)は、複雑な電氣操置を極めて理解しやすく圖解だけで説明したところに特徴があつた。フランスの所謂「三分間科學映畫」(潜水艦)に見受ける「子供の科學」的な平易さも圖解の的確さにある。

婦人の衛生思想普及を主題とする古いソ聯映畫「新女性線」では、受胎作用の圖解が手際よく、決して觀者に羞恥心を感じさせない。

三、實寫、圖解、説明語、の組合せが優れてゐたのは、上記の「敬神崇祖」中 神武天皇御東遷の御道筋を示した部分である。元來この映畫は、實寫の部分をも全く象徴的に扱つた試みであるが、的確に選定された説明の文句と語調とに伴はれる畫面は、雲間もる陽光がたゞよう海面の神代ながらの姿である。この部分は、國民の心に 神武天皇の御威徳を深く感じさせたが、かゝる映畫は、これまで他に全く無かつた。

#### D、演技的要素

文化映畫は、演技的要素を伴はないのを原則とするが、場合によつて最少限度の演技を盛り込み或程度の効果を収めてゐるときもある。この種の演技は、要するに「雰囲気」を構成するに役立つのである。

### 七

社會教育と文化映畫との關係を考察する場合、最後に残る問題は觀衆層の理解程度である。注意すべき要點を簡單に指摘すれば下の如くである。

#### A、年齢による差別

成人、青年、兒童、のうち、何れか一種の觀衆を豫想する場合と、二種の觀衆または三種の觀衆を豫想する場合とでは、内容のみならず形式をも異にする必要がある。

#### B、知識程度による差別

漠然と想定されてゐる所謂「一般大衆」のみならず、特に學生層に働きかける場合、所謂「知識階級」を目標とする場合、等で、同一内容にも異なる形式を必要とする。

#### C、地域と生活程度との差別

例へば、地方村落と六大都市とで觀衆の性質が異なることは云ふまでもないが、そのほか、地方人の特殊な環境や心理も、嚴密には考慮を必要とする。

#### D、性的差別

この問題は、普通には内容の差別に伴ふ形式の差別であるが、例へば、國民精神總動員などに關係ある映畫にあつては、同一主題が或程度まで性的差別を要求する。

かつて私は、ソ聯の國策宣傳用ポスターを總括的に觀る機會をもつたが、私の特に興味を惹いたのは、これ等のポスターが、各々その働きかける大衆の性質に従つて、的確に形式を選定してあつた點である。然し、日本では事情が甚しく異ふ。現在の社會教育當事者は、何かと云ふと直ぐ「大衆的效果」を考慮するが、日本の實情としてはむしろ、知識階級を的確に獲得するのが第一の急務である。單に「大衆的效果」を目標とする結果、往々にして教化事業の質を著しく低下させる弊害が生ずるばかりでなく、徒らにチャリタリズムのトビツクとして取り上げられるのもつて満足する如き廢類的興味を誘ひやすく、それに伴つて、指導的位置にある知識階級の協力を全く失ふ結果を招くのである。この點は、社會教育當事者の猛省を必要とするところであるが、その他、批判の餘地を多く残してゐる問題は、「程度」の低い觀衆を豫想する場合、如何なる順應策を講ずるか？——と云ふ點である。この問題は、客觀的實情に則して的確なる處置を要求するところであるから簡單に述べ難いが、少くとも、趣味程度を低下して愚衆に従ふことだけは絶対に拒否すべきである。當事者の中には、稍もすれば「大衆の興味」を名として趣味程度の低下を許す弊害を見受けるが、いやしくも「教育」である以上、常に大衆の質的向上を意圖すべきである。宣傳の目的を達するために手段を選ばぬは、營利會社の政策であるが、これすら現在では適に監督されるべきである。まして、國策上の大方針を普及する目的をもつて製作される映畫の中に低劣な紙芝居程度の趣味を時として發見するは遺憾の至りである。

これ等の複雑なる問題に就いて、各種の社會教育當事者は、安價なディレクタントリズムをいまして、嚴密なる審議を前提して、文化映畫の誤謬なき利用を志すべきである。

此處に「兒童映畫」と呼ぶのは、初等教育の専門家が嚴密に定義してゐる狹義の解釋ではない。さう云ふ専門用語から離れて、或る程度まで廣義に使ふのである。従つて、兒童の觀覽に適する一般用映畫の各種と、適不適に拘らず兒童の觀覽を豫定して製作された映畫とを、共に含むわけである。

現在の日本では、映畫法の規定による觀覽者の年齢制限に基き、一般用映畫と非一般用映畫との認定が、文部省の當局によつて行はれてゐる。それからまた、單に觀覽指導の建前から、兒童生徒向映畫の選定行爲が、文部省社會教育局映畫課内の囑託事務として扱はれてゐる。この二つの檢定機關は、廣義の「兒童映畫」と直接關係があるが、私が本稿で述べるところは、これ等の檢定機關の決採とは何等の關係もない。なほ、映畫法の規定に基く文部大臣の推薦行爲を審議する機關も文部省内に設置されてゐるが、此處では、一般用と非一般用とを共に取扱つてゐるから、その性質上、兒童映畫の問題とは直接の關係がない。

大體以上のごとく本稿の範圍を限定する場合、廣義の「兒童映畫」として取扱ふべき映畫を種類別にすると、下の如く要約し得るであらう。

A、普通の興行映畫

- 一、普通の劇映畫
  - 二、兒童の世界を扱つた映畫
  - 三、普通の文化映畫
  - 四、漫 畫
- B、兒童の觀覽を目的とする映畫

- 一、劇映畫
- 二、文化映畫
- 三、特殊な教育映畫
- C、小型映畫のアマチュア作品

右の分類に従つて、極く簡単に注意すべき要點を記して置く。

二

普通の興行映畫の大部分を占めてゐる一般の劇映畫は、その性質上、特に兒童にみせたいと思ふものが殆どないのは當然であらう。尤も「土と兵隊」とか「燃ゆる大空」とか云ふ類の時局物なら問題はないであらうが、其他の映畫、例へば、「ロビンフッドの冒険」とか「スタンレイ探檢記」とか云ふやうなものになると、何うとして

も一定の条件が付くやうになる。かう云ふ映畫をみせたら悦ぶに相異なるし、特に支障があるわけではないからみせることは結構であるが、児童向の映畫として評價するとすれば、決して「完全」とは云へないのである。

一般の映畫觀衆相手に製作された劇映畫の中に、児童の世界を描いたものが相當にある。日本では一時の間、坪田讓治の文藝を映畫化して「風の中の子供」や「子供の四季」を劇映畫にまとめたが、これ等は主として大人の觀衆を豫想する作品で、それに、興行物らしい灰汁があり、児童の觀覽には適當でなかつた。その點では、「風の又三郎」など、原作者の宮澤賢治の詩人的な持味がそのまま映畫化されてゐるので、児童にみせても良い佳作であつた。また、外國物ではドイツ映畫「少年探偵團」のごとき、エリヒ・ケストナーの原作「エミールと探偵達」の優れた持味を殆どなくしてしまつてゐるに拘らず、なほ、児童の觀覽に適した面白い特徴をもつてゐたし、アメリカ映畫の中では「フランダースの犬」など、子供にみせる作品として少しの難點もなくまとまり、原作の感傷性がなく明朗になつてゐて、却つて好ましい程であつた。然し、アメリカ物の灰汁を多分に含む「若い科學者」などは、種々の事から絶対に不適當な映畫だと考へてゐる。この映畫は、一般用に認定されたばかりでなく、児童生徒向にも選定されたもので、文部省の關係者からみると當然の理由があることは思はれるが、私個人の意見は全く反對である。

通稱「漫畫」と呼ばれてゐるものうち、児童の觀覽に適したものは、アメリカ各社の製作になる手際の良い「彩色漫畫」の若干部分である。この種の作品の中にも児童の觀覽に適しないものは含まれてゐる。無色のものは例へばポパイの如き其の殆ど全部が不適當だと云つて良い。前記の「若い科學者」にも窺はれる弊害であるが

ポパイはじめ一般のアメリカ物には、無暗に腕力を振ふ兒童物が多いから、日本としては特に注意すべきである。なほ、日本製の漫畫は最近の作品を別として従來は趣味が低劣であり、子供の繪本の大部分と同じく、児童の情操教育を考慮する上から、甚だ遺憾に思ふのである。

一般の文化映畫は、映畫法によつて指定上映が規定されて以來、著しく注目されてゐるし質も上つてゐるが、その半面には、甚だ好ましくならぬ現象も窺はれるのである。然し、文部省で認定したものの過半数は、そのまま子供達にみせても差支へないもので、児童はこれ等の文化映畫によつて、知識を廣くし注意を敏感にすることが出来るのである。但し、文部省で一般用文化映畫として認定したものの中にも、児童に餘りみせたくないものは含まれてゐるし、特殊の事情から認定にならなかつたものにも、少數ながら、児童を健全に教育するものは存在してゐるのである。

## 三

古い時代には教育映畫屋が群小プロダクションを形成してゐて、甚だ非教育的な教育劇映畫を製作したものであるが、近頃ではこの弊害が殆どなくなつたやうである。最近まで特に兒童用の劇映畫を企劃製作してゐた唯一の堅實な機關は、東日・大毎映畫部であるが、特に「白墨」のごとき、坦々とした持味の佳作である。餘り押しつけがましい教訓も含まず、而かも、児童に親しみ馴れたテーマを扱つて子供の世界のモラルを描き、子供を包む自然の雰圍氣を簡素に描出し、點景的に兒童を浮出させてゐるところ、甚だ好感のもてる作品である。加ふる

にこの映畫は、國民學校低學年を扱つてゐるところに特殊な意味がある。この機關は、以前から製作をつづけ、漸次に進歩發達して來たもので、兒童用劇映畫の試作を連続的に企劃製作してゐるところに、特殊な存在意義を有するものである。

その他では、兒童繪本を映畫化した「小さな船長さん」が注目すべき作品であつた。この映畫は何等かの事情から、兒童生徒向映畫に選定されなかつたものであるが、上記の坪田讓治の原作を映畫化した興行物などより遙かに好感のもてるものであつた。而かもこの作品は、水上生活者の特殊な環境を扱ひ、その佗びしい世界の中に兒童が素直に育つてゆく有様を描いてゐるので、一層の興味を惹くのである。私個人としては、何等の不自由なく生活してゐる多くの子供達に、進んでこの映畫をみせたいと思つてゐるほどである。

劇映畫のほか、今後の問題としては、特に兒童向に製作された文化映畫が必要になると考へる。既にフランスから輸入された所謂「三分間映畫」には、「潜水艦の謎を解く」と云ふやうな「子供の科學」程度の文化映畫が出來てゐる。甚だ簡単な説明ではあるが、内容に少しの無理もなく、圖解本位で解り易く出來てゐる。かう云ふやうな文化映畫を、嚴密な企劃の下に日本でも製作したら、非常に悦ばれもするし役にもたつであらう。且つこの種の映畫は、單に兒童に好まれるばかりでなく、文化程度の低い一般大衆にも利用價值をもつに相異なる。

其他、初等教育關係者の間で論争されてゐる所謂「教材映畫」も、一種の「兒童映畫」として考へることが出来るが、これは初等教育の學課程や教育技術の全般に關係することで、映畫だけを切り離して考へることは出来ない。映畫教育の必要を強調する論者はこの問題を切り離して考へる傾があるが、それは間違つてゐる。所謂

「視覚教育」と云ふやうなことも、その主張者が考へてゐるほどに事實は簡單でない。カメラ技術を利用する視覚的な教育にも、映畫のほか、スライドや寫眞帖があり、最近のドイツのやうに立體寫眞の利用法が著しく發達してゐる國を考へれば、それ等と教材映畫との關係は益々複雑になるのである。

## 四

一概に小型映畫と云つても、各種のスタンダード映畫を單に縮寫して、簡便な映寫設備で間に合せようとする類のものは、此處では問題外とする。私が本稿で注意したいのは、商品として大量的に配給され販賣されてゐる小型映畫でなく、優秀な技術と感覺とを持つアマチュア作家によつて製作された作品を意味するのである。元來日本では、小型アマチュアの優秀な技術家が多く、世界的にその價値を認められてゐるのであるが、最近では、その製作内容が著しく堅實になり、興味の深い作品を多く見出すやうになつた。中でも塚本閣治の作品はその大部分が文化映畫としても相當に優れた水準にあるもので、兒童が觀ても面白く有益である。これ等の作品は、常に作者の解説を伴ふものであるから、普通の文化映畫とは自づから性質が異なるが、其處に却つて、親しみやすい趣があると云へる。

## 映畫教育と教育映畫

一七八

今から十年ほど前まで、「映畫教育」といふ言葉は佗びしい響きを感じさせた。教育映畫業者といふ不思議な名稱で總括されてゐる群小プロダクションが、紙芝居のやうな「活動」を細々と作り、どこかの小學校の講堂で僅かの人々に幼稚な感動を興へてゐるほかは、むづかしい理窟を通して、粗末な實寫物に個有の存在價值を認めようとする若干の初等教育家の、はかない希望が寄り集つてゐたにすぎない。

私は今でも時折り、バラック時代の文部省の映寫室を思ひ出す。玄關から廊下つたいに倉庫のやうなところを通り抜けると、別棟になつた便所でもありさうな位置に、粗末な映寫室と小さな會議室とがある。そこで毎週一度午後三時から民衆娛樂調査の常任委員會といふものがあつた。灰色の斑になつた裸の壁に「チンドン屋の子供」などと寒むざむとした影像が動くのをみてゐると、心は疲れて悲しかつた。

それからまた私は、映畫教育に「宗教的」な熱心さをもせてゐた或る小學校の校長を思ひ出す。作つてゐるのが櫻の花だとやつと識別出来る程度の「教材映畫」を辯護して、櫻の花の咲く下で櫻の花の解剖をさせるより兒童の理科教育に役立つ——と論説しがたい信仰をきかされると、馬鹿馬鹿しさを通り越して佗びしさが心に沁みるやうであつた。

まるで百年も昔の話のやうなものであるが、實は十年ほど前のことである。かういふ未開の事情のもとにも、

地味な努力をつづけて倦まぬ人達があつた。けれども遺憾ながら、當時の社會と技術とは、この努力を援けるコンディションに置かれてゐなかつたのである。

映畫法が實施されることになつてから、日本の映畫界は面目を一新した。群小「教育映畫業者」が今どうなつてゐるか私は知らないが、佗びしい民衆娛樂調査會は消滅して、勅令案官制による演劇映畫音楽等改善委員會が設置され、その映畫部會が活潑な審議事務をとるやうになつた。そして、文化映畫の如きも大プロダクションが相當に優れた成績をみせるまでに進展し、劇映畫の中にも、國民精神の正しい涵養に役立つ佳作や大作を折り折り見受ける程に發達した。また映畫企劃に關與する官廳としては、劇映畫の力作に軍部の協力が優れた成績を著しく示してゐるが、そのほかでは、鐵道業務關係のものに堅實第一の製作態度から、改めて出發しようとした試作を見出したのである。

かういふ時代になると、「映畫教育」といふ言葉の意味も非常に廣くなり、單に國民學校に適用するものばかりでなく、一般社會を相手とする態度に變つて來る。従つて、さういふ需要に基く「教育映畫」もまた、内容形式とも甚だ複雑多様なものが要求されるやうになるわけである。殊に現在のやうな時局では、所謂「健全なる娛樂」と「啓發宣傳の手段」とが、或る程度まで融合して來るし、その半面では「國民文化の向上に資するもの」といふ意味が、著しく制限されるのである。

そこで、廣義の教育に映畫を利用するといふ問題は、全般的にみて多くの基礎工策を新らたに必要とすること



になり、昔とは異なつた點で別種の困難を感じる結果を生じたのである。局外者の立場にある私は、心の内に一つの興味ある「實驗」を感じてゐるにすぎないが、情報局第四部長が私に語つた言葉によつて、檢閲の統制を扱つてゐる當事者もまた、現下の指導精神が皮膚化され淺薄なものになつて、映畫の中に扱はれるのを遺憾に思つてゐるのを知つた。

この問題などは、具體的な作品に就いて、一つ一つ詳細に業務者を再教育する必要があるに相違ない。なほ別な機會に、翼賛會の文化部で、地方村落の觀覽指導に關する懇談會を行つたことがある。私の想像では、單に啓發宣傳の映畫を、村落に持ちこむ方策だけであらうと獨りきめにしてゐたのであるが、當事者の意向では、地方人の娛樂水準そのものを質的に向上させようと考へてゐるらしかつた。さうなると、初等教育でいふ「視覺教育」のやうに、視覺的な理解力を、根柢がら築き上げる百年の計が必要となるわけであらう。

映畫を國民教育に利用することにかけて、特に傑出してゐるのはドイツである。私は自分の仕事の必要から、建築、美術、寫眞、映畫、等の視覺的な表現技法を、啓發宣傳に總動員してゐるナチス・ドイツの實績を調べてゐるし、さういふ問題に因んだ優秀な示例も、なるべく蒐集するやうに心がけてゐるが、これらを総合的に考察すると、非常に興味深いのである。

そのうち、映畫に直接關係ある問題だけを、箇條書にして拾ひ出してみると下のやうになる。

一、同一のテーマを種々の觀點から映畫化し、何本もの映畫シリーズにまとめ、決して、一本の中にあらゆる

要點を詰めこむといふやうな愚しい眞似をしない。

二、映畫で扱つたテーマは、普通寫眞、立體寫眞、繪畫などの他の表現技術を使つて、別個に扱ひなはず。つまり、映畫だけを萬能の靈藥と考へるやうな馬鹿げた企劃をたてず、常にその利用し得る限界を的確に測定してゐるのである。

三、映畫で扱つたテーマは、觀念的な理窟や押し付けがましい態度を絶対に避け、常に人情の機微を巧みに捉へ得るだけの「美しさ」をもつてゐる。一言にしてつくせば、現在の戦争と同じく、科學的技能を極度に活用すると共に、外交方策を巧妙に扱ひ、正確に計量された企劃に基いて、慎重であると同時に、非常に敏活であり大膽である。

然しドイツの國策藝術が、これだけの成果を収めてゐるのは、一つの基本的な準備をしてゐるのによる——と考へることも出来るであらう。例へば、青年男女につき、十五歳から十八歳に至る最も危險な年齢の間、興行映畫がどんな影響を與へるか——といふ調査のごとき、甚だ模範的な例である。かなり以前に、この調査記録を讀んだときには、その綿密さと周到さに感心したが、かかる基礎工策の態度は、通り一遍の「調査」とは根本的に異つた性質をもつのである。

四

## 映畫鑑賞指導講座抄

### 軍事啓發工作の一形態

劇映畫「潜水艦一號」を正しく理解するためには、直接にこの映畫と關連する下記の企劃を同時に參照する必要がある。

- 一、海軍省の啓發企劃の中には、「地味で勞多く而かも極めて重要な任務」を國民に理解させる——と云ふ根本方針が含まれてゐる。
- 二、この根本方針は、かつて、劇的要素を含む文化映畫「航行遮斷」や記録映畫「楊子江艦隊」の製作となつて、支那事變に因む映畫作品に特殊な意義を與へたのである。
- 三、この根本方針に基き現在の世界情勢に即應したテーマとして、今回の海軍記念日に因む啓發企劃を潜水艦に求めた。そして、潜水艦の機能と勤務との特殊性を正しく國民に理解させる方策として（一）潜水艦を主題する展覽會を百貨店に開催し、（二）劇映畫「潜水艦一號」を製作させ、（三）興行場用の小形パンフレット「潜水艦の知識」を觀衆に配布し、（四）文化映畫「潜水艦」を製作させた。

従つて、「潜水艦一號」を正確に理解する爲めには、これ等の啓發企劃を全面的に見透す必要がある。

先づ映畫の性質から考へると、「潜水艦一號」は「航行遮断」と同じく、演技によつて説明された一種の文化映畫である。それからまた、優秀な實寫的要素を含むことに於いては陸軍省後援の「燃ゆる大空」と共通性をもつ作品である。

次に「潜水艦一號」は、啓發上必要と考へられる一切の思想内容を嚴密に規定し、登場する各種の人物の臺詞に割りあててある。従つて、この映畫は内容的に極めて正しく、少しの誤謬も含まず、云はゞ「必要にして充分」な條件を充してゐるのである。

上記の意圖になるこの劇映畫の内容の構想に就いて要點を拾へば下の如くである。

一、佐久間書院で「職分」の授業を受ける小學生がある。佐久間艇長の故郷から二人の少年が志を立てる。甲は潜水艦長となり、乙は潜水艦設計技術家にならうとして、艇長の墓に詣づる——と云ふのが、この映畫の發端である。この二人は堅い友情の下に勵まし合ひ、海軍將校となつた甲は、乙が設計した優秀な潜水艦の艦裝委員長となり、試航の折、佐久間艇長の遭難現場を通過し、艇長以下十四名の英靈に對し全員の登舷禮を行ふ。「海ゆかば」の曲を伴奏として優秀な潜水艦を見送る部分が全體のラスト・シーンである。

二、従つてこの劇映畫では佐久間艇長の六號艇神社が象徴的な意味をもつが、これには別に深い理由がある。即ち、潜水艦の歴史を回顧すれば明らかなやうに、この艦種の發達は常に犠牲者の屍を豫想する。それと同時に、佐久間艇長の遺書には帝國軍人の理想とする「精神」をみるのである。この事情を日本海軍に就いて考へるとすれば、下のやうになる。日本の潜水艦は日露海戦に参加してゐないから、實質的には未だ一度も

實戦に加はつてゐない。然し、潜水艦は如何なる場合にも國防の使命を完うし得るために、常の準備を怠らず、潜水艦の進歩のため不斷の勤務に服してゐるのである。此處に、日本潜水艦發達史上に於ける六號艇の意義があり、佐久間艇長の遺書にみる先覺者の遠見がある。

三、明治四十三年に六號艇が遭難したとき、佐久間艇長の遺書は寫眞製版の複製となつて一般に配布された。然し、この遺書の深い意義が明瞭になつたのは、潜水艦の任務の特に重くなつてゐる現代である。

「小官ノ不注意ニヨリ 陛下ノ艇ヲ沈メ、部下ヲ殺ス。誠ニ申譯ナシ。サレド艇員一同死ニ至ルマテ皆ヨクソノ職ヲ守リ、沈着ニ事ヲ處セリ。我等ハ國家ノ爲職ニ斃レント雖モ唯々遺憾トスル所ハ、天下ノ士ハ之ヲ誤リ以テ將來潜水艇ノ發展ニ打撃ヲ與フルニ至ラザルヤヲ憂フルニアリ、希クハ諸君益々勉勵以テ此ノ誤解ナク、將來潜水艇ノ發展研究ニ全力ヲ盡クサレンコトヲ。サスレバ我レ等一モ遺憾トスル所ナシ」

この遺書とその辭句に相應しい乗員一同の最後とは、單に歴史上の記念碑たるに止らず、現代に最も相應しい遺訓である。

四、劇中の臺詞で、潜水艦乗員の特殊性を理解させる文句は下の如くである。

海軍潜水學校教官の講義。「潜水艦の指揮者は假令敵狀を得られない場合に於いても適當に判斷を下し獨斷で適切な行動をしなければならぬ機會が非常に多い。潜水艦の指揮者は特に鋭い戰術眼を備へて居なければならぬと云ふ理由の一つは茲に在るのである」

潜水隊司令が艦長に贈る言葉。「……艦長個人の性格次第に依つて非常に特色を發揮するものだ。即ち或者